

# しまね循環型社会の現状報告

(しまね循環型社会推進計画進捗状況調査報告書)

平成16年9月  
島 根 県

## はじめに

島根県では、3R（スリーアール）（Reduce：発生抑制【ごみを減らす】、Reuse：再使用【くり返し利用する】、Recycle：再生利用【再び資源として利用する】）及び適正処理を推進し、環境への負荷ができる限り低減された持続的に発展するしまね循環型社会を形成することを目的とした「しまね循環型社会推進計画」（以下「本計画」という。）を平成14年3月に策定しました。

本計画は、島根県環境基本計画における資源の循環利用及び廃棄物の減量に係る実施計画、循環型社会形成推進基本法に基づく島根県版の計画及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3の規定により策定が義務付けられた廃棄物処理計画としての性格を併せ持っています。

本計画では、平成17年度、平成22年度における廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量について数値目標を設定しており、県民、事業者、市町村などの各主体におかれましては、その達成に向け、積極的な取組を行っていただいています。

また、島根県においても、本計画に基づく取組はもとより、バイオマス利活用方法等を内容とする「島根県バイオマス総合利活用計画」等を策定し、これらに基づく取組を進めるなど、廃棄物のリサイクルについて積極的に取り組んでいます。

本進捗状況調査は、本計画策定後2年を経過した現時点において、本計画に定める施策の見直しや再構築を図ることにより、今後の取組を一層促進するため実施したものであり、数値目標の達成状況や各主体における取組状況について調査・把握・評価を行いました。

この調査結果について参考にしていただくとともに、みなさまのさらなるご協力をお願いするものであります。

平成16年9月  
島根県知事 澄田 信義

# 目 次

## はじめに

### 序章 「しまね循環型社会推進計画」について

1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 島根県が目指す循環型社会の姿 .....	2
3. 計画の性格 .....	4
4. 計画の期間 .....	8
5. 計画の構成 .....	8
6. 「しまね循環型社会」の形成に向けた数値目標 .....	9
7. 県民・事業者・行政（市町村・島根県）が行うべき行動計画 .....	12
8. 推進体制と進行管理 .....	16

### 第1章 進捗状況調査の流れ

1. 進捗状況調査の流れ .....	17
--------------------	----

### 第2章 「しまね循環型社会」の形成に向けた数値目標の進捗状況

1. 発生抑制目標に対する進捗状況 .....	18
2. 再生利用目標に対する進捗状況 .....	20
3. 最終処分目標に対する進捗状況 .....	22

### 第3章 県民・事業者・行政（市町村・島根県）の行動計画に関する取組状況

1. 県民の取組状況 .....	27
2. 事業者の取組状況 .....	32
3. 市町村の取組状況 .....	37
4. 島根県の取組状況（重点施策） .....	41

### 第4章 「しまね循環型社会」の形成に向けた

#### 県民・事業者・行政（市町村・島根県）の取組事例

1. 県民の取組事例 .....	55
2. 事業者の取組事例 .....	58
3. 市町村の取組事例 .....	67
4. 島根県の取組事例 .....	72

### 第5章 まとめ

1. 進捗状況調査結果の総括 .....	80
2. 計画の見直し .....	84

## 序章 「しまね循環型社会推進計画」について

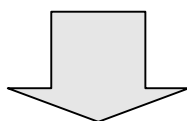
## 1. 計画策定の趣旨

【目的】 本計画は、島根県において、今後一層、3R（スリーアール）を推進するとともに適正な処理を推進することにより、環境への負荷ができる限り低減された、持続的に発展する「しまね循環型社会」の形成を目的として、平成14年3月に策定しました。

【役割】 本計画に基づき、県民・事業者・行政（市町村・県）は、排出者処理責任と拡大生産者責任(EPR)の原則を確認しつつ、適切な役割分担と協働を行い、「しまね循環型社会」の形成に積極的に取り組むことが必要となります。

### 計画策定趣旨の概要

「大量生産、大量消費、大量廃棄型」の社会経済システムの定着



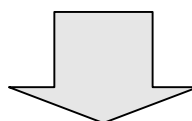
大量の廃棄物の発生

地球規模の問題

- ・地球温暖化
- ・資源枯渇 等

廃棄物の問題

- ・ダイオキシン類の発生
- ・最終処分場のひっ迫等



- ・社会経済システムの見直し
- ・ライフスタイルの見直し

循環型社会

(環境への負荷ができる限り低減された持続的に発展する社会)

- ・廃棄物の発生抑制
  - ・資源の循環利用
  - ・廃棄物の適正な処理
- } 天然資源・エネルギーの消費抑制  
環境への負荷の低減

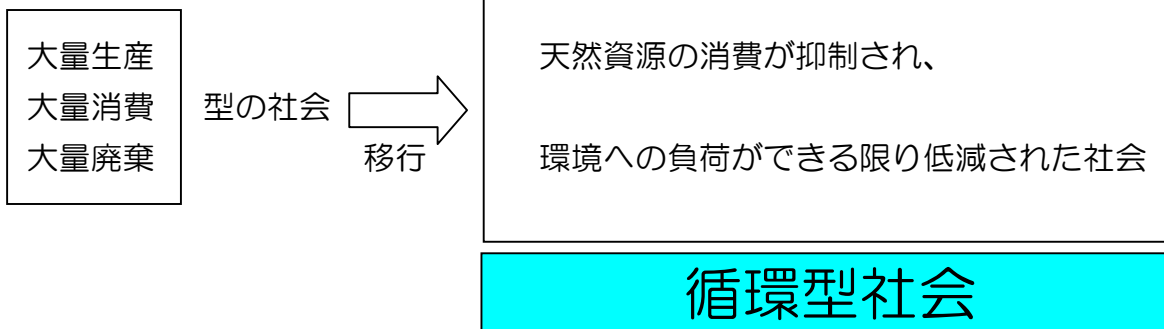
## 2. 島根県が目指す循環型社会の姿

第一： 製品等が廃棄物等（廃棄物・使用済製品等・副産物）となることを抑制（リデュース：発生抑制）すること。

第二： 製品等が循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）となった場合、これについて適正に循環的利用（リユース：再使用、リサイクル：再生利用、熱回収）が行われることを促進すること。

第三： 循環的な利用が行われない循環資源については、適正な処分（廃棄物としての処分）を確保すること。

↓  
以上のことを行うこと  
により実現する社会



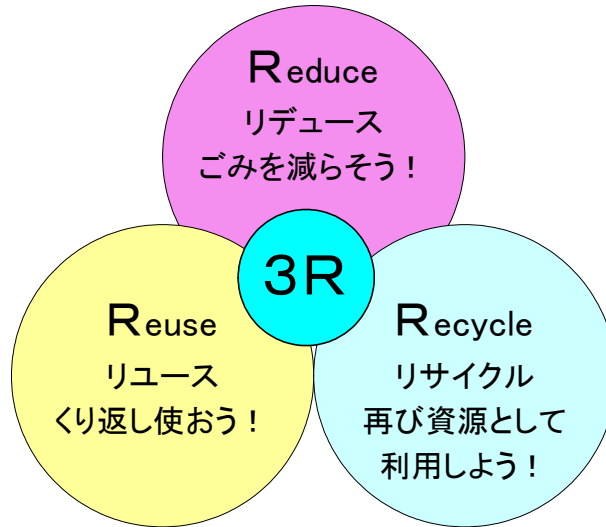
⋮ 島根県では

### しまね循環型社会

「しまね循環型社会」では以下ようになります。

- ① 各主体（県民・事業者・行政）により、3Rが率先して実行されます。
- ② 環境産業・技術が育成されます。
- ③ 豊かな自然と人との共生が確保されます。

## 3R（スリーアール）とは



### Reduce：リデュース

#### 「ごみを減らそう！」

ごみを処理するためには、エネルギーが必要となり、資源を使用することとなります。また、処理を通じて二酸化炭素やダイオキシン類などが発生し、環境負荷を与えるため、ごみは可能な限り減らしましょう。

#### －実践例－

- ・無駄なものは買わない。
- ・買い物をするときは、マイバッグを持参する。
- ・過剰包装や不要な包装は断る。
- ・長持ちする商品を販売・購入する。

### Reuse：リユース

#### 「くり返し使おう！」

ごみの中には、まだまだ使えるものがたくさんあります。別の使い方を考えたり、必要としている人に譲るなど、まだ使えるものはごみとしない取組を実践しましょう。

#### －実践例－

- ・詰め替え商品やリターナブル容器を選ぶ。
- ・リサイクルショップを利用する。
- ・不用になったものをフリーマーケットに出す。

### Recycle：リサイクル

#### 「再び資源として利用しよう！」

やむを得ず、ごみとして排出する場合には、資源としてリサイクルが行いやすいよう、市町村の分別収集に協力しましょう。事業者にあっては、リサイクルを推進しましょう。

#### －実践例－

- ・資源ごみは市町村等の分別収集に従い排出する。
- ・再生商品の利用を行う。
- ・生ごみはコンポスト容器などを利用して堆肥にする。

### 3. 計画の性格

本計画では、つぎの計画を併せ持つものとします。

- ① しまね循環型社会の形成に向けた行動指針・行動計画
- ② 循環型社会形成推進基本法に基づく計画
- ③ 廃棄物の適正な処理に関する計画

なお、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別リサイクル法等との関係については、図3-1に示すとおりであり、本計画に関連する島根県計画及び問合せ先等については、表3-1に示すとおりとなります。

#### ①しまね循環型社会形成に向けた行動指針・行動計画

本計画は、県民・事業者・行政が、しまね循環型社会の姿と必要性を認識し、協働のもとで取組を行うための行動指針・行動計画であり、「島根県環境基本計画」における資源の循環利用及び廃棄物の減量に向けた実施計画として位置付けられます。

#### ②循環型社会形成推進基本法に基づく計画

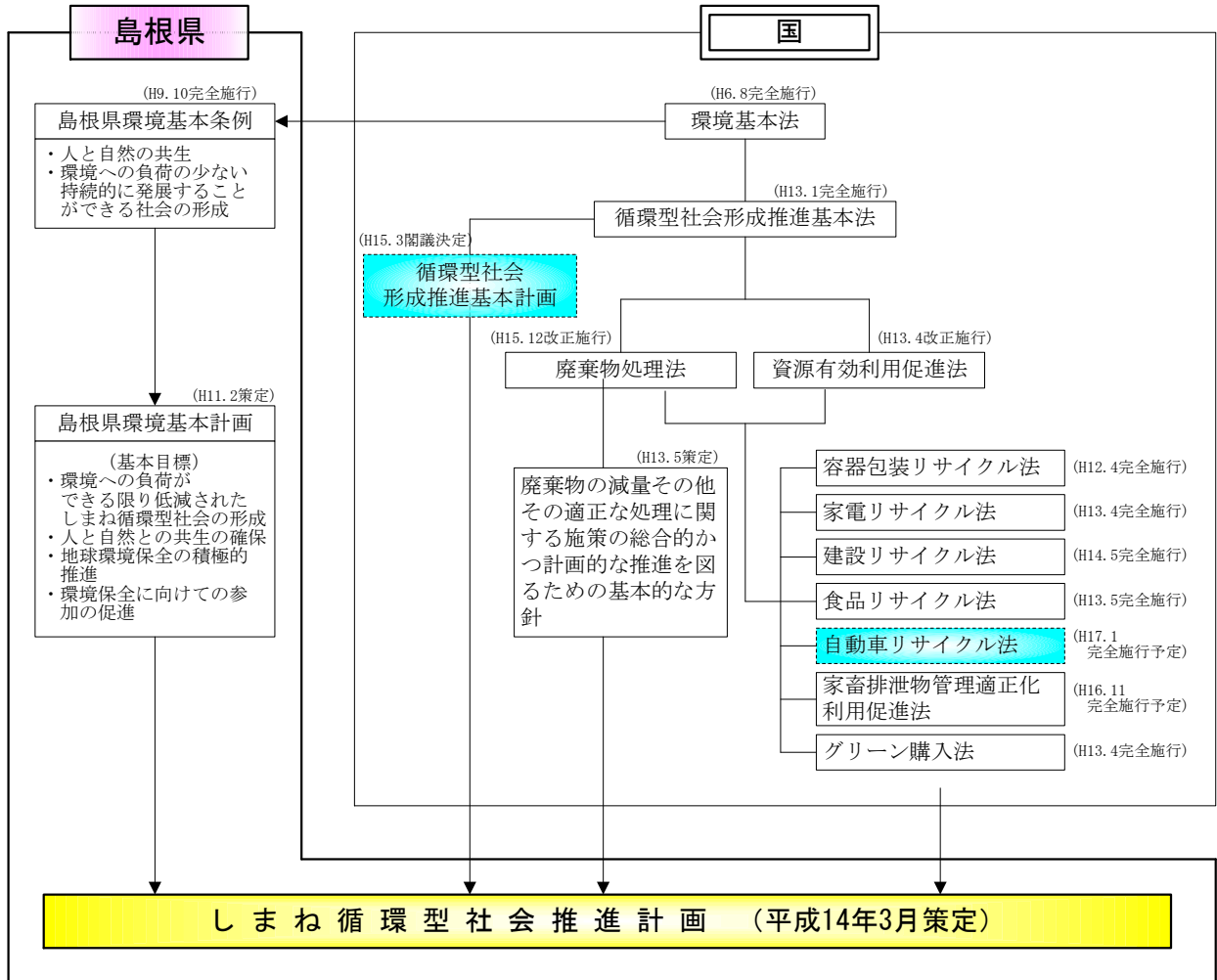
本計画は「循環型社会形成推進基本法」に基づき国が策定した「循環型社会形成推進基本計画」に関連した、島根県版の計画として位置付けられます。

#### ③廃棄物の適正な処理に関する計画

本計画は、島根県の廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）の適正な処理に関し、廃棄物処理法第5条の3の規定により策定が義務付けられた「廃棄物処理計画」としての性格を併せ持つものとなります。



図 3-1 本計画をとりまく法体系等



は、本計画策定以降に制定または策定されたもの。

表 3-1 本計画に関連する島根県計画等

	計画等名称	策定年月	目標年度	計画等概要	問合せ先
1	下水汚泥等の農用地施用指導指針	H10.3	—	汚泥肥料の有機質資源リサイクルを推進するため、農用地への施用の基準を定めている。	生産振興課
2	島根県環境基本計画	H11.2	H22	人と自然が共生し、環境への負荷ができる限り低減された、持続的に発展することができる社会の形成を目指し、環境の保全に関する長期的な基本目標を示すとともに、それを実現するための施策展開等を定めている。	環境政策課
3	島根県ごみ処理広域化計画	H11.3	H19	島根県下のごみ処理の広域化を推進する上での基本となる広域エリアの設定及び各エリア内での施設集約化に関する基本的な考え方を定めている。	廃棄物対策課
4	島根県科学技術振興指針	H11.3	H20	戦略的かつ総合的に科学技術の振興を図っていくため、県民、産業界、大学等、行政の共通目標（基本理念：「人と自然が共生した21世紀型イノベーションの実現」、重点分野：「環境に優しい循環型社会の実現を支援する分野」、「健康でゆとりある生活の実現を支援する分野」）を策定。	産業振興課
5	島根県地域新エネルギー導入促進計画	H11.3	H22	廃棄物発電、廃棄物熱利用、バイオマスエネルギー等地域に散在するエネルギー源の活用を図るため、新エネルギーの種類毎に導入目標を設定。	土地資源対策課
6	島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針	H11.12	—	地域連携型の農業用廃プラスチックの組織的回収及びリサイクル体制の構築の促進を図るための事項を定めている。	生産振興課
7	島根県地球温暖化対策推進計画	H12.3	H15	各主体が行うべき省エネルギー・省資源・リサイクル等の取組事項について定めている。	環境政策課
8	新農業・農村活性化プラン	H12.3	H22	プランのなかの「環境にやさしい農業の推進」の項目において、良質な堆肥等有機質資源を活用した土づくりを基本に、より安全な農産物の生産と環境の負荷の低減等を推進する施策について定めている。	農林水産総務課
9	島根県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	H12.9	H20	家畜排せつ物の不適切な管理方法を改善するとともに、資源としての有効利用を図るため、処理施設の整備及び利用促進に係る技術の向上に関する事項について定めている。	畜産振興課
10	第二次島根県生涯学習推進構想・島根県生涯学習振興プラン	H12.9	H16・H21	構想のなかの「環境・資源に関する学習」の項目において、環境の負荷の低減に向けた施策の方向及び具体的な施策について定めている。	生涯学習課
11	新しまね森林林業活性化プラン	H13.3	H22	みどり豊かなもりづくりと森林資源を活かした循環型社会の形成のため、森づくりと、林業・木材産業の持続的発展を図るための基本方向と重点的取組方策を定めている。	林業課
12	島根県環境学習基本指針	H13.3	—	「島根県環境基本計画」の重要な施策の一つとしてあげられている「環境教育・環境学習」を総合的・体系的に推進するために必要な事項を定めている。	義務教育課
13	島根県グリーン調達推進方針	H13.9	—	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が平成13年4月より全面施行されたことを受け、同法第10条に基づく調達方針を定めている。	環境政策課
14	島根県特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針	H13.9	—	平成12年5月に制定された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき、平成13年1月に国において策定された「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本指針」に即し、建設工事に係る資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るための必要な事項を定めている。	技術管理室
15	全県域下水汚泥処理総合計画	H14.3	H32	島根県全域を対象に各市町村で発生する下水道等汚泥（公共下水道、集落排水及び合併浄化槽等から発生する汚泥）について、島根県と市町村との連携により、広域的かつ長期的な視点に立った総合的な処理計画に係る基本構想と基本計画を策定。	下水道推進課
16	島根県有機性資源循環利用の手引き	H15.3	—	有機性廃棄物（使用済み菌床、露地野菜の収穫残渣、農業集落排水汚泥、牛ふん）の農業利用上の問題点や利用法について定めている。	生産振興課
17	島根県木質資源活用維新計画	H16.3	H20	島根県の木質資源を活かし、経済発展と環境保全を両立させながら、県民・企業・学術・行政の諸分野が連携・協働して取り組むべき具体的な重点事項及び達成目標水準を定めている。	林業課
18	島根県バイオマス総合活用計画	H16.3	H22	畜産排せつ物、製材工場残材及び下水汚泥等、バイオマス資源の有効活用を推進するための基本計画として、バイオマスの利活用方法等について検討している。	農林水産総務課
19	県庁舎、合同庁舎等におけるエコオフィス率先実行プラン	H16.6改訂	—	環境への負荷の少ない行動を推進するため、電気消費量の節減等の具体的な行動について定めている。	環境政策課

※掲載順は策定年月による。  
 問合せ先の電話番号等：参考資料3

## 本計画に関連する法律及び計画の概要

法律等名称	概 要
環境基本法	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。
循環型社会形成推進基本法	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組みを定めている。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会推進基本法では、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に対して、循環型社会形成推進基本計画の策定を義務付けており、平成 15 年 3 月に閣議決定されている。
廃棄物処理法	廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、社会情勢等の変化に伴い、必要に応じて一部改正が行われている。
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針	廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めたもので、平成 9 年度を基準年としたうえで、平成 17 年度、平成 22 年度における一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、最終処分量の目標量が定められている。
資源有効利用促進法	10 業種・69 品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の約 5 割をカバー）を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については、平成 13 年 4 月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられている。
容器包装リサイクル法	一般家庭から排出されるごみの容積比で 6 割、重量比で 2～3 割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化している。
家電リサイクル法	平成 13 年 4 月以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進している。
建設リサイクル法	建築物を解体する際に廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）を分別し、再資源化することを解体業者に義務付けている。
食品リサイクル法	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進している。
自動車リサイクル法	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金（フロン類、エアバック類、シュレッダーダストのリサイクル）を負担することが義務付けられている。
家畜排泄物管理適正化利用促進法	家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的としている。
グリーン購入法	国等の公的部門による環境物品等の調達推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としている。
島根県環境基本条例	地球規模の環境問題や廃棄物の問題等に対しては、従来の事業者を規制の対象にした法体系だけでなく、広く県民一般の日常生活に係る理解と協力が不可欠であることから、環境保全全般についての基本的な事項を統一的に定めている。
島根県環境基本計画	島根県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めている。

## 4. 計画の期間

本計画の対象期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間とし、この間、計画の実施状況やその後の情勢の変化を踏まえ、必要に応じ、一定の見直しを行います。

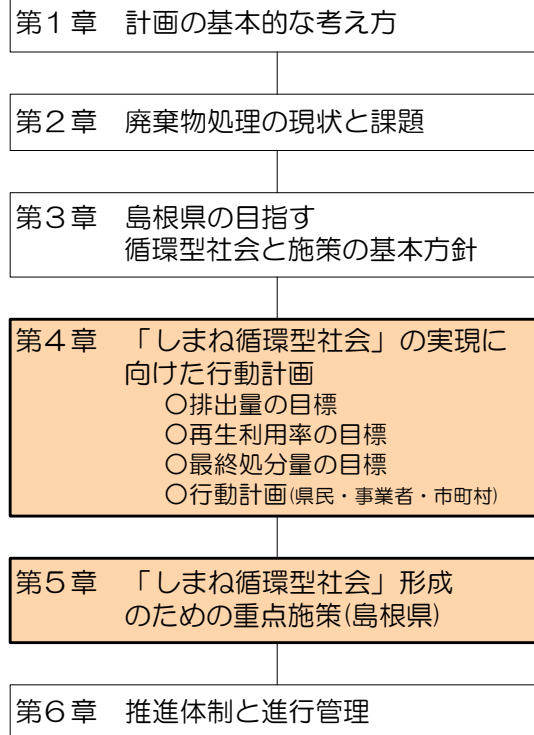
なお、廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量の目標数値については、平成22年度までの長期的な試算に基づき、5年後（平成17年度）の目標値及び10年後（平成22年度）の目標値を設定しています。

## 5. 計画の構成

本計画は第1章から第6章で構成しています。

このうち、しまね循環型社会推進計画進捗状況調査（以下「本調査」という。）では、「第4章 「しまね循環型社会」の実現に向けた行動計画」及び「第5章 「しまね循環型社会」形成のための重点施策」について調査を行うこととしました。

### 本計画の構成



進捗状況の調査・把握・評価対象

## 6. 「しまね循環型社会」の形成に向けた数値目標

本計画では、「しまね循環型社会」を形成するため、一般廃棄物（し尿を除く）及び産業廃棄物について、平成17年度、平成22年度までに達成しなければならない数値目標（廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量）を設定しています。

### ①排出量の目標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の目標をつぎのとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物は、発生抑制自体になじまないため目標設定は行わないものとしています。

排出量の目標			
		単位：千 t / 年	
	現 状 (平成 11 年度)	平成 17 年度	平成 22 年度
一般廃棄物	258* (100%)	249 (97%)	245 (95%)
産業廃棄物 【農業を除く】	1,622 (100%)	1,727 (106%)	1,812 (112%)

※一般廃棄物の現状の排出量(258千t)については、収集ごみ、直搬ごみ、自家処理量、集団回収量の合計値。

### 【概 要】

#### ○一般廃棄物

- ①平成 17 年度…… 現状の排出量に対し、排出量を **3%削減する。**
- ②平成 22 年度…… 現状の排出量に対し、排出量を **5%削減する。**

#### ○産業廃棄物【農業を除く】

- ①平成 17 年度…… 現状の排出量に対し、増加率を **6%に抑制する。**
- ②平成 22 年度…… 現状の排出量に対し、増加率を **12%に抑制する。**

## ②再生利用率の目標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用率をつぎのとおりとしています。なお、農業に関しては、適切な再生利用を行う率に係る目標を設定しています。

再生利用率の目標値			
		単位：％	
	現 状 (平成 11 年度)	平成 17 年度	平成 22 年度
一般廃棄物	14% (38 千 t)	20% (51 千 t)	28% (69 千 t)
産業廃棄物 【農業を除く】	53% (874 千 t)	57% (990 千 t)	59% (1,070 千 t)
産業廃棄物* 【農 業】	70% (367 千 t)	97% (587 千 t)	99% (790 千 t)

※産業廃棄物（農業）の再生利用率の分母となる排出量は、現状（平成 11 年度）：523 千 t、平成 17 年度：608 千 t、平成 22 年度：791 千 tである。

### 【概 要】

#### ○一般廃棄物

- ①平成 17 年度…… 平成 17 年度の再生利用率を 20%とする。
- ②平成 22 年度…… 平成 22 年度の再生利用率を 28%とする。

#### ○産業廃棄物【農業を除く】

- ①平成 17 年度…… 平成 17 年度の再生利用率を 57%とする。
- ②平成 22 年度…… 平成 22 年度の再生利用率を 59%とする。

#### ○産業廃棄物【農 業】

- ①平成 17 年度…… 平成 17 年度の再生利用率を 97%とする。
- ②平成 22 年度…… 平成 22 年度の再生利用率を 99%とする。

### ③最終処分量の目標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量をつぎのとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物については、現状において最終処分の実態がないことから、目標設定は行わないものとしています。

最終処分量の目標値			
単位：千 t / 年			
	現 状 (平成 11 年度)	平成 17 年度	平成 22 年度
一般廃棄物	55 (100%)	44 (80%)	27 (49%)
産業廃棄物 【農業を除く】	281 (100%)	153 (54%)	136 (48%)

#### 【概 要】

##### ○一般廃棄物

- ①平成 17 年度…… 現状の最終処分量に対し、20%削減する。
- ②平成 22 年度…… 現状の最終処分量に対し、51%削減する。

##### ○産業廃棄物【農業を除く】

- ①平成 17 年度……現状の最終処分量に対し、46%削減する。
- ②平成 22 年度……現状の最終処分量に対し、52%削減する。

## 7. 県民・事業者・行政（市町村・島根県）が行うべき行動計画

本計画では、数値目標を達成するため、県民・事業者・行政（市町村・島根県）ごとに、各主体が行うべき行動計画を設定しています。この行動計画に取り組むことにより、3R及び適正処理が促進され、数値目標の達成が可能となります。

### ① 県民の行動計画

#### 【役割】

- ・ 県民は、しまね循環型社会を実現していくための主役であり、実践者となる。
- ・ 県民一人一人がしまね循環型社会の形成に向けた高い意識を持ち、自らのライフスタイルの見直しを通じて事業者の積極的な取組を誘発するとともに、行政施策の積極的な展開を誘導する。
- ・ 地域の自治会・婦人会やNPOなどの住民活動を一層積極的に展開することにより、これまでの一方通行型消費社会から環境への負荷ができる限り低減された方法で資源が循環利用される社会を形成する原動力となる。

#### 【目標】

- ① 県民全てがしまね循環型社会に関心を持つ。
- ② 環境への負荷ができる限り低減されたライフスタイルを実践する。
- ③ しまね循環型社会の形成に向けた積極的な取組を行う。

#### 【具体的な取組】

- ごみを減らす(発生抑制 Reduce リデュース)
  - ・ 安易な買い替えや不用・不急の買い物を自粛する。
  - ・ ごみになりにくい製品やリサイクルが容易な製品等を利用する。
  - ・ レンタル商品を利用する。
  - ・ 食べ残しや未利用食材の廃棄を回避するとともに、生ごみの水切りに努める。
  - ・ ものを大切にし、修理を行うなど、長期間の使用に努める。
- 繰り返し利用する(再使用 Reuse リユース)
  - ・ 詰め替え商品や、リターナブル容器を使用する。
  - ・ リサイクルショップやリサイクルプラザ等の利用を行う。
  - ・ 不用品をフリーマーケット等へ提供するなど、中古品の循環利用に努める。
- 資源として再び利用する(再生利用 Recycle リサイクル)
  - ・ 生ごみや廃食用油のような再生利用可能なものは堆肥化や燃料等への再生利用を行う。
  - ・ 市町村等が実施する分別回収に積極的に協力する。
  - ・ 地域のリサイクルルートを利用する等により、資源の循環利用を促進する。
  - ・ 再使用製品や再生素材を使用した製品を選択し、循環市場の安定化と定着化を促進する。
- 適正な施設による適正な処理に協力する(適正処理)
  - ・ 野外焼却や不法投棄等の不適正処理を厳に戒め、市町村のルールに従い、適切に分別排出し、市町村の行う適正処理に協力する。



## ② 事業者の行動計画

### 【役割】

- ・ 事業者は、しまね循環型社会を形成するにあたって中心的役割を果たす義務がある。
- ・ 事業者は、製品製造や販売等を通じて、物質循環の質や量を決定できる立場にあることから、拡大生産者責任（EPR）の原則に基づく高い企業モラルを醸成し、環境に最大限に配慮した事業活動を行うとともに、しまね循環型社会における新たな市場を積極的に活用し、地域に新しい環境関連産業を興す役割を担う。
- ・ 事業者としての環境に対する取組を県民等へ積極的にアピールすることにより、事業者自らの責務と実践状況を広く周知する必要がある。

### 【目標】

- ① 拡大生産者責任(EPR)の原則に基づく高い企業モラルを持つ。
- ② 環境に配慮した事業活動を行う。
- ③ しまね循環型社会に必要な新たな環境関連産業を創造する。

### 【具体的な取組】

- 廃棄物をつくらない(発生抑制 Reduce リデュース)
  - ・ 企業モラルの向上と維持のため、環境会計の活用、ISO14001(環境管理規格)等の認証取得を行う。
  - ・ 生産ライン、工事手順等の改善や工夫により、事業活動を通じて発生する廃棄物量を削減する。
  - ・ 事業活動に伴い発生する副産物や不用資源を、異業種に譲り渡す等により有効活用を図る。これに必要なストックヤード等を整備する。
  - ・ 流通・販売工程において、腐敗防止、過剰包装の抑制、ばら売りの実施など、廃棄物の発生を抑制する工夫を行う。
  - ・ マイバッグ持参や食品トレイ返却等、消費者の環境に配慮した生活の実践を促すため、優遇ポイント制度の導入、トレイの回収保管場所の設置などの取組を行う。
  - ・ 長持ちする商品や修理しやすい商品の開発や流通を図り、ごみの発生抑制を促進する。
  - ・ 廃棄物発生量の少ない生産、流通、販売技術を開発する。
- 繰り返し使う(再使用 Reuse リユース)
  - ・ 使い捨て商品から、繰り返し使える製品の利用に切り替える。
  - ・ レンタル市場や修理・中古品市場の充実を図る。
- 形をかえて利用する(再生利用 Recycle リサイクル)
  - ・ 製品設計や製造工程において、商品の再生利用を前提とした技術を導入する。
  - ・ 商品流通に際しては、再生利用に要するコストの内部化を図るとともに、回収ルートを整備を図る。
  - ・ 事業活動に際して、古紙利用紙等の再生品利用商品の使用を行う。
  - ・ 資源有効利用促進法、建設リサイクル法、食品リサイクル法等のリサイクル関係法令に則し、事業活動を通じて生じる廃棄物等の再生利用を行う。
  - ・ 個別リサイクル法の適用のないものに関しても、廃棄物として処理する前に、再生資源として異業種に譲り渡したり、再生利用の方法を工夫する等により有効活用を図る。また、これに必要なストックヤード等を整備する。
  - ・ 地域の再生利用促進を支えるために必要な産業を創設、拡充する。
  - ・ 事業所においては、古紙類を分別回収する、市町村の分別収集に協力するなど、一般廃棄物のリサイクルルートの活用を図る。
- 適正な施設による適正な処理を行う(適正処理)
  - ・ 排出者処理責任の原則に基づき、適正な施設による適正処理を行うとともに、これに必要な費用を適切に負担する。

### ③ 市町村の行動計画

#### 【役割】

- ・ 市町村は、一般廃棄物の適正処理について廃棄物処理法に基づく責任を担うとともに、住民及び行政区域内の事業者にとって最も身近な行政主体であることから、一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用(3R)を推進する役割を担う。
- ・ 地域の産業や生活様式等の特性を踏まえ、製品や商品の物性・排出特性や技術的・経済的制約等を十分に考慮し、有効かつ的確な3Rの推進に努め、最終的に発生する廃棄物については、環境への負荷ができる限り低減された方法で適正処理を行う。

#### 【目標】

- ① しまね循環型社会形成の姿と目標を広く住民・事業者に周知する。
- ② 住民・事業者の取組を積極的に支援する。
- ③ 自らが率先してしまね循環型社会実現に向けた取組を行う。
- ④ 適正処理を促進する。

#### 【具体的な取組】

- しまね循環型社会の形成等を踏まえた一般廃棄物処理計画を策定する。
- 本計画を踏まえた区域内目標を策定する。
- 区域内の住民及び事業者に対する3R推進の意識啓発を行う。
- 区域内の住民及び事業者の主体的な3R推進の取組支援を行う。
- 区域内の住民及び事業者の主体的な3R推進の取組体制づくりを行う。
- 廃棄物発生抑制を目的とするごみ処理有料化施策の検討を行う。
- 生ごみリサイクルシステムの導入を行う。
- 一般廃棄物を多量に排出する事業者に対して減量指導を行う。
- 分別収集計画に基づく分別収集の一層の充実を図る。
- 一般廃棄物処理計画に基づく適正処理を推進する。
- 不適正処理を防止する。

#### ④ 島根県の行動計画

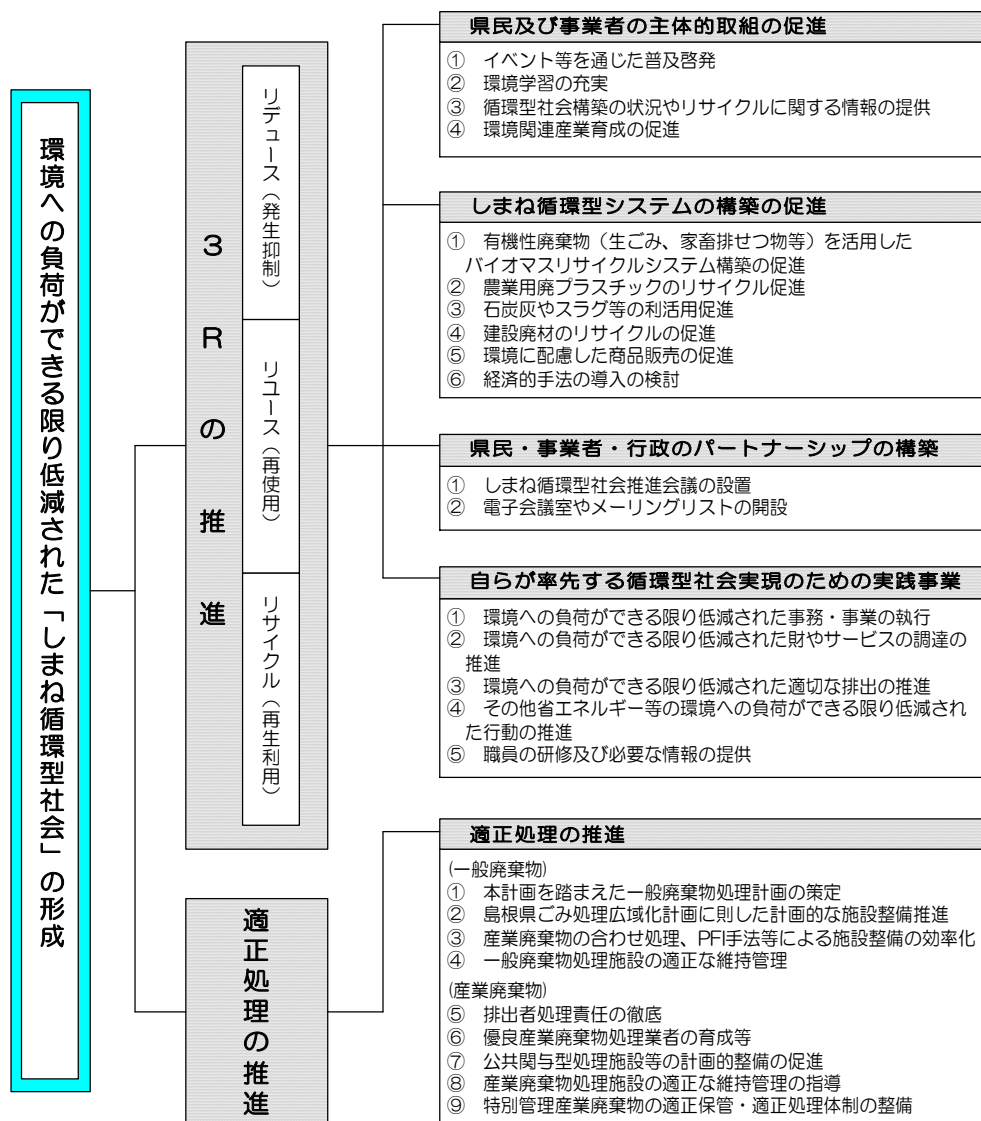
##### 【役割】

- ・ 島根県は、しまね循環型社会形成の誘導的役割を担うものとし、しまね循環型社会の基本目標を明示するとともに、この達成のため、県民、事業者、市町村の取組を支援し、自らも率先して目標達成のための施策を講じていくものとする。
- ・ 適時、目標の達成状況を確認し、必要に応じて取組の再構築を行うなど、本計画の進行管理を行う。

##### 【目標】

市町村の目標と同様。

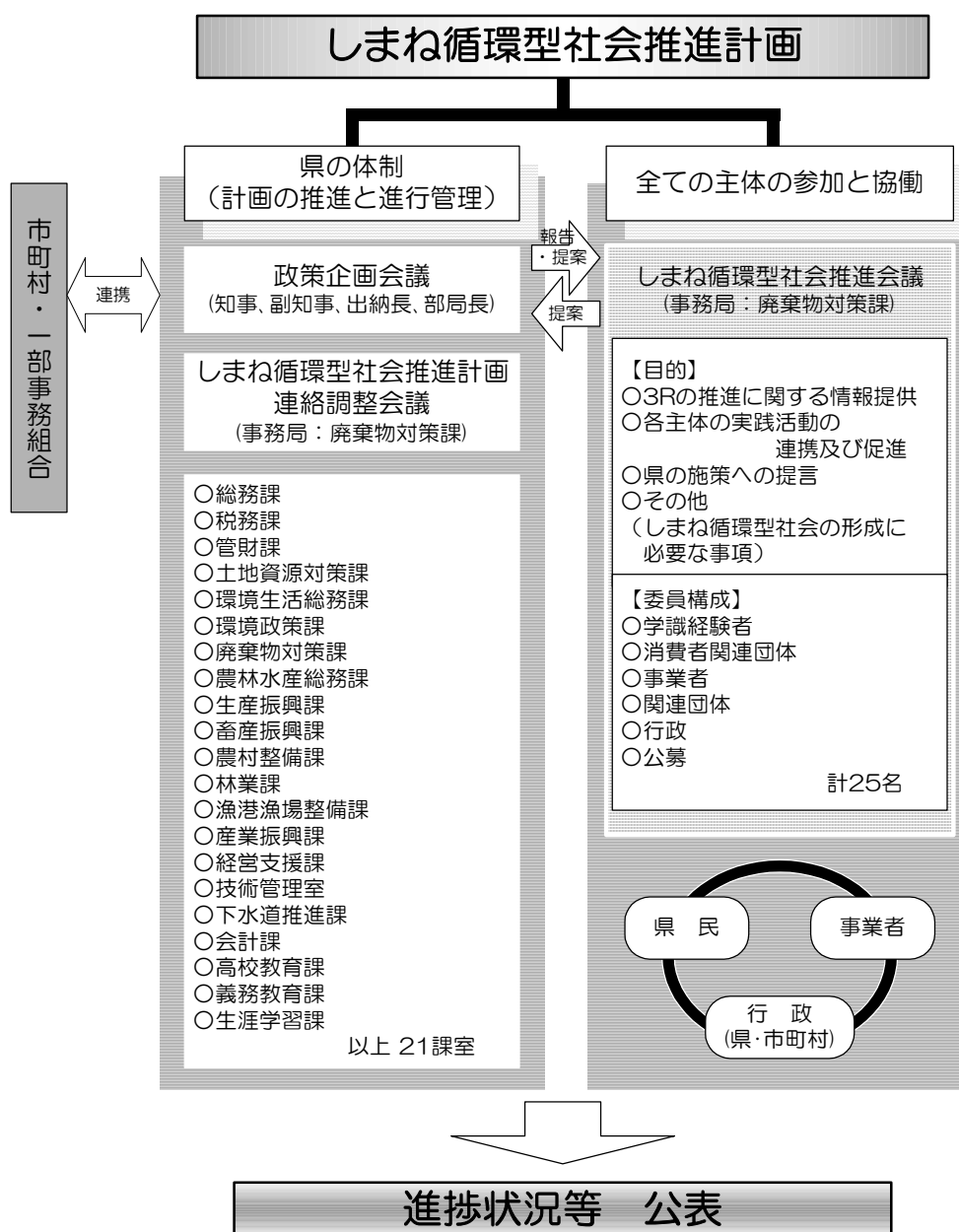
##### 【島根県の行動計画（重点施策）】



## 8. 推進体制と進行管理

本計画策定時においては、島根県環境基本計画の推進体制を図るために設置された「環境基本計画推進会議」が計画の推進と進行管理を行い、県民・事業者・行政の代表で構成される「しまね循環型社会推進会議」との連携を図ることにより、しまね循環型社会の実現に向けた各主体の取組を円滑に進めていく計画としていました。

しかしながら、環境基本計画推進会議の廃止に伴い、下部組織にあたる「環境基本計画推進会議幹事会」及び「廃棄物減量・循環利用推進特別部会」も廃止となったため、環境基本計画推進会議に替わる組織を政策企画会議とし、下部組織として庁内関係各課室で構成する「しまね循環型社会推進計画連絡調整会議」（事務局：廃棄物対策課）を新たに設置しました。



# 第1章 進捗状況調査の流れ

## 1. 進捗状況調査の流れ

本調査では、本計画で掲げた目標のうち、以下の項目について進捗状況を調査・把握したうえで、今後の見通し（平成17年度に向けた数値目標の達成の見込み）を評価するものとなりました。

- ① 数値目標（排出量、再生利用率、最終処分量）
- ② 県民・事業者・行政（市町村・島根県）の行動計画に対する取組

### ■本調査の流れ

【調査項目】	【本調査での検討箇所】	【概 要】
数値目標に関する進捗状況	・・・ 第2章 ・・・	一般廃棄物及び産業廃棄物について、排出量、再生利用率、最終処分量を整理し、平成17年度に達成すべき数値目標に対する進捗状況を把握する。
↓		
行動計画に関する進捗状況	・・・ 第3章 ・・・	数値目標を達成するために県民・事業者・行政（市町村・島根県）が行うべき行動計画について、進捗状況を把握する。
↓		
取組事例の紹介	・・・ 第4章 ・・・	各主体別に、島根県内において3R及び適正処理に積極的に取り組んでいる事例を広く紹介する。
↓		
ま と め	・・・ 第5章 ・・・	進捗状況調査結果を総括し、今後のスケジュールを明らかとする。

## 第2章 「しまね循環型社会」の形成に向けた 数値目標の進捗状況

## 1. 発生抑制目標に対する進捗状況

### ■ 目 標

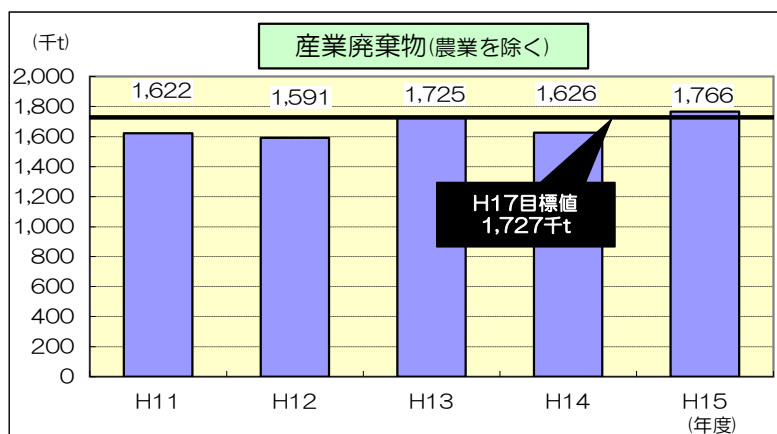
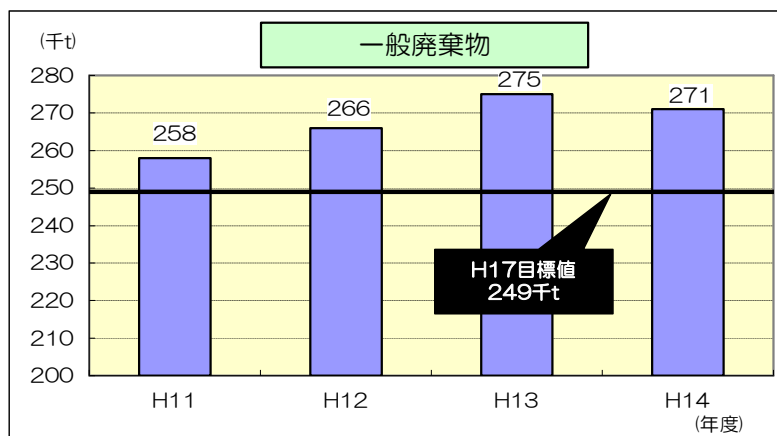
- ①一般廃棄物：H11の排出量に対し、平成17年度の排出量を 3%削減する。  
 ②産業廃棄物：H11の排出量に対し、平成17年度の排出量を 6%増に抑制する。  
 ※産業廃棄物は農業を除く。

### ■ 排出量

一般廃棄物については実績値であり、産業廃棄物については、毎年の実績値が得られないため、推計値（算出方法は参考資料参照）を示しています。以下、再生利用率、最終処分量も同様とします。

	実 績（産業廃棄物は推計値）					目 標
	H11	H12	H13	H14	H15	H17
一般廃棄物	258千t 【100】	266千t 【103.1】	275千t 【106.6】	271千t 【105.0】	—	249千t 【97】
産業廃棄物 【農業を除く】	1,622千t 【100】	1,591千t 【98.1】	1,725千t 【106.4】	1,626千t 【100.2】	1,766千t 【108.9】	1,727千t 【106】

※一般廃棄物については実績値。産業廃棄物については推計値。





## ■現状評価及び今後の見通し

### 【一般廃棄物】

	解 説
現状評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成11年度は922gであったのに対し、平成14年度は971gと49g増加しています。県民の環境保全に対する意識は高まり、生ごみの堆肥化、エコショップにおける包装の簡素化や買い物袋持参運動など、様々な取組が行われていますが、日常生活における大量消費・大量廃棄型のライフスタイルの見直しはいまだ不十分であると考えられます。</li> <li>・ また、平成11年度以降、焼却処理に伴うダイオキシン類の発生問題に鑑み、野外焼却や小型焼却炉での自家焼却が原則禁止となったことも、一般廃棄物の排出量の増加の大きな要因となっています。</li> </ul>
今後の見通し	<p>一般廃棄物の排出量は年々増加傾向にあることから、これまでの取組に加え、県民1人1人があらためて現在のライフスタイルを見直し、発生抑制に積極的に取り組まなければ、平成17年度の目標値を達成することは困難と考えられます。</p>

### 【産業廃棄物】

	解 説
現状評価	<p>産業廃棄物の排出量は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいで推移していると試算されます。これは、環境マネジメント規格（ISO14001）の認証取得やいわゆるゼロエミッションの取組など、事業者における取組が進んだことによるものと考えられます。また、産業廃棄物の排出量は、景気の動向にも大きく左右される傾向があるため、平成11年度から平成15年度にかけ、全国的に景気が低迷したことも、排出量がおおむね横ばいで推移した要因の一つであると考えられます。</p> <p>※ 島根県内における産業廃棄物の特徴は、全体排出量の約8割を汚泥、がれき類、ばいじんの3種が占めていることと、中国電力三隅火力発電所が島根県全体の排出量の約15%程度を占めていることです。このため、公共事業の事業量の増減、中国電力三隅火力発電所の炉の稼動状況は、島根県全体の産業廃棄物の排出量の増減に大きく影響を与えています。</p>
今後の見通し	<p>景気の回復などによる産業廃棄物の排出量の増加は考えられるものの、環境保全に積極的に取り組んでいない企業は、社会的に認知されにくくなっていることを考慮すると、排出事業者における発生抑制に向けた取組は、今後とも積極的に行われると考えられることから、平成17年度の目標値を達成することはおおむね可能と考えられます。</p>

## 2. 再生利用目標に対する進捗状況

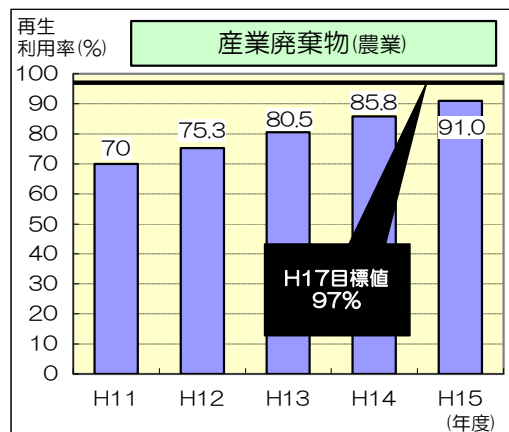
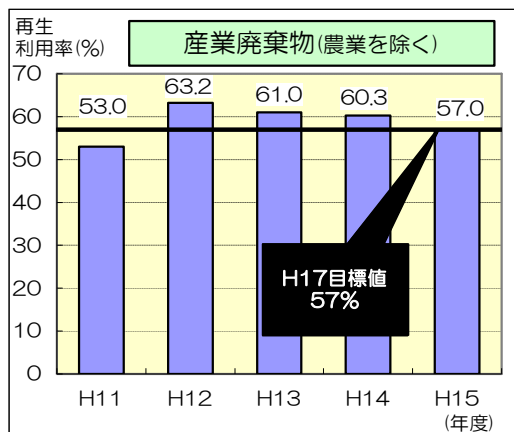
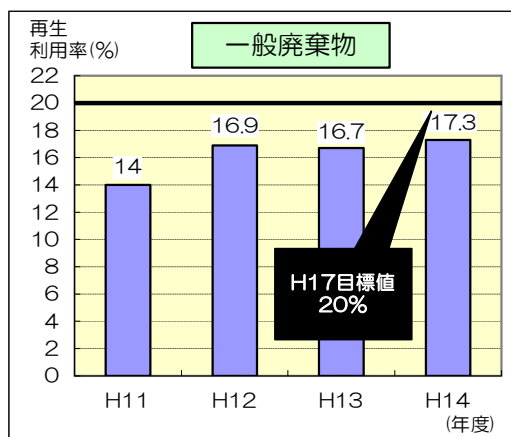
### ■ 目 標

- ①一般廃棄物：H17の再生利用率を、20%とする。
- ②産業廃棄物（農業を除く）：H17の再生利用率を、57%とする。
- ③産業廃棄物（農業）：H17の再生利用率を、97%とする。

### ■ 再生利用率

	実 績（産業廃棄物は推計値）					目標
	H11	H12	H13	H14	H15	H17
一般廃棄物	14% 【38千t】	16.9% 【45千t】	16.7% 【46千t】	17.3% 【47千t】	—	20% 【51千t】
産業廃棄物 【農業を除く】	53% 【874千t】	63.2% 【1,005千t】	61.0% 【1,052千t】	60.3% 【981千t】	57.0% 【1,006千t】	57% 【990千t】
産業廃棄物 【農 業】	70% 【367千t】	75.3% 【499千t】	80.5% 【545千t】	85.8% 【570千t】	91.0% 【617千t】	97% 【587千t】

※一般廃棄物については実績値。産業廃棄物については推計値であり、H17については、発生抑制目標が達成された場合の排出量を前提としている。



## ■現状評価及び今後の見通し

### 【一般廃棄物】

	解 説
現状評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用量は、平成 11 年度から平成 14 年度にかけ、約 1 万 t 程度（再生利用率は 14%から 17.3%）増加しており、おおむね計画どおりの進捗状況となっています。</li> <li>この理由としては、市町村及び一部事務組合においてリサイクルプラザ等の施設整備が進められたこともあり、容器包装リサイクル法に基づく資源化が可能となったことが大きな要因と考えられます。</li> <li>なお、平成 11 年度から平成 12 年度にかけての再生利用量及び率の大幅な増加は、平成 13 年 4 月以降、家電リサイクル法に基づき、排出者にリサイクル料金等の負担が義務付けられたことから、これに起因した家電 4 品目の駆け込み排出も要因の一つと考えられます。</li> </ul> <p>※ 家電 4 品目は、家電リサイクル法の施行以前においても他の粗大ごみと比べ金属類等の回収率が高い（磁力選別機等の機械設備を有する施設での処理が前提）ことから、これらの排出量が増加すると、島根県全体の再生利用率も高くなる傾向にあったと考えられます。</p>
今後の見通し	<p>リサイクルプラザ等の施設整備に伴い、平成 15 年度の再生利用量は、おおむね 49 千 t 程度にまで増加していると推測されます。引き続き、目標値設定時に想定していた取組を着実に実施していくことにより、平成 17 年度の目標値を達成することはおおむね可能と考えられます。</p>

### 【産業廃棄物】

	解 説
現状評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の再生利用率は、平成 15 年度において全国平均値（H13：45.8%）を大幅に上回っています。</li> <li>なお、平成 11 年度から平成 12 年度にかけての再生利用率が大幅に増加（約 10%）していますが、これは、中国電力三隅火力発電所の最終処分場改修工事（H12～H13）にばいじんが利用（約 6 万 t 増）されたことと、瓦業界等においてリサイクルが推進されたことによる効果が大きいと考えられます。</li> <li>また、平成 14 年度及び平成 15 年度の再生利用率の減少は、中国電力三隅火力発電所の最終処分場改修工事が完了したことにより、ばいじんの再生利用量が減少したことが大きな要因と考えられます。</li> <li>農業については、計画どおりの進捗状況となっています。</li> </ul>
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者における取組に加え、業界単位で廃棄物の再生利用に対する取組が進んでいます。</li> <li>また、リサイクルなど環境保全に積極的に取り組んでいない企業は、社会的に認知されにくくなっていることを考慮すると、今後とも、再生利用率は増加すると考えられることから、平成 17 年度の目標値を達成することは可能と考えられます。</li> </ul>

### 3. 最終処分目標に対する進捗状況

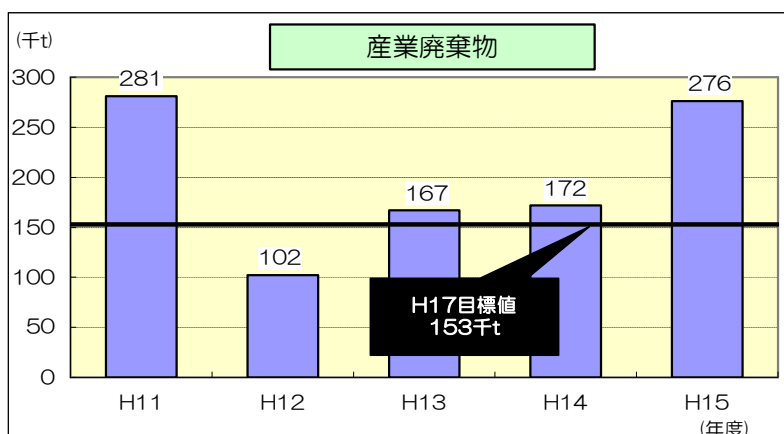
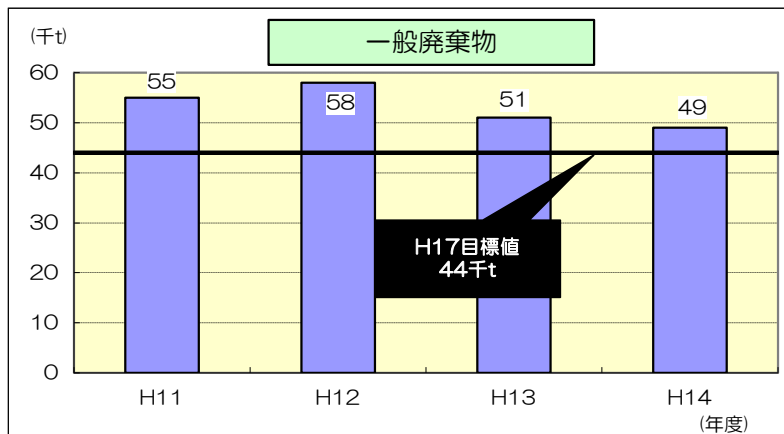
#### ■目 標

- ①一般廃棄物：H11の最終処分量に対し、平成17年度の最終処分量を20%削減する。  
 ②産業廃棄物：H11の最終処分量に対し、平成17年度の最終処分量を46%削減する。  
 ※産業廃棄物は農業を除く。

#### ■最終処分量

	実 績（産業廃棄物は推計値）					目標
	H11	H12	H13	H14	H15	H17
一般廃棄物	55千t 【100】	58千t 【105.5】	51千t 【92.7】	49千t 【89.1】	—	44千t 【80】
産業廃棄物	281千t 【100】	102千t 【36.3】	167千t 【59.4】	172千t 【61.2】	276千t 【98.2】	153千t 【54】

※一般廃棄物については実績値。産業廃棄物については容積ベースでの実績値を基に重量換算した値であり、H17については、発生抑制目標が達成された場合の排出量を前提としている。



## ■現状評価及び今後の見通し

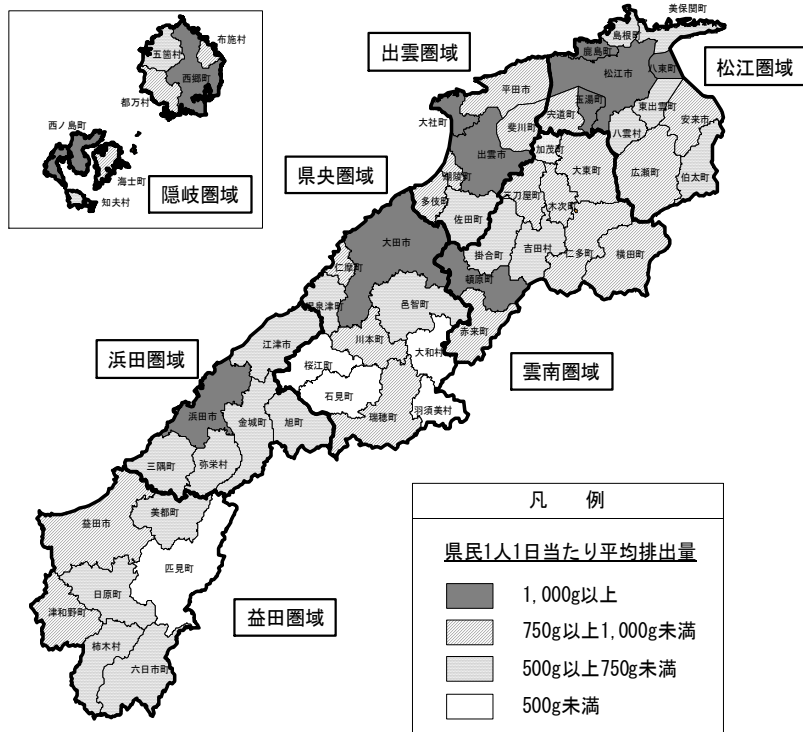
### 【一般廃棄物】

	解 説
現状評価	平成 13 年 4 月以降、家電リサイクル法に基づき、排出者にリサイクル料金等の負担が義務付けられたことから、これに起因した家電 4 品目の駆け込み排出等により、平成 12 年度の最終処分量は一時的に増加しました。しかしながら、その後は、リサイクルプラザ等の施設整備により再生利用が促進されたため、最終処分量は減少しています。
今後の見通し	リサイクルプラザ等の施設整備により、平成 15 年度の最終処分量は、おおむね 47.5 千 t 程度にまで減少する見込みとなっています。引き続き、目標設定時に想定していた取組を着実に実施していくことにより、平成 17 年度の目標値（44 千 t）を達成することはおおむね可能と考えられます。

### 【産業廃棄物】

	解 説
現状評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の最終処分量は、平成 11 年度から平成 15 年度にかけ、大きく増減しています。</li> <li>このうち、平成 11 年度から平成 12 年度にかけての大幅な減少（約 180 千 t）の大きな要因は、中国電力三隅火力発電所において最終処分場の改修工事にばいじんが利用されたこと（約 90 千 t）、建設リサイクル法に起因したがれき類等の削減（約 50 千 t）によるものです。</li> <li>平成 13 年度以降は、最終処分量は増加傾向を示しています。</li> </ul> <p>※ 中国電力三隅火力発電所における最終処分量は島根県全体の最終処分量の半分近くを占めており、排出量と同様、同発電所における最終処分の状況が全体の増減に大きな影響を与えています。</p>
今後の見通し	多量排出事業者である中国電力三隅火力発電所の動向により、島根県全体の産業廃棄物の最終処分量が大きく増加している年はあるが、事業者全体における発生抑制、再生利用の取組はおおむね順調に進捗していることから、今後とも、リサイクル技術の開発や、島根県内におけるリサイクル製品の利用先の確保などにさらに力を注ぐことにより、平成 17 年度の目標値を達成することは可能と考えられます。

県民1人1日当たり平均排出量の水準（平成14年度）【一般廃棄物】



■県民1人1日当たり平均排出量の少ない5市町村（上位5市町村）

順位	1位	2位	3位	4位	5位
市町村名	匹見町	羽須美村	大和村	石見町	桜江町
排出量(g/人・日)	389	440	488	490	490

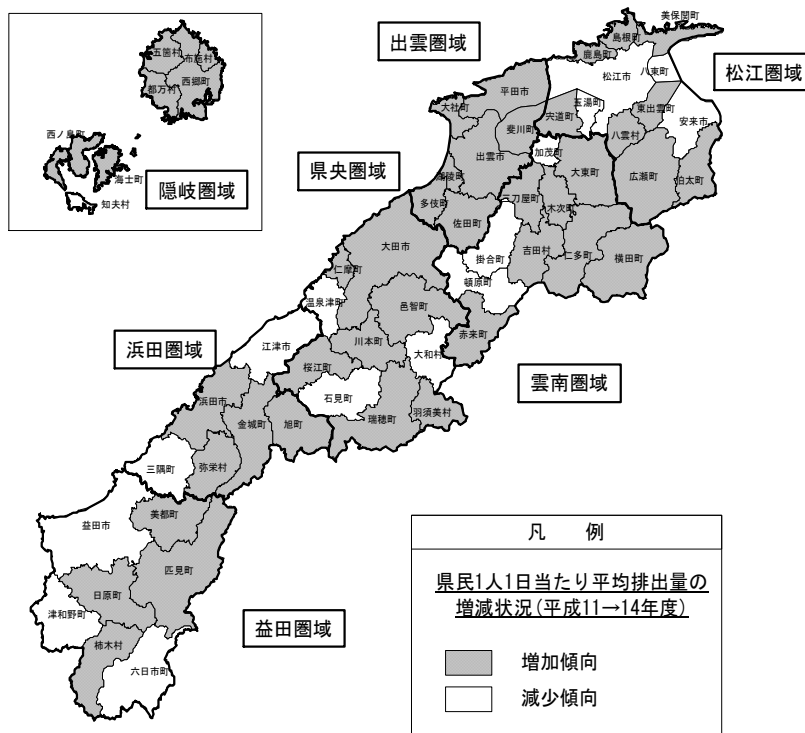
■県民1人1日当たり平均排出量の多い5市町村（下位5市町村）

順位	59位	58位	57位	56位	55位
市町村名	西郷町	西ノ島町	出雲市	玉湯町	浜田市
排出量(g/人・日)	1,388	1,302	1,267	1,253	1,232

■現状分析及びそれを踏まえた今後の取組

- ・ 島根県の南側の地域では、県民1人1日当たり平均排出量は低い傾向にあり、野外焼却や不法投棄等の不適正処理の防止に努めつつ、今後とも、現状の排出水準の維持に努める必要がある。
- ・ 松江圏域、出雲圏域、隠岐圏域では、県民1人1日当たり平均排出量は高い傾向にあるが、このうち、松江圏域、出雲圏域については、産業活動が盛ん（＝事業系ごみが多い）であることが要因の一つと考えられる。  
また、県民1人1日当たり平均排出量の多い5市町村では、いずれも1,200g/人・日を上回っており、全国平均値（平成13年度：1,124g/人・日）よりも高い水準にあることから、これらの市町村については、発生抑制に対する取組の強化が必要である。

県民1人1日当たり平均排出量の増減状況（平成11→14年度）【一般廃棄物】



■県民1人1日当たり平均排出量の減少率の高い5市町村（上位5市町村）

順位	1位	2位	3位	4位	5位
市町村名	三隅町	掛合町	津和野町	知夫村	大和村
H11→H14	-45.1%	-22.4%	-19.1%	-17.3%	-15.4%

■県民1人1日当たり平均排出量の増加率の高い5市町村（下位5市町村）

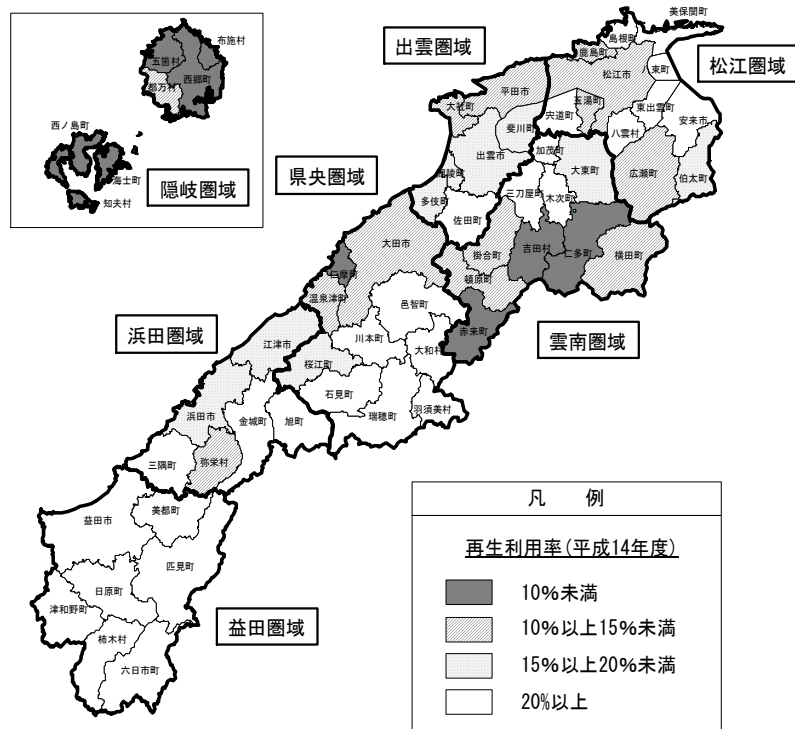
順位	59位	58位	57位	56位	55位
市町村名	佐田町	赤来町	横田町	旭町	都万村
H11→H14	+143.6%	+63.5%	+61.8%	+60.4%	+57.3%

■現状分析及びそれを踏まえた今後の取組

- 平成11年度から平成14年度にかけ、県民1人1日当たり平均排出量は、15市町村で減少傾向、44市町村で増加傾向にある。
- 野外焼却の原則禁止や小型焼却炉の廃止等、ダイオキシン類の発生防止対策に伴い、これまで自家処理されていたごみ（特に可燃ごみ）の量が顕在化してきたが、今後は、県民、事業者、行政（市町村・島根県）とともに、ごみの発生抑制に積極的に取り組む必要がある。

\* 佐田町の増加率が高い要因は、平成11年度において、特に、野外焼却による可燃ごみの減量が進んでいたものが、適正処理の推進により、近年、顕在化してきたことによるものと考えられる。

再生利用率（平成 14 年度）【一般廃棄物】



■再生利用率の高い5市町村（上位5市町村）

順位	1位	2位	3位	4位	5位
市町村名	木次町	加茂町	八束町	六日市町	三刀屋町
再生利用率	52.9%	52.5%	47.3%	47.2%	41.7%

■再生利用率の低い5市町村（下位5市町村）

順位	59位	58位	57位	56位	55位
市町村名	西ノ島町	知夫村	西郷町	五箇村	仁摩町
再生利用率	1.0%	4.1%	4.8%	5.2%	6.1%

■現状分析及びそれを踏まえた今後の取組

- 再生利用率の高い5市町村のうち、木次町、加茂町、三刀屋町の率が高い理由としては、ごみ固形燃料化（RDF化）によるリサイクルが行われていることが大きい。
- 再生利用率の低い5市町村の大半は島しょ部（隠岐圏域）であり、島外に所在するリサイクル業者までの運搬コストがかさむことから、島内処理を余儀なくされているものと推測される。このため、島内の各主体（県民・事業者・行政（市町村・島根県））が連携を図り、島内でのリサイクルシステムを確立する必要がある。



### 第3章 県民・事業者・行政（市町村・島根県）の 行動計画に関する取組状況

# 1. 県民の取組状況

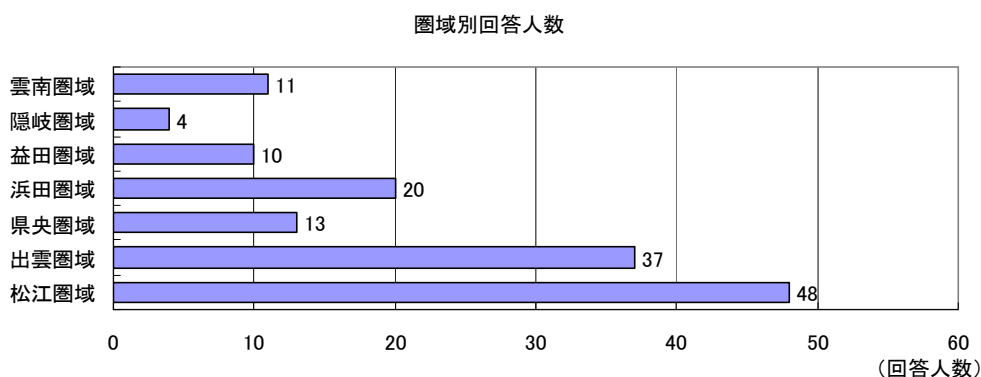
## ■現状分析

- ・ 県民を対象とした「しまね web モニター」調査では、しまね循環型社会に関心を持っている者は全体の約 93%を占めていました。
- ・ 一方、3Rという言葉の認知度は、約 41%と幾分低かったものの、3Rを実践している者は全体の約 57%~75%を占めていました。
- ・ また、3Rに対する今後の実践意欲については、約 85%の者が「行う」と回答していました。
- ・ 以上のことから、今後とも、「しまね循環型社会」の形成に向けた県民の積極的な取組が期待できると考えられます。

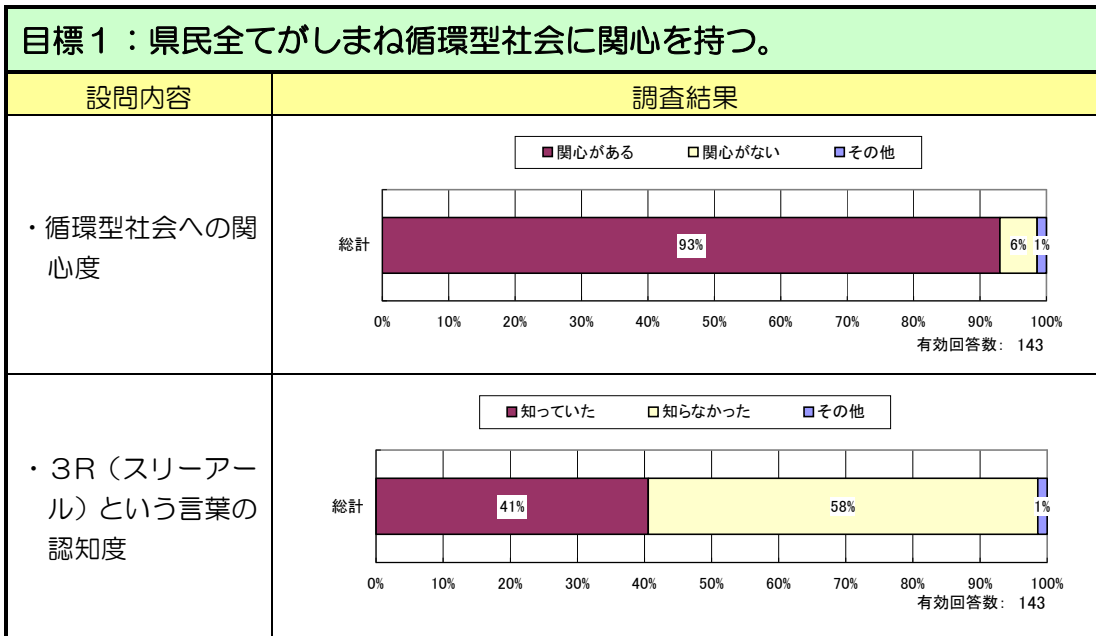
島根県では、県民の意向を迅速に把握し県政に反映させるため、「しまね web モニター」制度を設けており、これを活用した調査を実施することにより、県民の取組状況を把握しました。

## ■「しまね web モニター」調査の概要

- ・ 調査期間：平成 16 年 2 月 6 日～平成 16 年 2 月 16 日
- ・ 調査対象：しまね web モニター  
(島根県内に在住し、平成元年 4 月 1 日以前の生まれの者)
- ・ 調査件数：210 件 (人)
- ・ 調査方法：島根県ホームページの「しまね web モニター画面」を活用
- ・ 回答数：143 件 (人)
- ・ 回収率：68.1% ( (回答数/調査件数) ×100)



■ 調査結果



**目標2：環境への負荷ができる限り低減されたライフスタイルを実践する。**

設問内容	調査結果						
・発生抑制に関する 取組状況 【リデュース】	<p>■ 行っている □ 行っていない ■ その他</p> <p>総計</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p> <p>有効回答数： 143</p> <table border="1"> <tr> <th>行っている</th> <th>行っていない</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>75%</td> <td>20%</td> <td>5%</td> </tr> </table>	行っている	行っていない	その他	75%	20%	5%
行っている	行っていない	その他					
75%	20%	5%					
・再使用に関する 取組状況 【リユース】	<p>■ 行っている □ 行っていない ■ その他</p> <p>総計</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p> <p>有効回答数： 143</p> <table border="1"> <tr> <th>行っている</th> <th>行っていない</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>57%</td> <td>36%</td> <td>7%</td> </tr> </table>	行っている	行っていない	その他	57%	36%	7%
行っている	行っていない	その他					
57%	36%	7%					
・再資源化に関する 取組状況 【リサイクル】	<p>■ 行っている □ 行っていない ■ その他</p> <p>総計</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p> <p>有効回答数： 143</p> <table border="1"> <tr> <th>行っている</th> <th>行っていない</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>73%</td> <td>22%</td> <td>5%</td> </tr> </table>	行っている	行っていない	その他	73%	22%	5%
行っている	行っていない	その他					
73%	22%	5%					
・3Rの今後の実践 意欲	<p>■ 行う □ 行わない ■ その他</p> <p>総計</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p> <p>有効回答数： 143</p> <table border="1"> <tr> <th>行う</th> <th>行わない</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>85%</td> <td>6%</td> <td>9%</td> </tr> </table>	行う	行わない	その他	85%	6%	9%
行う	行わない	その他					
85%	6%	9%					

**目標3：しまね循環型社会の形成に向けた積極的な取組を行う。**

設問内容	調査結果
<p>・循環型社会の形成に関する活動(自治会,婦人会等)への参加状況</p>	<p>■参加している □参加していない ■その他</p> <p>総計</p> <p>有効回答数： 143</p>
<p>・循環型社会の形成に関する活動(自治会,婦人会等)への参加意欲</p>	<p>■参加したい □参加したくない ■その他</p> <p>総計</p> <p>有効回答数： 78</p>

**参 考**

設問内容	調査結果
<p>・循環型社会の形成、3Rの実践等について効果的な普及啓発手段</p>	<p>総計</p> <p>テレビ 99 ラジオ 11 パンフ・冊子 30 自治体広報誌 73 ホームページ 18 講演会・研修会 38 イベント 60 その他 13</p> <p>(回答数)</p>

# 3Rの実践例

みなさんの生活をチェックしてみましょう。

①マイバッグを持って買い物に行っている。

レジ袋約6～8gの減量

チェック!

②食べ物は必要な量だけ買い物し、使いきる。

チェック!

③不要な包み紙や買い物袋は断っている。

チェック!

④ばら売りや量り売りを利用している。

白色トレイ約5gの減量

チェック!

⑤詰め替えができる商品を買うようにしている。

シャンプー容器約60g減量  
食器洗い洗剤容器約30g減量

チェック!

⑥繰り返し使えるリターナブル容器の商品を買うようにしている。

ビールを缶からビンにすると約20g減量

チェック!

⑦コンポストなどを利用して生ごみを堆肥にしている。

家庭ごみの約半分が生ごみです。

チェック!

⑧再生紙などのリサイクル商品を買うようにしている。

1Lの牛乳パック30枚で  
トイレトーパー5個に再生できます。

チェック!

⑨ごみと資源を分けている。

市町村の分別に従い  
分別してください。

チェック!

⑩電化製品や家具は大事に使い、壊れたら修理して使う。

チェック!

- 評価**
- 8コ以上 おめでとう！あなたは、3Rの実践に努力しています。
  - 6～7コ 努力してます。さらに3Rの実践に取り組みましょう。
  - 4～5コ もう少しです。身近なことからがんばりましょう。
  - 0～3コ 危ない！すぐに3Rを実践しましょう。
- いくつ実行していますか？

## 2. 事業者の取組状況

### ■現状分析

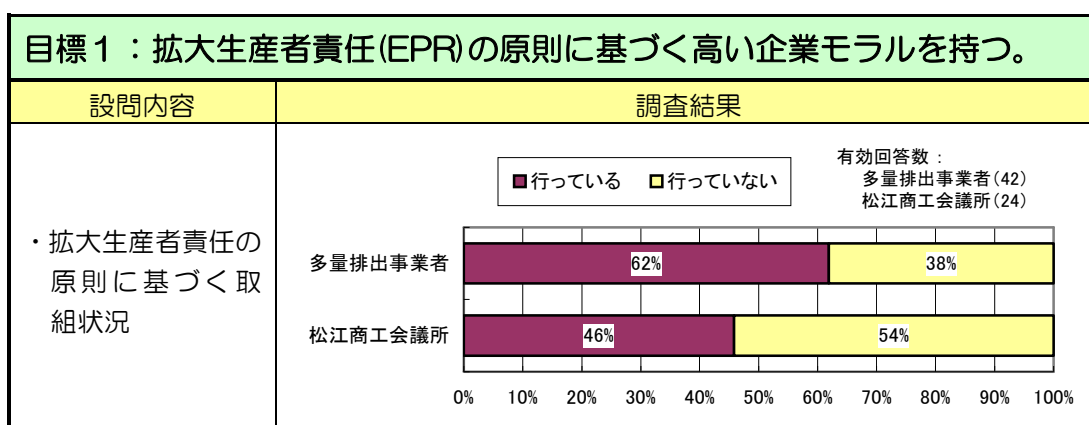
- ・ 事業者（松江商工会議所会員及び多量排出事業者）を対象とした実態調査では、リデュースに関係する「環境会計の活用状況」や「ISO14001 の認証取得状況」への取組は低かったものの、3Rに関するその他の項目については、「行っている、促進している」といった積極的に取り組んでいると判断される回答が大半を占めていました。
- ・ 環境関連産業に対する関心度も高い（約9割）ことがうかがえました。
- ・ 以上のことから、今後とも事業者の積極的な取組が期待できると考えられます。

事業者の取組については、松江商工会議所の会員（98社）及び産業廃棄物の多量排出事業者（102社）を対象とした実態調査を実施し、現時点における取組状況を把握しました。

### ■実態調査の概要

- ・ 調査期間：平成16年4月13日～平成16年5月7日
- ・ 調査対象：松江商工会議所会員及び産業廃棄物多量排出事業者※  
※産業廃棄物多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上である事業場を設置している事業者をいう。
- ・ 調査件数：松江商工会議所会員：98件、産業廃棄物多量排出事業者：102件
- ・ 調査方法：郵送による調査用紙配布・回収
- ・ 回答数：松江商工会議所会員：60件、産業廃棄物多量排出事業者：86件
- ・ 回収率：松江商工会議所会員：61%、産業廃棄物多量排出事業者：84%  
 $\text{回収率} = \left( \frac{\text{回答数}}{\text{調査件数}} \right) \times 100$

### ■調査結果

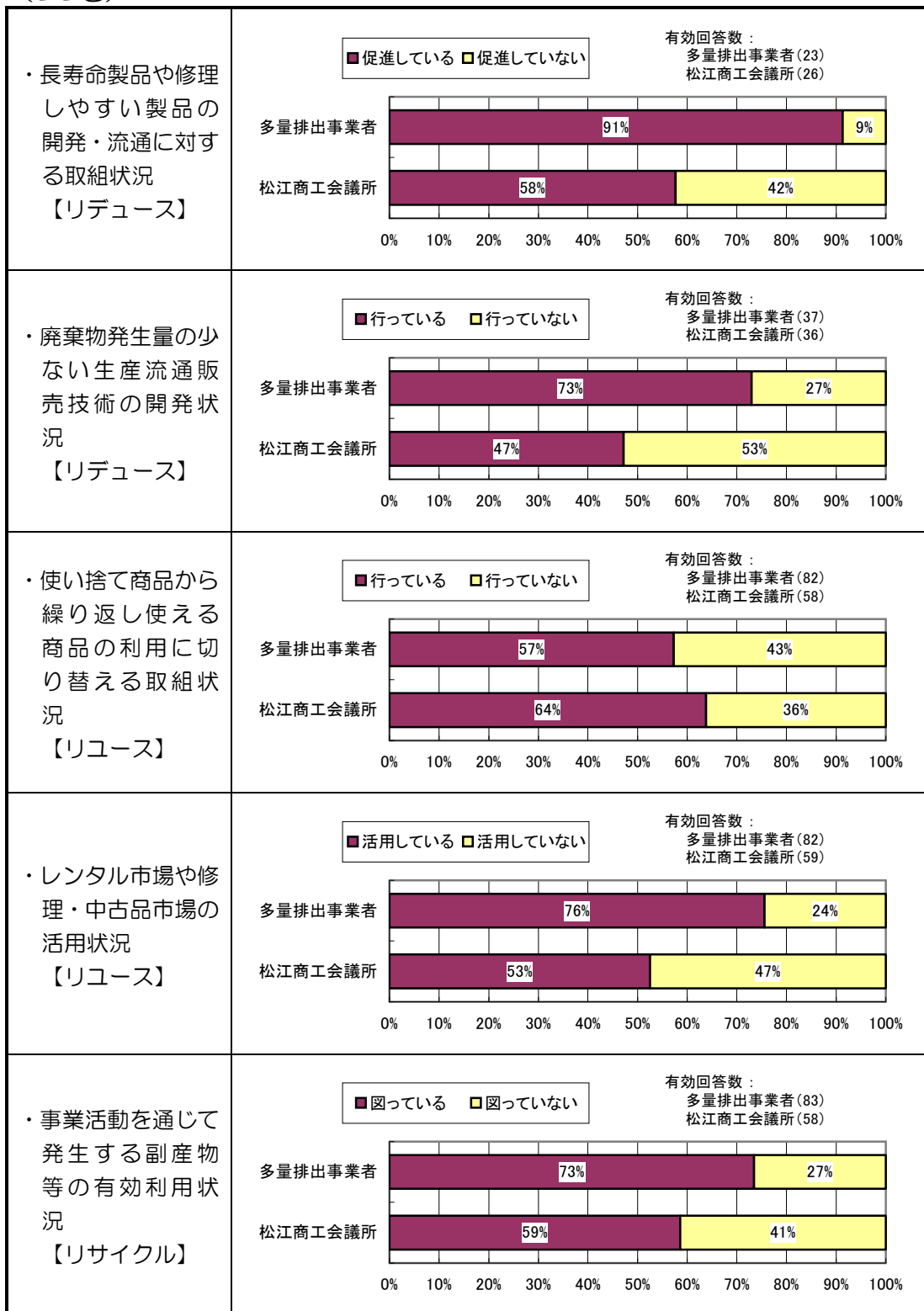


## 目標2：環境に配慮した事業活動を行う。

設問内容	調査結果									
<p>・環境に配慮した事業活動の取組状況</p>	<p>有効回答数： 多量排出事業者(84) 松江商工会議所(60)</p> <p>■行っている □行っていない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>行っている (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>88%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>松江商工会議所</td> <td>83%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	行っている (%)	行っていない (%)	多量排出事業者	88%	12%	松江商工会議所	83%	17%
対象	行っている (%)	行っていない (%)								
多量排出事業者	88%	12%								
松江商工会議所	83%	17%								
<p>・環境会計の活用状況【リデュース】</p>	<p>有効回答数： 多量排出事業者(81) 松江商工会議所(55)</p> <p>■活用した □活用していない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>活用した (%)</th> <th>活用していない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>17%</td> <td>83%</td> </tr> <tr> <td>松江商工会議所</td> <td>11%</td> <td>89%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	活用した (%)	活用していない (%)	多量排出事業者	17%	83%	松江商工会議所	11%	89%
対象	活用した (%)	活用していない (%)								
多量排出事業者	17%	83%								
松江商工会議所	11%	89%								
<p>・ISO14001 の認証取得状況【リデュース】</p>	<p>有効回答数： 多量排出事業者(85) 松江商工会議所(58)</p> <p>■取得した □取得していない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>取得した (%)</th> <th>取得していない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>21%</td> <td>79%</td> </tr> <tr> <td>松江商工会議所</td> <td>5%</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	取得した (%)	取得していない (%)	多量排出事業者	21%	79%	松江商工会議所	5%	95%
対象	取得した (%)	取得していない (%)								
多量排出事業者	21%	79%								
松江商工会議所	5%	95%								
<p>・事業活動を通じて発生する廃棄物の削減状況【リデュース】</p>	<p>有効回答数： 多量排出事業者(84) 松江商工会議所(57)</p> <p>■削減している □削減していない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>削減している (%)</th> <th>削減していない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>89%</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>松江商工会議所</td> <td>82%</td> <td>18%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	削減している (%)	削減していない (%)	多量排出事業者	89%	11%	松江商工会議所	82%	18%
対象	削減している (%)	削減していない (%)								
多量排出事業者	89%	11%								
松江商工会議所	82%	18%								
<p>・消費者の環境に配慮した生活の実践を促すための優遇ポイント制の導入、トレイの回収状況【リデュース】</p>	<p>有効回答数： 多量排出事業者(9) 松江商工会議所(23)</p> <p>■行っている □行っていない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>行っている (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>33%</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>松江商工会議所</td> <td>52%</td> <td>48%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	行っている (%)	行っていない (%)	多量排出事業者	33%	67%	松江商工会議所	52%	48%
対象	行っている (%)	行っていない (%)								
多量排出事業者	33%	67%								
松江商工会議所	52%	48%								



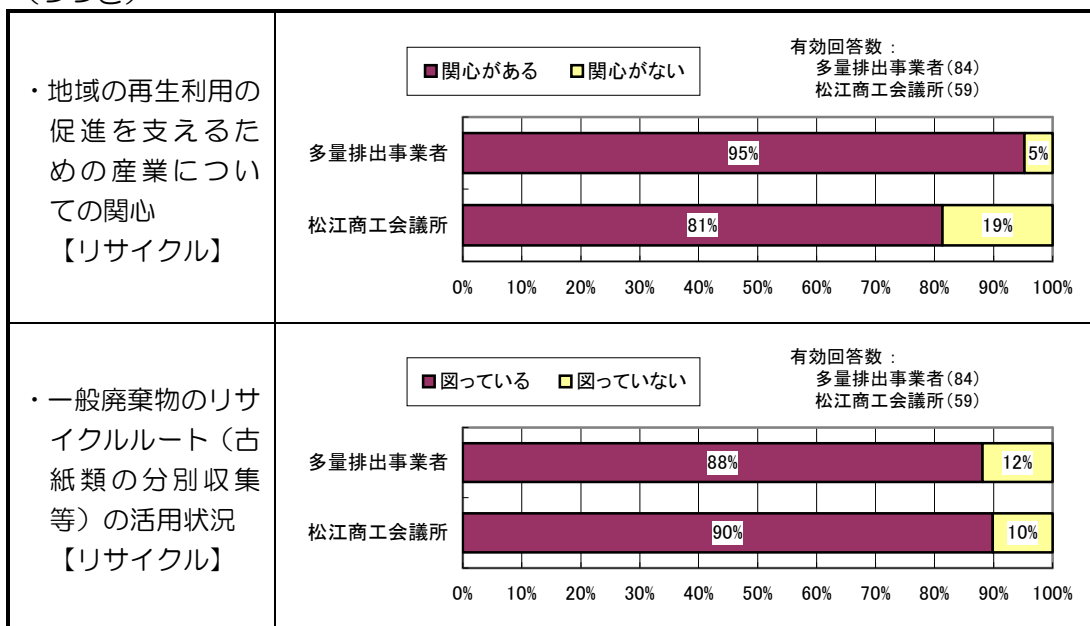
(つづき)



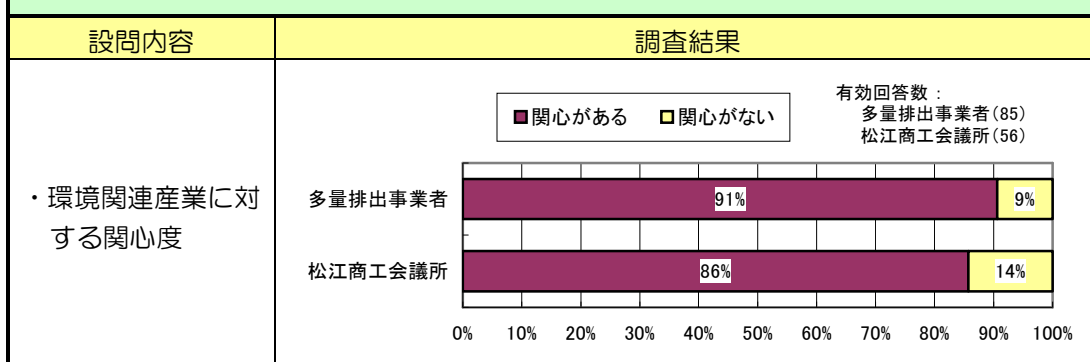
(つづき)

<p>・製品設計や製造工程において、商品の再生利用を前提とした技術導入の状況 【リサイクル】</p>	<p>有効回答数： 多量排出事業者(80) 松江商工会議所(53)</p> <p>■ 導入している □ 導入していない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>導入している (%)</th> <th>導入していない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>48%</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>松江商工会議所</td> <td>23%</td> <td>77%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	導入している (%)	導入していない (%)	多量排出事業者	48%	52%	松江商工会議所	23%	77%
対象	導入している (%)	導入していない (%)								
多量排出事業者	48%	52%								
松江商工会議所	23%	77%								
<p>・商品流通に際して再生利用コストの織り込み及び回収ルートの整備状況 【リサイクル】</p>	<p>有効回答数： 多量排出事業者(15) 松江商工会議所(21)</p> <p>■ 図っている □ 図っていない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>図っている (%)</th> <th>図っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>67%</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>松江商工会議所</td> <td>52%</td> <td>48%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	図っている (%)	図っていない (%)	多量排出事業者	67%	33%	松江商工会議所	52%	48%
対象	図っている (%)	図っていない (%)								
多量排出事業者	67%	33%								
松江商工会議所	52%	48%								
<p>・再生利用商品（古紙等）の使用状況 【リサイクル】</p>	<p>有効回答数： 多量排出事業者(83) 松江商工会議所(59)</p> <p>■ 行っている □ 行っていない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>行っている (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>83%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>松江商工会議所</td> <td>76%</td> <td>24%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	行っている (%)	行っていない (%)	多量排出事業者	83%	17%	松江商工会議所	76%	24%
対象	行っている (%)	行っていない (%)								
多量排出事業者	83%	17%								
松江商工会議所	76%	24%								
<p>・リサイクル関連法令に則した、廃棄物の再生利用状況 【リサイクル】</p>	<p>有効回答数： 多量排出事業者(82) 松江商工会議所(58)</p> <p>■ 行っている □ 行っていない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>行っている (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>83%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>松江商工会議所</td> <td>59%</td> <td>41%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	行っている (%)	行っていない (%)	多量排出事業者	83%	17%	松江商工会議所	59%	41%
対象	行っている (%)	行っていない (%)								
多量排出事業者	83%	17%								
松江商工会議所	59%	41%								
<p>・個別リサイクル法の適用を受けない廃棄物についての、再生利用状況 【リサイクル】</p>	<p>有効回答数： 多量排出事業者(80) 松江商工会議所(57)</p> <p>■ 図っている □ 図っていない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>図っている (%)</th> <th>図っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>56%</td> <td>44%</td> </tr> <tr> <td>松江商工会議所</td> <td>35%</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	図っている (%)	図っていない (%)	多量排出事業者	56%	44%	松江商工会議所	35%	65%
対象	図っている (%)	図っていない (%)								
多量排出事業者	56%	44%								
松江商工会議所	35%	65%								

(つづき)



**目標3：しまね循環型社会に必要な新たな環境関連産業を創造する。**



### 3. 市町村の取組状況

#### ■現状分析

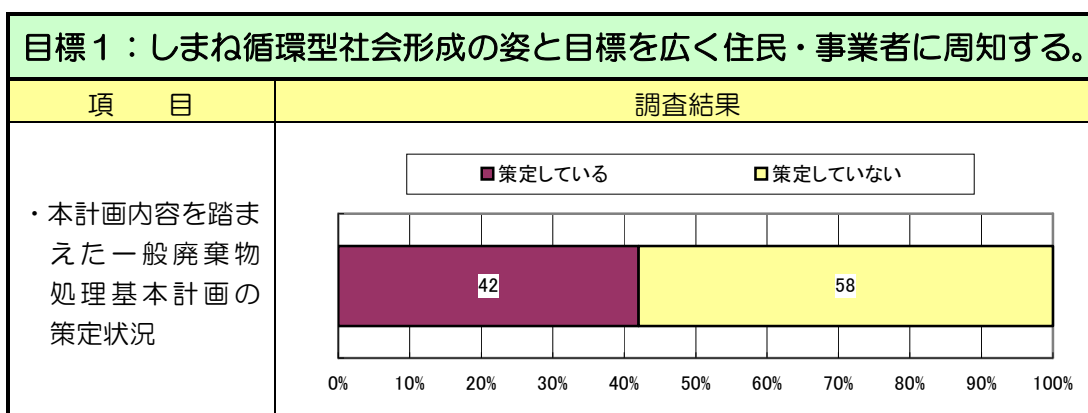
- ・ 市町村の取組については、住民や事業者に対して行う啓発や支援事業及びごみ袋有料化の実施状況が比較的高い取組状況となっています。
- ・ 一方で、「住民、事業者及び行政が連携し、一体となって取り組むための情報交換や提案等を行うための体制づくり」や「一般廃棄物を多量に排出する事業者に対する指導状況」等、取組状況が30%を下回る項目も複数みられます。
- ・ 以上のことから、市町村においては、今後、着手していない施策への積極的な取組が必要と考えられます。

市町村の取組については、島根県内 59 市町村を対象とした実態調査を実施し、現時点における取組状況を把握しました。

#### ■実態調査の概要

- ・ 調査期間 : 平成 15 年 11 月中旬～平成 15 年 12 月末
- ・ 調査対象及び件数 : 島根県内 59 市町村
- ・ 調査方法 : 郵送による調査用紙配布・回収
- ・ 回答数 : 59 件（島根県内全市町村）
- ・ 回収率 : 100% 回収率 = ( (回答数 / 調査件数) × 100 )

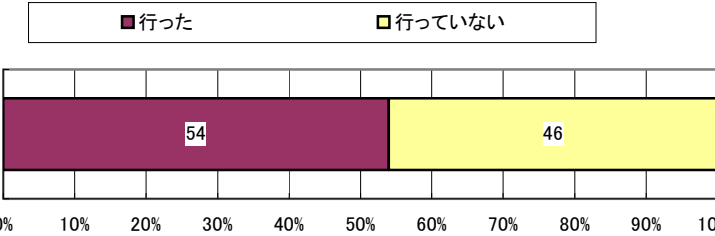
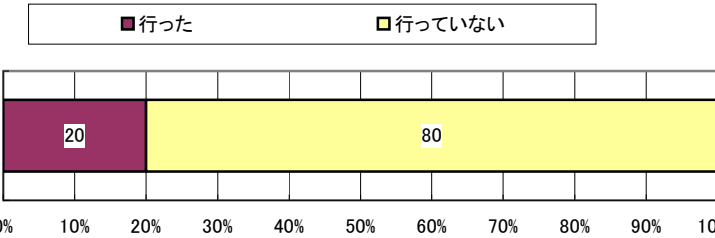
#### ■調査結果



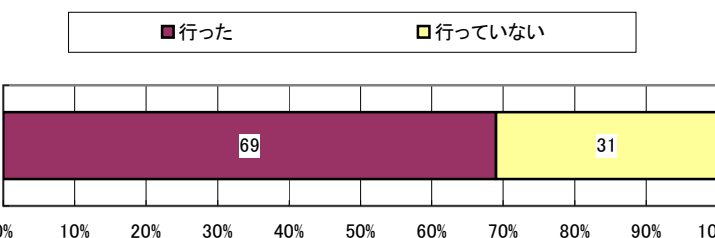
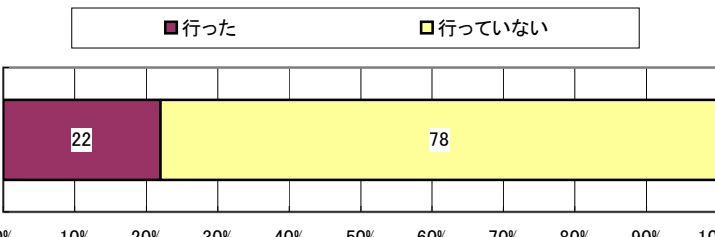
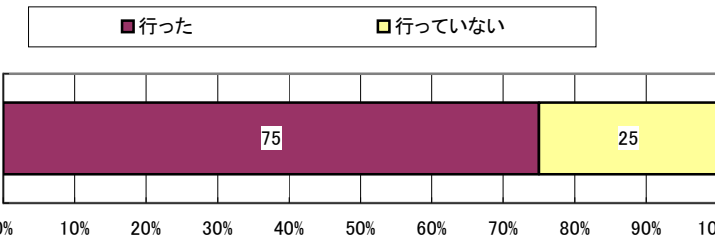
(つづき)

項 目	調査結果				
・一般廃棄物処理基本計画において、リサイクルシステム等の確立に向けた整備スケジュールの規定状況 【リサイクル】	<p>■ 規定している      □ 規定していない</p> <table border="1"> <tr> <th>規定している</th> <th>規定していない</th> </tr> <tr> <td>34</td> <td>66</td> </tr> </table>	規定している	規定していない	34	66
規定している	規定していない				
34	66				
・住民及び事業者への意識啓発の実施状況	<p>■ 行った      □ 行っていない</p> <table border="1"> <tr> <th>行った</th> <th>行っていない</th> </tr> <tr> <td>66</td> <td>34</td> </tr> </table>	行った	行っていない	66	34
行った	行っていない				
66	34				
・多様な学習環境の整備についての実施状況	<p>■ 行った      □ 行っていない</p> <table border="1"> <tr> <th>行った</th> <th>行っていない</th> </tr> <tr> <td>29</td> <td>71</td> </tr> </table>	行った	行っていない	29	71
行った	行っていない				
29	71				
・ごみ袋有料化の実施状況 【リデュース】	<p>■ 行った      □ 行っていない</p> <table border="1"> <tr> <th>行った</th> <th>行っていない</th> </tr> <tr> <td>90</td> <td>10</td> </tr> </table>	行った	行っていない	90	10
行った	行っていない				
90	10				
・従量制によるごみ処理料金体系の導入等の検討状況 【リデュース】	<p>■ 行った      □ 行っていない</p> <table border="1"> <tr> <th>行った</th> <th>行っていない</th> </tr> <tr> <td>59</td> <td>41</td> </tr> </table>	行った	行っていない	59	41
行った	行っていない				
59	41				

(つづき)

項 目	調査結果
・環境への負荷ができる限り低減されたリサイクルシステムの導入状況 【リサイクル】	 <p>■ 行った      □ 行っていない</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p>
・一般廃棄物を多量に排出する事業者に対する指導状況	 <p>■ 行った      □ 行っていない</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p>

**目標2：住民・事業者の取組を積極的に支援する。**

項 目	調査結果
・住民や事業者の取組に対する支援の実施状況	 <p>■ 行った      □ 行っていない</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p>
・住民、事業者及び行政が連携し、一体となって取り組むための情報交換や提案等を行うための体制づくり	 <p>■ 行った      □ 行っていない</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p>
・広報誌や地区説明会等による、分別排出の促進に対する啓発状況	 <p>■ 行った      □ 行っていない</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p>

**目標3：自らが率先してしまね循環型社会実現に向けた取組を行う。**

項 目	調査結果				
・容器包装廃棄物のリサイクルに必要な施設・設備の計画的な整備状況 【リサイクル】	<p>■ 行った      □ 行っていない</p> <table border="1"> <tr> <td>行った</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>行っていない</td> <td>24</td> </tr> </table>	行った	76	行っていない	24
行った	76				
行っていない	24				
・ISO 認証取得状況 【リデュース】	<p>■ 行った      □ 行っていない</p> <table border="1"> <tr> <td>行った</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>行っていない</td> <td>92</td> </tr> </table>	行った	8	行っていない	92
行った	8				
行っていない	92				
・環境負荷の低減に資する物品等の優先的な調達(グリーン調達)状況 【リサイクル】	<p>■ 行った      □ 行っていない</p> <table border="1"> <tr> <td>行った</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>行っていない</td> <td>61</td> </tr> </table>	行った	39	行っていない	61
行った	39				
行っていない	61				

**目標4：適正処理を促進する。**

項 目	調査結果				
・地域住民,郵便局,保健所,警察等と連携した不法投棄等の監視状況	<p>■ 行った      □ 行っていない</p> <table border="1"> <tr> <td>行った</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>行っていない</td> <td>32</td> </tr> </table>	行った	68	行っていない	32
行った	68				
行っていない	32				

## 4. 島根県の取組状況（重点施策）

### ■現状分析

島根県の取組状況は以下に示すとおり、おおむね実施しており、今後についても、数値目標の円滑な達成に向け、より一層、取組の強化・補充を行っていくものとします。

- ① 県民及び事業者の主体的取組の促進（施策の実施率：約91%（29/32））
- ② しまね循環型システムの形成の促進（施策の実施率：100%（16/16））
- ③ 県民・事業者・行政のパートナーシップの構築（施策の実施率：50%（1/2））
- ④ 自らが率先するしまね循環型社会実現のための実践事業  
（施策の実施率：100%（9/9））
- ⑤ 適正処理の推進（施策の実施率：100%（17/17））

### ■取組状況

目標1：県民及び事業者の主体的取組を促進する。	
項目	進捗状況（着手済施策数／全施策数）：（%）
① イベント等を通じた普及啓発	<p>88%</p>
② 環境学習の充実	<p>100%</p>
③ 「しまね循環型社会」の形成の状況やリサイクルに関する情報の提供	<p>78%</p>
④ 環境関連産業育成の促進	<p>100%</p>



● 概 要

① イベント等を通じた普及啓発についての概要

進捗状況（着手済施策数／施策数）：88%（7/8）

具体的な施策	取組実績
(1) エコショップフェアの開催	・ 県民が3Rを楽しみながら理解できるよう、H13 から H15 にかけて、「しまねエコショップフェア」を 17 箇所で開催した。【廃棄物対策課】
(2) ごみ減量・リサイクル推進週間の普及啓発	・ 法制度の適正な運用とごみの減量化及びリサイクルの推進を図るため、H13～H15 にかけて、建設リサイクル法等の各リサイクル法の周知に関わる地域住民研修会を 1 回実施した。【廃棄物対策課】
(3) 3R 推進月間行事における普及啓発	・ ごみの減量化、グリーンコンシューマリズムの普及を図るため、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施した。参加店舗数は、H13：366 店舗、H14：366 店舗、H15：217 店舗（H15 より対象店舗をしまねエコショップ認定店に限定したため前年に比べ大きく減少している）であった。【廃棄物対策課、環境生活総務課】
(4) リサイクルプラザ等を活用した分別排出学習会	実績なし【廃棄物対策課】 * 検討中。
(5) グリーンコンシューマー研修事業	・ グリーンコンシューマーの育成を図るため、H13 から H15 にかけて、グリーンコンシューマー養成講座を開催し、延べ 85 名の参加を得た。【環境生活総務課】
(6) 家畜排せつ物の再生利用を促進する講習会等の開催	・ 家畜排せつ物の適正な管理と再生利用を推進・促進するため、H13 から H15 にかけて、畜産汚水や堆肥等に関する講習会、シンポジウム等を 6 回開催した。【畜産振興課】
(7) 環境 NPO の活動を通じた普及啓発	・ ごみの減量化・リサイクル推進の普及啓発を図るため、環境・廃棄物問題に取り組む NPO に対して H13 から H15 にかけて、(財)島根ふれあい環境財団 21 を通じた助成を 125 件実施した。【環境政策課】
(8) 優れた取組に対する顕彰	・ 県民、事業者の取組の促進及び自治会、婦人会、子供会等の地域の団体による自主的な活動の活性化を図るため、H13 から H15 にかけて、環境美化教育優良校等に対する表彰を 4 校実施した。【義務教育課】

② 環境学習の充実についての概要

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%（7/7）

具体的な施策	取組実績
(1) 環境学習の手法を充実させる	
・ プログラムや教材の作成	・ 環境学習を体験的・効果的に推進するため、H13 に小学生向け環境学習パンフレット「3つのRで守ろうみんなのまち」を作成し、各小学校等に配布した。【廃棄物対策課】 ・ 環境学習を体験的・効果的に推進するため、H14 から H15 にかけて、各主体、様々な場やそれぞれの目的に適したプログラムを 1,300 部発行した。【環境政策課】
・ 指導者の育成とネットワークの構築	・ H14、H15 において、環境アドバイザーをそれぞれ 13 人登録し、指導者の派遣要求に対応できるネットワークを構築している。【環境政策課】 ・ 地域での取組等における各分野での指導者を育成するため、教職員の研修に「環境教育講座」を開講するとともに、全国環境学習フェア等への派遣研修を実施している。【義務教育課、高校教育課】

(つづき)

具体的な施策	取組実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習の場や機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県では、子ども達の地域の中での主体的な環境学習や実践活動を支援するため、平成7年度に「こどもエコクラブ」を創設している。小中学生 1,000 人当りに占める子供エコクラブ加入者割合は、H13で 10.5 人であったが、H15には 17.8 人まで増加させており、参加メンバーも過去最高の 1,168 人(H15)となっている。【環境政策課】</li> <li>・多くの人が環境学習に取り組むことができるよう、H13 から H15 にかけて、基礎講座、専門講座、しまねいま学等の講座を 13 講座開設した。【生涯学習課】</li> </ul>
(2)環境学習を支援する	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H14 及び H15 に、環境学習に関する機関紙を、それぞれ年 4 回発行し、情報の提供を行っている。【環境政策課】</li> <li>・松江教育センターのホームページに、環境学習モデル事業の指定校の取組を掲載し、啓発・発信を行っている。【義務教育課】</li> <li>・環境学習に対する情報を提供するため、H15 に小学生向け環境学習ホームページ「みんなが主役！3つのRで守ろう未来のしまね」を開設した。【廃棄物対策課】</li> <li>・H15 において、環境学習に関する情報登録件数 16,958 件を確保するとともに、H14 から H15 にかけて、生涯学習推進センターホームページへのアクセス件数を 27,247 件から 35,768 件に増加させ、環境学習に関する普及啓発を行っている。【生涯学習課】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 人でも多くの県民が環境問題に関心を持ち、環境学習に取り組めるよう、H14 から H15 にかけて、新聞(28 事項)、テレビ(3 事項)、ラジオ(3 事項)を利用した広報活動を行った。【環境政策課】</li> <li>・毎年、環境フェア・シンポジウムを開催し、H13 から H15 にかけて、約 31,500 人の参加者を得た。【環境政策課】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の団体が行う環境保全活動を支援するため、H13 から H15 にかけて、(財)島根ふれあい環境財団 21 を通じた助成を 43 件行った。【環境政策課】</li> <li>・学校と地域・各団体との連携を推進する環境学習の実践研究(モデル事業)を支援するため、H14 から H15 にかけて、小学校(20 校)、中学校(10 校)に対し助成を行った(1 校につき予算 10 万円)。【義務教育課】</li> </ul>
(3)環境学習をつなぐ	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習推進のための仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前項の「経済的支援」で示したモデル事業の実施により、環境学習推進のための仕組みづくりを研究している。【義務教育課】</li> </ul>

③「しまね循環型社会」の形成の状況やリサイクルに関する情報の提供についての概要

進捗状況（着手済施策数／施策数）：78%（7/9）

具体的な施策	取組実績
(1) 環境への負荷ができる限り低減されたライフスタイルの実践事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13 から H15 にかけて、啓発用冊子「買い物で環境を変えよう～グリーンコンシューマーになるためのハンドブック～」を 33,000 部発行し、リサイクルに関する情報提供を行っている。【環境生活総務課】</li> <li>・消費者啓発誌「くらしの窓」に環境にやさしいくらしを掲載し、6,000 部の発行を行った。【環境生活総務課】</li> </ul>
(2) ゼロエミッション工場・異業種連携事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロエミッションに向けた企業の取組事例、異業種間の再生商品を巡る連携事例等を紹介するため、「ごみゼロ工場実践事例集」を H13 に作成した。また、パレスホテルが生産する堆肥の利用促進事例を事業者を紹介（視察）した。【廃棄物対策課】</li> <li>・H13 から H15 にかけて、中国経済産業局主導の循環型産業形成プロジェクトにおけるイベント、シンポジウム等の情報を県内企業に紹介（月 1 回程度）し、企業の発生抑制・資源循環利用の取組、再生商品等の流通を促進した。【産業振興課】</li> </ul>
(3) リサイクル関連技術・設備に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品ごとの再生利用に関する技術的情報、設備に関する情報を提供し、リサイクル関連企業の起業や取組を促進するため、H14 には、インターネット上に「しまね e-ものカタログ」サイトを開設（企業からの製品登録のなかでリサイクル製品を紹介）し、情報を提供している。【産業振興課】</li> </ul>
(4) 分別収集先進事例	<p>実績なし【廃棄物対策課】</p> <p>*市町村においてそれぞれの実情に応じた取組が行われている。</p>
(5) 環境への負荷の低減に資する物品情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への負荷の低減に資する製品等の流通を促進するため、「しまねエコショップリサイクル商品カタログ」を H14 に作成した。【廃棄物対策課】</li> <li>・同様に、H13 から H15 にかけて、毎年度「島根県グリーン調達推進方針」及び特定調達品目を定めている。【環境政策課】</li> </ul>
(6) 家畜排せつ物処理・利用優良事例集等の作成	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物処理・利用優良事例集の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13 には、堆肥化の取組事例、堆肥の成分等や導入事例等の情報を取りまとめた「土づくり、家畜ふん尿事例集」を作成し、情報の提供を行っている。【畜産振興課】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産環境対策パンフレット等の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物の管理基準の徹底と堆肥の品質向上を図り、家畜排せつ物等の適切なリサイクルを促進するため、家畜排せつ物法の一部施行についてのパンフレットを作成した。【畜産振興課】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥及び稲わら等の需給等に関する情報</li> </ul>	<p>実績なし【畜産振興課】</p> <p>*検討中。</p>
(7) 建築物の分別解体・再資源化に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別解体に関する技術基準や再資源化施設に関する情報を提供するため、H14 に、建設リサイクル法に関する説明会を 11 回開催するとともに、建設リサイクル法ホームページを開設した。</li> <li>また、H15 には、建設リサイクル法に関する説明会を 6 回開催するとともに、ホームページ内にしまね再資源化施設情報検索システムを開設した。また、モデル解体工事の事例紹介を 2 地区行った。【技術管理室】</li> </ul>

④環境関連産業育成の促進についての概要

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100% (8/8)

具体的な施策	取組実績
(1)産・学・官の連携によるリサイクル関連技術に関する調査・研究体制の構築	・都市エリア事業において実施中の、産学官の連携による穴道湖・中海水環境修復技術の研究開発の中で、下水道活性汚泥のコンポスト化等々の技術を開発中である。【産業振興課】
(2)リサイクル関連企業や産業に対する事業化等の支援制度の充実	
・産業廃棄物の再生利用・再資源化のための施設・設備の改善に対する融資	・産業廃棄物の再生利用・再資源化のための施設・設置等に対して、H13～H15 にかけて、2 件の融資(84,500 千円)を行い、様々な物品や資源の再生利用に関する技術の向上と関連する設備・施設の普及を促進している。【経営支援課】
・事業者における環境への負荷低減の取組に対する融資	・申請がないことから実績はないものの、融資を行う体制は整備済みである。【経営支援課】
・資源エネルギーの節減に資する設備の設置に対する融資	・H13～H15 にかけて、資源エネルギーの節減に資する設備の設置に対して、1 件の融資(80,000 千円)を行い、廃棄物の発生抑制を促進している。【経営支援課】
・自然エネルギー利用施設・設備の設置、改善に対する融資	・申請がないことから実績はないものの、融資を行う体制は整備済みである。【経営支援課】
・エネルギー効率化施設・設備の設置又は改善に対する融資	
(3)リサイクル事業者の経営近代化対策の促進	
・リサイクル関連企業の共同事業化の支援(高度化資金貸付事業)	・申請がないため実績はないものの、中小企業総合事業団と一体となって、高度化資金貸付事業制度のPRに努めている。【経営支援課】
・専門家派遣事業	・申請がないことから実績はないものの、融資を行う体制は整備済みである。【産業振興課】

■ 取組状況

目標2：しまね循環型システムの形成を促進する。	
施 策	進捗状況（着手済施策数／全施策数）：（％）
①有機性廃棄物(生ごみ、家畜排せつ物等)を活用したバイオマスリサイクルシステム構築の促進	<p>A horizontal bar chart showing 100% completion. The x-axis is labeled from 0 to 100 in increments of 10. The bar is filled with a dark purple color and reaches the 100 mark. The text '100%' is centered inside the bar.</p>
②農業用廃プラスチックのリサイクル促進	<p>A horizontal bar chart showing 100% completion. The x-axis is labeled from 0 to 100 in increments of 10. The bar is filled with a dark purple color and reaches the 100 mark. The text '100%' is centered inside the bar.</p>
③石炭灰やスラグ等の利活用促進	<p>A horizontal bar chart showing 100% completion. The x-axis is labeled from 0 to 100 in increments of 10. The bar is filled with a dark purple color and reaches the 100 mark. The text '100%' is centered inside the bar.</p>
④建設廃材のリサイクルの促進	<p>A horizontal bar chart showing 100% completion. The x-axis is labeled from 0 to 100 in increments of 10. The bar is filled with a dark purple color and reaches the 100 mark. The text '100%' is centered inside the bar.</p>
⑤環境に配慮した商品販売の促進	<p>A horizontal bar chart showing 100% completion. The x-axis is labeled from 0 to 100 in increments of 10. The bar is filled with a dark purple color and reaches the 100 mark. The text '100%' is centered inside the bar.</p>
⑥経済的手法の導入の検討	<p>A horizontal bar chart showing 100% completion. The x-axis is labeled from 0 to 100 in increments of 10. The bar is filled with a dark purple color and reaches the 100 mark. The text '100%' is centered inside the bar.</p>

● 概 要

①有機性廃棄物(生ごみ、家畜排せつ物等)を活用したバイオマスリサイクルシステム構築の促進についての概要

進捗状況(着手済施策数/施策数): 100%(6/6)

具体的な施策	取組実績
(1)生ごみのリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H15 に策定した「島根県バイオマス総合利活用計画」において、生ごみのリサイクルについて検討を行っている。 【廃棄物対策課】</li> </ul>
(2)家畜排せつ物及び食品廃棄物のリサイクルシステム	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物リサイクル施設整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物の適正な管理と適切なリサイクルを図るため、地域の実情に応じた堆肥舎等の整備や広域的な堆肥センターの整備を推進するため、以下の施策を実施した。</li> <li><b>H13</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環型畜産確立対策事業：2件</li> <li>・公社営畜産基地建設事業：2件</li> <li>・1/2補助付畜産環境整備リース事業：15件</li> <li>・がんばん島根農林総合事業：23件</li> </ul> </li> <li><b>H14</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公社営畜産基地建設事業：1件</li> <li>・1/2補助付畜産環境整備リース事業：8件</li> <li>・がんばん島根農林総合事業：26件</li> </ul> </li> <li><b>H15</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2補助付畜産環境整備リース事業：15件</li> <li>・有機質資源リサイクル条件整備事業：23件</li> <li>・草地林地一体的利用総合整備事業：1件 【畜産振興課】</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機性廃棄物のリサイクル推進組織の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥、稲わら等の利用促進や、家畜排せつ物の適正管理を推進するため、「島根県環境と調和した畜産振興推進協議会堆肥センター部会」をH13に設立し、有機性廃棄物の適正な管理と資源としての再利用を促進している。【畜産振興課】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄物のリサイクルシステム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品リサイクル法に基づき、事業者による再資源化の取組を一層促進し、食品の製造、加工、流通等の各段階において食品廃棄物の発生抑制・減量及び食品循環資源のリサイクルを促進するため、以下の施策を実施した。</li> <li><b>H13</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食品循環資源の再生利用等に係る懇話会」を開催し、法令の説明、取組状況の確認、意見交換等を行った。</li> </ul> </li> <li><b>H14</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品リサイクル法普及啓発パンフレットを作成(15,000部)し配布した。</li> </ul> </li> <li><b>H15</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別推進の支援を行った。 【生産振興課】</li> </ul> </li> </ul>
(3)下水道等の汚泥のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13時点において24%であった流域・公共下水汚泥のリサイクル率(有効利用量/発生量)を、H15には43%まで向上させた。【下水道推進課】</li> <li>・H13からH15にかけて、6市町村において漁集汚泥のコンポスト化、農地還元等によるリサイクルが実施された。 【漁港漁場整備課】</li> <li>・H15において、農集汚泥のリサイクル実施市町村は21市町村であり、おおむね農集汚泥の51%を再資源化している。 【農村整備課】</li> </ul>

(つづき)

具体的な施策	取組実績
(4)木質系のバイオマスリサイクルシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質系バイオマスや廃木材などを資源・エネルギーとして再利用するため、H13 から H15 にかけて、中山間地域バイオマス活用検討会の実施(検討報告書)、列状間伐バイオマス生産等実証調査の実施(調査報告書)、チップボイラの民間福祉施設への導入を行った。【土地資源対策課】</li> <li>・H15 において、バイオマス活用型木材乾燥施設数と木質バイオマス原料加工施設数の合計を 35 施設まで増加させた。(H13 は 26 施設、H14 は 32 施設)【林業課】</li> <li>・H15 に、技術管理室ホームページ内にしまね再資源化施設情報検索システムを開設した。【技術管理室】</li> </ul>

**②農業用廃プラスチックのリサイクル推進**

進捗状況(着手済施策数/施策数)：100%(4/4)

具体的な施策	取組実績
(1)地域協議会の設置	・JA、事業者団体、関係機関等による地域協議会を H13 までにすべての地域に設置し、廃プラスチックの組織的回収体制を構築した。【生産振興課】
(2)組織的回収・リサイクル体制の構築推進	・地域協議会単位で地域ごとに組織的回収を行うことにより、H13 において 78.1%であった廃プラスチックの回収率を、H15 では 83.5%まで向上させた。【生産振興課】
(3)リサイクルに向けた分別回収の促進	・廃プラスチックについて、塩化ビニルとその他のプラスチックの分別を 7 協議会で実施し、リサイクルの円滑な導入を図っている。【生産振興課】
(4)リサイクルの推進啓発	・H13～H15 にかけて、分別研修会を 4 回開催し、排出者等のリサイクル意識の高揚を図っている。【生産振興課】

**③石炭灰やスラグ等の利活用促進**

進捗状況(着手済施策数/施策数)：100%(1/1)

具体的な施策	取組実績
・石炭灰やスラグ等の利活用促進	・島根県内で発生するばいじんのおおむね 9 割以上を占める中国電力三隅火力発電所では、H15 において、約 48%のリサイクル率を確保しており、さらにリサイクル率が向上するよう、現在も指導を行っている。【廃棄物対策課】

**④建設廃材のリサイクルの促進**

進捗状況(着手済施策数/施策数)：100%(1/1)

具体的な施策	取組実績
・建設廃材のリサイクルの促進	・建築工事及び公共事業において発生する廃木材については、チップ化し木材マルチング材、木質ボード、堆肥等の原料として利用するなど、リサイクルを推進することで、特定建設資材廃棄物(廃木材)の再資源化率は H14 で約 71%に達した(H15 は、H17 年春頃集計予定)。【技術管理室】

**⑤環境に配慮した商品販売の促進**

進捗状況(着手済施策数/施策数)：100%(1/1)

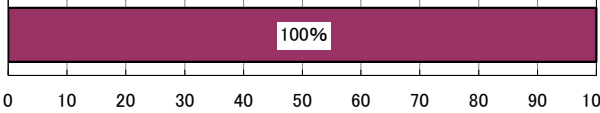
具体的な施策	取組実績
・環境に配慮した商品販売の促進	・包装簡易化・容器再利用、資源ごみ店頭回収等を実践している店を「しまねエコショップ」として認定しており、H15 において 230 店舗を認定(目標：H22 において 300 店舗)している。【廃棄物対策課】

⑥経済的手法の導入の検討

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%（3/3）

具体的な施策	取組実績
(1)ごみ袋の有料化等の取組の強化促進	・「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、消費者に対してマイバッグ持参の呼びかけを行うとともに、小売店に対して、マイバッグ持参者に対する優遇措置の実施を働きかけた。【廃棄物対策課、環境生活総務課】
(2)地域におけるデポジット制度の導入	・デポジット制度が幅広い分野で普及するよう、しょうゆ製造団体、ワイン製造企業に対して瓶のリターナブル状況の現地調査を行うとともに、リターナブルの普及啓発を行った。【廃棄物対策課】
(3)法定外目的税の導入の検討	・H13：県税制検討会を設置し、産業廃棄物に関する税制度について検討した。 ・H14：関係部局との調整を行った。 ・H15：県地域環境税制懇話会を設置し具体的検討に着手。懇話会の審議事項をまとめて知事へ報告した。 (条例化により平成17年4月に施行予定)【税務課】

■取組状況

目標3：県民・事業者・行政のパートナーシップの構築	
項目	進捗状況（着手済施策数／全施策数）：（％）
①しまね循環型社会推進会議の設置	 <p>0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100</p>
②電子会議室やメールリストの開設	実績なし

●概要

①しまね循環型社会推進会議の設置

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%（1/1）

具体的な施策	取組実績
・しまね循環型社会推進会議の設置	・県民・事業者・行政の代表で構成される「しまね循環型社会推進会議」を設置し、県民・事業者・行政が協力と連携のもとに、廃棄物の発生抑制及び循環利用に取り組むため、これに関する会議を、H14に1回、H15に2回開催した。【廃棄物対策課】

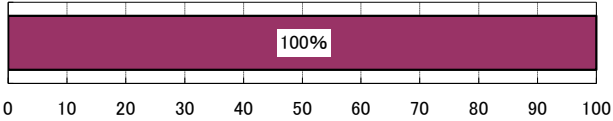
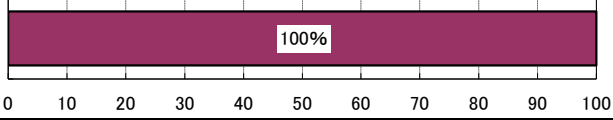
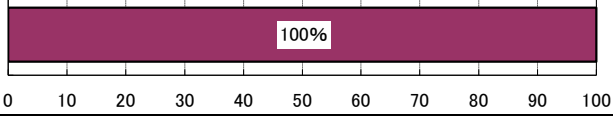
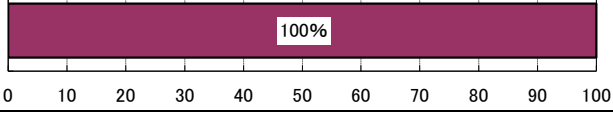
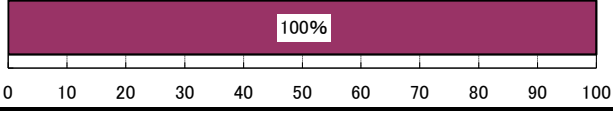
②電子会議室やメールリストの開設

進捗状況（着手済施策数／施策数）：0%（0/1）

具体的な施策	取組実績
・電子会議室やメールリストの開設	実績なし【廃棄物対策課】 *他のシステムを活用し、各主体からの循環型社会に関する意見等を公開している。



■ 取組状況

目標4：自らが率先するしまね循環型社会実現のための実践事業	
項目	進捗状況（着手済施策数／全施策数）：（％）
①環境への負荷ができる限り低減された事務・事業の執行	
②環境への負荷ができる限り低減された財やサービスの調達 の推進	
③環境への負荷ができる限り低減された適切な排出の推進	
④その他省エネルギー等の負荷 ができる限り低減された行動 の推進	
⑤職員の研修及び必要な情報の 提供	

● 概 要

①環境への負荷ができる限り低減された事務・事業の執行

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%(3/3)

具体的な施策	取組実績
(1) 文書管理の電子化の推進	・ 公文書そのもの及びその管理の電子化を推進し、紙の使用量の削減を図るとともに、文書の保存スペースの削減や保存に伴うエネルギー消費の低減を図るため、H14 に総合文書管理システムを構築し、H15 に電子決裁（供覧）の運用を開始した。【総務課】
(2) ワンベスト運動（簡潔文書の作成）の推進	・ 簡潔な文章作成を推進し、紙・プリンタートナー使用量を削減するため、「文書だより」を通じて簡潔な文書、文書の作成枚数の削減等に関し周知を行った。【総務課】
(3) 両面コピー、ミスコピーの再利用等の推進	・ 「環境にやさしい率先実行計画」に基づいた取組を行っており、H15 において、コピー用紙使用量 406t/年、封筒購入量 210 万枚/年まで抑制している。【環境政策課】

②環境への負荷ができる限り低減された財やサービスの調達の推進

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%(2/2)

具体的な施策	取組実績
(1) グリーン調達推進方針に基づく調達の推進	・ グリーン購入法第 10 条の規定に基づき、「グリーン調達推進方針」を策定し、毎年度、重点的に調達を進める環境物品等とその調達目標を定めて優先的な購入に努めており、その結果、H13 において 81%であったグリーン購入適合調達率は、H15 で 88.9%まで向上した。【環境政策課】

(つづき)

<p>(2) 公共事業における再生資材の利用の推進</p>	<p>・公共事業における再生資材の利用を推進するため、H13 には、島根県リサイクル指針の策定及び建設副産物処理要領を改正し、H13 から H15 にかけて、法面のリサイクル緑化材に係るモデル工事を 12 件実施した。 また、H15 には島根県公共工事共通仕様書を改正し、再生資材の利用の推進を図っている。【技術管理室】</p>
-------------------------------	--

### ③環境への負荷ができる限り低減された適切な排出の推進

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%(2/2)

具体的な施策	取組実績
<p>(1) 環境への負荷ができる限り低減された排出・処理の徹底</p>	<p>・環境マネジメントシステムにおいて「廃棄物管理共通手順書」を策定し、徹底した分別排出を行っている。【管財課】 ・H15 において、本庁・松江合同庁舎からの古紙回収量として 273,130kg/年（H13 は 267,790kg）を達成した。 【会計課】</p>
<p>(2) 保存期間経過後の廃棄ファイルのリサイクル</p>	<p>・保存期間経過後のファイルについては、焼却処分を行うのではなく、紙とその他に分別し、古紙としての再生及び熔融処理による再生を促進した。この結果、H14 から H15 にかけて、保存期間経過文書を約 33.23t 程度熔融処理した。 【総務課】</p>

### ④その他省エネルギー等の環境への負荷ができる限り低減された行動の推進

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%(1/1)

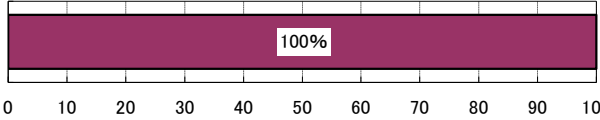
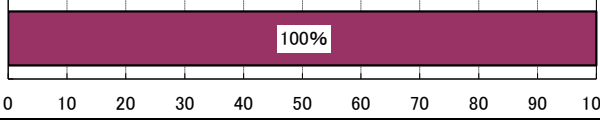
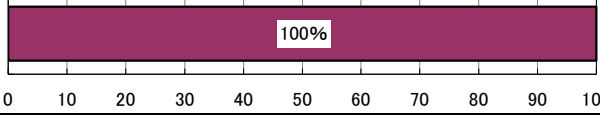
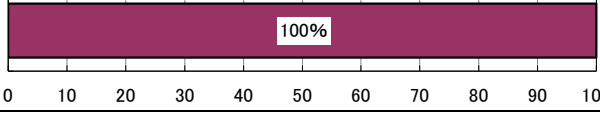
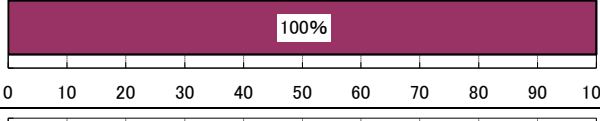
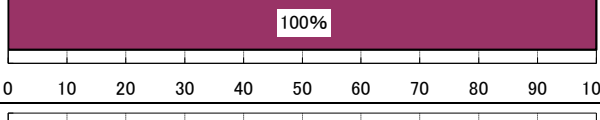
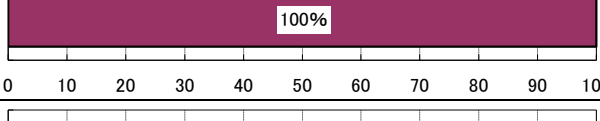
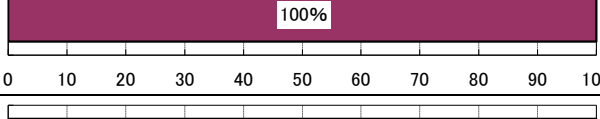
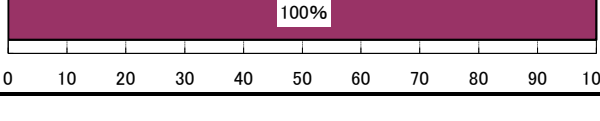
具体的な施策	取組実績
<p>・その他省エネルギー等の環境への負荷ができる限り低減された行動の推進</p>	<p>・エネルギー節約を通じて石炭・石油の消費に伴う廃棄物の発生抑制に貢献するため、電気消費量等について目標値を掲げたうえで、H15 の使用量を、電気 4,053,312Kwh、水道 27,212m<sup>3</sup>、重油 189,002L に留めた。また、浜田合同庁舎の建設に際して、省エネ対策を行った。【管財課】</p>

### ⑤職員の研修及び必要な情報の提供

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%(1/1)

具体的な施策	取組実績
<p>・職員の研修及び必要な情報の提供</p>	<p>・H13 以降、県庁エコアクションプランの取組を通じて職員の環境配慮意識を喚起している。 また、H14 には、島根県環境マネジメントシステムを構築し、本庁舎等の全職員に対し環境研修を実施した。LAN 等により情報提供及び意識啓発を図っている。 さらに H15 には、ISO14001 の外部認証を本庁舎、保健環境科学研究所及び産業技術センターで取得するとともに、環境に配慮した取組を率先して実施している。 【環境政策課】</p>

■ 取組状況

目標5：適正処理の推進	
項目	進捗状況（着手済施策数／全施策数）：（％）
①本計画を踏まえた一般廃棄物処理計画の策定	
②島根県ごみ処理広域化計画に則した計画的な施設整備の推進	
③産業廃棄物の合わせ処理、PFI手法等による施設整備の効率化	
④一般廃棄物処理施設の適正な維持管理	
⑤排出者処理責任の徹底	
⑥優良産業廃棄物処理業者の育成等	
⑦公共関与型処理施設等の計画的整備の促進	
⑧産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の指導	
⑨特別管理産業廃棄物の適正保管・適正処理体制の整備	

● 概要

①本計画を踏まえた一般廃棄物処理計画の策定 進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%(1/1)

具体的な施策	取組実績
・本計画を踏まえた一般廃棄物処理計画の策定	・本計画を踏まえた市町村の一般廃棄物処理基本計画の策定を促進した結果、59市町村のうち、25市町村において策定が行われた。【廃棄物対策課】

#### ②島根県ごみ処理広域化計画に則した計画的な施設整備の推進

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%(1/1)

具体的な施策	取組実績
・島根県ごみ処理広域化計画に則した計画的な施設整備の推進	・島根県ごみ処理広域化計画に則し、H13 において島根県内に設置されているごみ処理施設(一般廃棄物)22 施設を、H15 において 13 施設まで集約化した。【廃棄物対策課】

#### ③産業廃棄物の合わせ処理、PFI 手法等による施設整備の効率化

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%(1/1)

具体的な施策	取組実績
・産業廃棄物の合わせ処理、PFI 手法等による施設整備の効率化	・隠岐圏域では、一般廃棄物処理施設において処理に支障のない産業廃棄物について、合わせ処理を実施している。また、益田地区広域市町村圏事務組合が整備を進めているごみ処理施設の建設に PFI 手法が導入されたため、環境省等関係機関との協議・調整を行い、民間活力の導入について推進を行っている。なお、各市町村等に対しては、PFI 関係資料の提供を行っている。【廃棄物対策課】

#### ④一般廃棄物処理施設の適正な維持管理

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%(1/1)

具体的な施策	取組実績
・一般廃棄物処理施設の適正な維持管理	・立入検査を H13：52 回、H14：116 回、H15：64 回実施し、施設の適正な維持管理を徹底している。【廃棄物対策課】

#### ⑤排出者処理責任の徹底

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%(4/4)

具体的な施策	取組実績
(1) 産業廃棄物管理票制度の適正な運用に関する指導・啓発	・産業廃棄物の排出者処理責任の原則に基づき締結される産業廃棄物の処理委託契約書の作成や、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適正な運用が図られるよう、各種団体が主催する講習会等を通じて排出者責任の徹底や委託契約、マニフェスト制度の適正な運用について指導を行った。【廃棄物対策課】
(2) 処理業者に関する許可情報等の提供	・毎年、許可業者名簿を作成し資料提供を行ってきたが、平成 14 年度からは廃棄物対策課のホームページで名簿を掲載し、処理業者の許可情報等を広く県民に提供している。【廃棄物対策課】
(3) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定の指導	・廃棄物処理法に基づく多量排出事業者に対して、処理計画・実績報告の提出を指導するとともに、発生抑制、再生利用、適正処理についても指導を行っている。【廃棄物対策課】
(4) 不法投棄、野外焼却などの不適正処理に対する指導強化	・通報等に基づく立入調査を実施するとともに、不法投棄防止対策として重点監視地域の指定、地域監視モニターによるパトロール、県警・海上保安部・産業廃棄物協会との連携による陸・海・空からの一斉パトロールを行っている。【廃棄物対策課】

### ⑦優良産業廃棄物処理業者の育成等

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%（3/3）

具体的な施策	取組実績
(1) 産業廃棄物処理に関する知識と技能の向上	・ 産業廃棄物協会との意見交換等(文書)を年 6～9 回の頻度で実施し、適正処理、再生利用に関する研修の拡充や優良事業者の育成等に努めている。【廃棄物対策課】
(2) 処理業者による積極的な情報開示の指導	・ 産業廃棄物の適正処理に係わる信頼性確保のため、各種の機会を通じて、処理業者に積極的な情報開示を指導している。【廃棄物対策課】
(3) 産業廃棄物管理票制度の適正な運用に関する指導・啓発	・ 各種の機会を通じて、処理業者や排出事業者に対して書面契約の徹底やマニフェスト制度の適正な運用を指導している。【廃棄物対策課】

### ⑧公共関与型処理施設等の計画的整備の促進

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%（2/2）

具体的な施策	取組実績
(1) 公共関与型処理施設の計画的整備の促進	・ 健全な地域産業の育成と産業廃棄物処理の適正処理を目的に、公共の信頼性と持続性を活かした公共関与型最終処分場「クリーンパークいずも」を H14 に供用開始し、島根県内で発生した産業廃棄物の適正処分を行っている。【廃棄物対策課】
(2) 安全で信頼性の高い施設整備の確保	・ 民間処分場の設置に際しては、生活環境保全上支障のない安全かつ信頼性の高い施設整備の確保に努めるため、H14 には第 1 次、第 2 次、H15 には第 1 次島根県廃棄物処理施設設置検討専門委員会を実施し、専門的立場からの意見を求めたうえで廃棄物処理施設設置の審査を行った。【廃棄物対策課】

### ⑨産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の指導

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%（2/2）

具体的な施策	取組実績
(1) ダイオキシン類の発生抑制の徹底・指導	・ ダイオキシン類排出基準不適合施設を運営する事業者に対して施設改善を指導し、平成 14 年 12 月 1 日までに現在稼働中の全ての焼却施設の改善がなされた。 また、保健所による立入検査を実施し、維持管理状況についての指導監督を行った。【廃棄物対策課】
(2) 地域住民の信頼を確保した事業展開の推進	・ 維持管理状況の積極的な閲覧を推進することにより、地域住民の信頼を得た事業展開が図られるよう指導を行った。【廃棄物対策課】

### ⑩特別管理産業廃棄物の適正保管・適正処理体制の整備

進捗状況（着手済施策数／施策数）：100%（2/2）

具体的な施策	取組実績
(1) 安全管理体制の徹底・指導	・ 感染性廃棄物については、医療監視により計画的に排出事業者の指導を行っており、特定有害産業廃棄物等については、各種の機会を通じて指導を行っている。【廃棄物対策課】
(2) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理体制の確立	・ PCB 特別措置法に基づき、PCB 廃棄物の保管状況を毎年公表（縦覧）している。また、国による広域的な処理施設整備を促進するため、環境事業団への補助を毎年 1,200 万円行っている。【廃棄物対策課】

## 第4章 「しまね循環型社会」の形成に向けた 県民・事業者・行政（市町村・島根県） の取組事例

1. 県民の取組事例		
・ 生ごみの堆肥化.....	【松江圏域】	55
・ ごみを語る松江市民のつどい.....	【松江圏域】	56
・ 邑智町シールポイント制度.....	【県央圏域】	57
2. 事業者の取組事例		
・ しまねエコショップ.....	【全 圏 域】	58
・ コンクリートくずのリサイクル.....	【全 圏 域】	60
・ 環境を創る企業の会.....	【松江圏域】	61
・ 廃木材のリサイクル.....	【出雲圏域】	62
・ 家畜ふん尿の堆肥化.....	【出雲圏域】	63
・ 廃瓦のリサイクル.....	【県央・浜田・益田圏域】	64
・ ばいじんのリサイクル.....	【浜田圏域】	65
3. 市町村の取組事例		
・ まつえ市民環境大学（松江市）.....	【松江圏域】	67
・ 廃食用油リサイクル（松江市）.....	【松江圏域】	68
・ 廃食用油リサイクル（平田市）.....	【出雲圏域】	69
・ RDF（固形燃料）の製造 （加茂町外三町清掃組合）.....	【出雲圏域】	70
・ 生ごみの堆肥化（石見町）.....	【県央圏域】	71
4. 島根県の取組事例		
・ しまねエコショップフェアの開催.....		72
・ 有機性廃棄物を活用したバイオマスリサイクルシステム構築の促進.....		73
・ 下水道等の汚泥のリサイクル.....		74
・ 法定外目的税の導入.....		76
・ しまね循環型社会推進会議の設置.....		77
・ 省エネルギー等の環境への負荷ができる限り低減された行動の推進.....		78
・ 公共関与型処理施設等の計画的整備の促進.....		79

## 1. 県民の取組事例

取組名称	生ごみの堆肥化	取組の主体	県民
対象廃棄物	—	取組の目的	推進・啓発
お問い合わせ先	まつえ市民環境大学村（事務局:松江市環境政策課） TEL：0852-55-5278/FAX：0852-55-5497		
<p>【取組の概要】</p> <p>まつえ市民環境大学村では、環境をテーマとした地域活動・まちづくりの活動拠点として様々なテーマについて学習し、実践活動を行っている。特に、生ごみ堆肥を活用した有機野菜の栽培を実施している。</p>			
<p>【取組内容】</p> <p>まつえ市民環境大学村は、まつえ市民環境大学で学んだ学生が、環境保全活動について自ら考え積極的に行動することによって地域環境の改善を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を築くことを目的として平成15年5月に設置されている。会員数は60名である。</p>			
<p><b>まつえ市民環境大学村のテーマ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全体テーマ 自然豊かなふるさと松江を次世代に ～環境にやさしい行動と心の輪を拓けよう～</li> <li>○第一分科会テーマ 宍道湖の自然を取り戻し - 生かし - 渡そう！</li> <li>○第二分科会テーマ ゴミを減らすとともにリサイクルを推進するには</li> <li>○第三分科会テーマ 環境と観光のコラボレーション～エコツーリズム～</li> </ul>			
<p><b>活動拠点</b></p> <p>様々なテーマについて学習及び実践活動を行っており、特に生ごみ堆肥を活用した有機野菜の栽培を実施している。</p>			
<p><b>活動履歴（堆肥化に関するもの）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H15.5.29 環境大学村設立総会</li> <li>H15.6.14 環境大学村開村式&amp;畑地の草刈整備作業</li> <li>H15.8.20 蕎麦の種まき</li> <li>H15.8.23 生ごみの堆肥化についての学習会 1</li> <li>H15.9.9 大根・かぶ・にんじん・みずなの種まき</li> <li>H15.9.11 生ごみの堆肥化についての学習会 2</li> <li>H15.10.1 岡山県船穂町の堆肥センターへの視察研修</li> <li>H15.10.5 村の畑作業</li> <li>H15.10.24 ごみの減量化と分別の学習会</li> <li>H15.11.9 村の畑作業</li> <li>H15.12.7 収穫祭</li> <li>H16.2.8 村の畑作業</li> <li>H16.5.9 村の畑作業</li> <li>H16.7.3 堆肥用ボカシづくり</li> <li>H16.7.6 リサイクル分別学習会</li> <li>H16.7.11 生ごみ堆肥を利用した有機栽培学習会</li> <li>H16.7.11 堆肥実践体験学習会</li> </ul>			
		<p><b>村の活動の様子</b></p>  <p>畑作業(馬鈴薯植え)</p>	
		 <p>畑作業</p>	
		 <p>堆肥用ボカシづくり</p>	
		 <p>草を使った堆肥づくり</p>	

取組名称	ごみを語る松江市民のつどい	取組の主体	県民										
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	リデュース										
お問い合わせ先	島根県松江市環境保全部環境政策課 TEL：0852-55-5278/FAX：0852-55-5497												
<p>【取組の概要】</p> <p>結成以来 12 年を経過する「ごみを語る松江市民のつどい」は、環境問題に関連する 10 団体で構成されている。「ごみを語る松江市民のつどい」では、これまでに「ごみ〇」を目指した取組として、さまざまな分野において積極的な活動を行っており、「ごみ〇」を達成することにより、地球温暖化防止も目指している。</p> <p>各団体における平成 15 年度の主な活動内容については、以下に示すとおりである。</p>													
<p>【取組内容】</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>松江市 PTA 連合会</b></p> <p>本会には、市内の公立小・中学校 32PTA（約 12,100 人）が加入している。このうち、22PTA が松江市の再資源化等推進事業に参加しており、平成 15 年度（平成 15 年 4 月～平成 16 年 2 月中旬）には、資源ごみの回収活動が 46 回行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙類：301.9 t</li> <li>・金属類：3.6 t</li> <li>・布 類：1.3 t</li> <li>・ビン類：29,738 本</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>松江市連合婦人会</b></p> <p>主に、以下の活動が行われている。</p> <p>①生ごみ処理の先進地視察 →神戸市にある「生ごみバイオガス化燃料電池発電施設」の見学により、生ごみリサイクルについての知識向上。</p> <p>②松江市内リサイクルステーションの現状視察 →リサイクルステーション（6 箇所）の見回りによる、ペットボトル等の排出状況の把握。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>松江市幼稚園 PTA 連合会</b></p> <p>本会の会員のうち持田幼稚園では、人やものを大切にする子どもを育てるため、主に次の活動が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持田川のごみ拾い（川遊びの中で）</li> <li>・リサイクル遊具作り（親子活動）</li> <li>・紙ごみの分別（オフィスミックス）</li> <li>・リサイクルプラザ見学研修（保護者） 等</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>全国友の会 松江友の会</b></p> <p>主に、以下の活動が行われている。</p> <p>①記念行事の開催 →ごみの分別、牛乳パックのリサイクル等の実演。</p> <p>②施設見学 →松江市不燃物選別処理施設、リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザの見学。</p> <p>③松江市行事参加 →松江市環境フェスティバル、プリアールフェスティバルへの参加。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>松江市公民館長会</b></p> <p>公民館長会では、昨年に引き続いて環境問題特別委員会（三名）を設立し、以下の重点目標を定め、全公民館をあげての活動が行われている。</p> <p>【重点目標】</p> <p>①ごみの減量 ②リサイクルの推進 ③生活環境保全推進員の活動</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p><b>その他</b></p> <p>以上に示した取組のほか以下の団体においても、「ごみ〇」に向けた積極的な取組が行われている。</p> <p>○(社)松江青年会議所、○松江市老人クラブ連合会、○生活協同組合しまね松江南北支所、○松江市町内会・自治会連合会、○松江市保育所・保護者会連合会</p> </td> </tr> </table>				<p><b>松江市 PTA 連合会</b></p> <p>本会には、市内の公立小・中学校 32PTA（約 12,100 人）が加入している。このうち、22PTA が松江市の再資源化等推進事業に参加しており、平成 15 年度（平成 15 年 4 月～平成 16 年 2 月中旬）には、資源ごみの回収活動が 46 回行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙類：301.9 t</li> <li>・金属類：3.6 t</li> <li>・布 類：1.3 t</li> <li>・ビン類：29,738 本</li> </ul>	<p><b>松江市連合婦人会</b></p> <p>主に、以下の活動が行われている。</p> <p>①生ごみ処理の先進地視察 →神戸市にある「生ごみバイオガス化燃料電池発電施設」の見学により、生ごみリサイクルについての知識向上。</p> <p>②松江市内リサイクルステーションの現状視察 →リサイクルステーション（6 箇所）の見回りによる、ペットボトル等の排出状況の把握。</p>	<p><b>松江市幼稚園 PTA 連合会</b></p> <p>本会の会員のうち持田幼稚園では、人やものを大切にする子どもを育てるため、主に次の活動が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持田川のごみ拾い（川遊びの中で）</li> <li>・リサイクル遊具作り（親子活動）</li> <li>・紙ごみの分別（オフィスミックス）</li> <li>・リサイクルプラザ見学研修（保護者） 等</li> </ul>	<p><b>全国友の会 松江友の会</b></p> <p>主に、以下の活動が行われている。</p> <p>①記念行事の開催 →ごみの分別、牛乳パックのリサイクル等の実演。</p> <p>②施設見学 →松江市不燃物選別処理施設、リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザの見学。</p> <p>③松江市行事参加 →松江市環境フェスティバル、プリアールフェスティバルへの参加。</p>	<p><b>松江市公民館長会</b></p> <p>公民館長会では、昨年に引き続いて環境問題特別委員会（三名）を設立し、以下の重点目標を定め、全公民館をあげての活動が行われている。</p> <p>【重点目標】</p> <p>①ごみの減量 ②リサイクルの推進 ③生活環境保全推進員の活動</p>		<p><b>その他</b></p> <p>以上に示した取組のほか以下の団体においても、「ごみ〇」に向けた積極的な取組が行われている。</p> <p>○(社)松江青年会議所、○松江市老人クラブ連合会、○生活協同組合しまね松江南北支所、○松江市町内会・自治会連合会、○松江市保育所・保護者会連合会</p>			
<p><b>松江市 PTA 連合会</b></p> <p>本会には、市内の公立小・中学校 32PTA（約 12,100 人）が加入している。このうち、22PTA が松江市の再資源化等推進事業に参加しており、平成 15 年度（平成 15 年 4 月～平成 16 年 2 月中旬）には、資源ごみの回収活動が 46 回行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙類：301.9 t</li> <li>・金属類：3.6 t</li> <li>・布 類：1.3 t</li> <li>・ビン類：29,738 本</li> </ul>	<p><b>松江市連合婦人会</b></p> <p>主に、以下の活動が行われている。</p> <p>①生ごみ処理の先進地視察 →神戸市にある「生ごみバイオガス化燃料電池発電施設」の見学により、生ごみリサイクルについての知識向上。</p> <p>②松江市内リサイクルステーションの現状視察 →リサイクルステーション（6 箇所）の見回りによる、ペットボトル等の排出状況の把握。</p>												
<p><b>松江市幼稚園 PTA 連合会</b></p> <p>本会の会員のうち持田幼稚園では、人やものを大切にする子どもを育てるため、主に次の活動が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持田川のごみ拾い（川遊びの中で）</li> <li>・リサイクル遊具作り（親子活動）</li> <li>・紙ごみの分別（オフィスミックス）</li> <li>・リサイクルプラザ見学研修（保護者） 等</li> </ul>	<p><b>全国友の会 松江友の会</b></p> <p>主に、以下の活動が行われている。</p> <p>①記念行事の開催 →ごみの分別、牛乳パックのリサイクル等の実演。</p> <p>②施設見学 →松江市不燃物選別処理施設、リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザの見学。</p> <p>③松江市行事参加 →松江市環境フェスティバル、プリアールフェスティバルへの参加。</p>												
<p><b>松江市公民館長会</b></p> <p>公民館長会では、昨年に引き続いて環境問題特別委員会（三名）を設立し、以下の重点目標を定め、全公民館をあげての活動が行われている。</p> <p>【重点目標】</p> <p>①ごみの減量 ②リサイクルの推進 ③生活環境保全推進員の活動</p>													
<p><b>その他</b></p> <p>以上に示した取組のほか以下の団体においても、「ごみ〇」に向けた積極的な取組が行われている。</p> <p>○(社)松江青年会議所、○松江市老人クラブ連合会、○生活協同組合しまね松江南北支所、○松江市町内会・自治会連合会、○松江市保育所・保護者会連合会</p>													



取組名称	邑智町シールポイント制度	取組の主体	県民
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	リデュース
お問い合わせ先	邑智町消費者問題研究会 【事務局】 TEL：0855-75-1030, 0855-75-0012		

【取組の概要】

町内の店舗で、レジ袋の配布を辞退した買物客にシールを 1 枚配布し、シールポイントが貯まると賞品をプレゼントする。ポイントの貯まったカードは町内で開催される祭りでの抽選券としても利用できる。

【取組内容】

シールポイント制度導入のきっかけ

町内を流れる江の川が大水となった後は、河岸の木々にレジ袋が大量に引っかかることから、レジ袋による環境破壊とその無駄遣いを止めるためにシールポイント制度を導入している。

シールポイント制度の効果

男性や若い女性客の買い物袋持参率が低い傾向にあるものの、町内全体で約 2 割の買い物袋持参率に達しており、今後も魅力的な賞品の検討により、持参率の向上を図る予定としている。

シールポイント制度のシステム

町内 23 店舗の店頭で、レジ袋の配布を 1 回辞退するごとにシールを 1 枚配布し、45 枚集めてカードに貼ると 90 円相当の再生ティッシュ 1 箱を進呈している。さらにポイントの貯まったカードに名前を記入すると、町内で年に 1 回開催される祭りでのチャリティー賞の抽選券として使用でき、抽選で当たれば買い物袋などを賞品として配っている。

シール 1 枚 2 円相当を 2 年目までは島根県の助成で、3 年目以降は 23 店舗が負担してこの運動を行っており、邑智町消費者問題研究会はこの運動で第 1 回しまね環境大賞を受賞している。

しまね環境大賞


しまね環境大賞は、平成 12 年度に設立された制度で、環境の保全に取り組む県民の支援を行う（財）島根ふれあい環境財団 21 が、他の模範となるような環境保全活動や環境技術開発に取り組んでいる個人、団体、事業者に対し、その活動を賞し奨励するものである。

この賞には環境保全活動部門（個人・団体）と調査研究・技術開発部門（事業者）の 2 部門がある。

中規模スーパーと個人商店の買い物袋持参率

	調査人数	レジ袋使用率	段ボール使用率	レジ袋・買い物袋未使用率	買い物袋		買い物袋持参率
					使用率	古レジ袋使用率	
駐車場がない個人商店・米穀販売	平日 39 人	33.3% 13 人	2.6% 1 人	35.9% 14 人	28.2% 11 人	0.0% 0 人	28.2% 11 人
駐車場が整備された中規模スーパー①	平日 288 人	71.2% 205 人	1.0% 3 人	7.6% 22 人	14.2% 41 人	5.9% 17 人	20.1% 58 人
駐車場が整備された中規模スーパー②	平日 278 人	73.0% 203 人	0.0% 0 人	7.6% 21 人	12.6% 35 人	6.8% 19 人	19.4% 54 人
駐車場が整備された中規模スーパー③	平日 169 人	68.6% 116 人	1.2% 2 人	17.2% 29 人	11.8% 20 人	1.2% 2 人	13.0% 22 人
合計	774 人	69.4% 537 人	0.8% 6 人	11.1% 86 人	13.8% 107 人	4.9% 38 人	18.7% 145 人

## 2. 事業者の取組事例

取組名称	しまねエコショップ	取組の主体	事業者
対象廃棄物	—	取組の目的	推進・啓発
お問い合わせ先	島根県環境生活部廃棄物対策課 TEL：0852-22-6302/FAX：0852-22-6738		
【取組の概要】 しまねエコショップによる3Rの推進。			
【取組内容】			
 <p>「しまねエコショップ」（認定者：島根県）では、「過剰包装をしない」、「使った容器を回収する」、「再生商品の販売」など、「ごみの減量・リサイクル」に積極的に取り組むことにより、しまね循環型社会の形成を推進している。</p> <p>エコショップ認定店での取組事例は以下のとおりである。</p> <p>* 「エコっぱくん」：エコショップ認定店のシンボルマーク。</p>			
エコっぱくん			
○みしまや○			
<p><b>レジ袋不要カード</b></p> <p>レジ付近にピンク色の「レジ袋不要カード」を設置しており、レジ袋不要の客は、そのカードを買物カゴの中に入れてレジに出している。</p>		<p><b>あなたのおもいやり、ふれ愛ショップ</b></p> <p>家庭で眠っている不要となった品物を客に提供してもらい、その売上金を全額ユニセフ（国連児童基金）に寄付している。</p>	
<p><b>エコバッグ、グリーンカード</b></p> <p>レジ袋削減のため、おしゃれなエコバッグを取り扱っている。また、買物の際、レジ袋を必要としない客には「グリーンカード」に印を押す。カードが一杯になる（20回）と、100円相当の「お買物券」として利用できる。</p>		<p><b>エコルーム</b></p> <p>アルミ缶・瓶の回収ステーションを室内に設け、雨の日、寒い日でも気持ちよくリサイクル品を持ち込むことができる。また、エコルーム内には松江市作成の環境情報誌も掲示している。</p>	
○酒パラダイス○			
<p><b>包装の簡易化・容器の再利用</b></p> <p>オリジナルのエコバッグで買物をした客に対して値引きを行い、レジ袋の削減を目指している。また、レジでの包装の簡易化を呼びかけている。</p>		<p><b>資源ごみの回収・再利用</b></p> <p>店頭において空き瓶の引取を行っている。</p> <p>例）ビール大瓶 1 ケース：400円 段ボールを自由に持ち帰ることができるものとしており、段ボールの再使用に努めている。</p>	
<p><b>再生商品の販売</b></p> <p>食用廃油を利用した環境に優しい、さくら石鹸を販売している。</p> <p>牛乳パックを再生したはがきを販売している。</p>			
○ふれあいタウン ピア○			
<p><b>包装簡易化・容器再利用</b></p> <p>商品の包装の簡易化や買い物袋の持参運動、詰替商品の販売などを行っている。</p>		<p><b>再生商品販売</b></p> <p>再生紙、再生プラスチック製品の販売を行っている。</p>	
<p><b>資源ごみ店頭回収</b></p> <p>プラスチック製容器や紙製容器の回収、ダンボールの再資源化に取り組んでいる。</p>		<p><b>マイバッグ持参運動</b></p> <p>レジ袋が不要の客には、ピア・エコカードにスタンプを1個押し、20個貯まると100円ショップで使える「お買物券」を進呈している。</p>	

## しまねエコショップの一覧

島根県内では、平成15年度末時点において230店舗が「しまねエコショップ」として認定されている。認定店の中でも、①包装の簡易化実践・容器再利用実践、②資源ごみ店頭回収実践、③再生商品の販売等実践、④店頭から出るごみの減量化・再資源化実践、⑤リユース（再使用）実践といった項目のうち、4つ以上上の項目に取り組んでいると認定された店舗は、「ゴールドエコショップ」として認定されている。

市町村	店舗名	市町村	店舗名	市町村	店舗名
松江市	ヤマザキ 菅田店	大東町	ヨッピー ヲグ ヲカ- グリーンシティ	瑞穂町	ヨッピー ヲグ ヲカ- みずほ
松江市	(株)ヤマザキ 松江行	大東町	フレッシュマート ぶくま 駅前店	石見町	グリーンスーパー石見
松江市	ヤマザキ 豊町店	加茂町	Aコープ かも店	石見町	有限会社いわみ ヲグ ヲッピー ヲグ ヲカ-
松江市	ヤマザキ 津田店	木次町	サン・チェリヴァ	石見町	協同組合 アベル
松江市	ヤマザキ 茶山店	木次町	株式会社ウシオ 木次店	桜江町	Aコープさくらえ
松江市	ヤマザキ 黒田店	木次町	Aコープ きすき	浜田市	(株)ゆめがけ浜田店
松江市	(有)みしまや 中央店	三刀屋町	サンライン	浜田市	有限会社 カタイ
松江市	(有)みしまや 田町店	三刀屋町	生協しまね 雲南支所	浜田市	(株)キヌヤ ひなし店
松江市	(有)みしまや 中原店	吉田村	Aコープ よしだ店	浜田市	生協しまね 浜田支所
松江市	(有)みしまや 北畑店	掛合町	掛合ショッピングセンター コア	浜田市	エビス
松江市	(有)みしまや 春日店	頓原町	Aコープしまね ヲッピー ヲグ ヲカ- 1F/2F店	浜田市	(有)一番街 新鮮市場本店
松江市	(有)みしまや さいか店	赤来町	くみあいマーケット あかな店	浜田市	(有)一番街 新鮮市場笠栞店
松江市	(有)みしまや 浜の木店	赤来町	マーケット きじま	浜田市	フレンドリーショップ サンライフ
松江市	(有)みしまや 川津店	出雲市	イオン(株) ヲグ 出雲店	浜田市	WHOLESALES CLUB トップス
松江市	(有)みしまや 津田店	出雲市	協同組合出雲 ヲッピー ヲグ ヲカ- ハラ	江津市	(株)あけぼの 江津店
松江市	(有)みしまや 学園店	出雲市	JAIいすも ラビタ 本店	江津市	(株)あけぼの イスト青山店
松江市	おがピー店	出雲市	JAIいすも うらが 小山店	江津市	ヨッピー ヲグ ヲカ- グリーンモール
松江市	おが山代店	出雲市	関イズミ 出雲店	江津市	Aコープこうつ
松江市	デパワ乃木店	出雲市	ホック 塩冶店	江津市	キヌヤ都野津店
松江市	ユニフォーム祥栄	出雲市	関 ウシオ グッディー 上成店	金城町	(株)キヌヤ 金城店
松江市	キッツ	出雲市	関 ウシオ グッディー 医大通店	旭町	Aコープしまね エコープあさひ店
松江市	ラバン母衣町店	出雲市	ラビタみなみ店	弥栄村	Aコープしまね エコープ弥栄店
松江市	スーパーぶくしま 上乃木店	出雲市	藤増ストア 本店	三隅町	Aコープ三隅
松江市	スーパーぶくしま 春日店	出雲市	生協しまね 出雲支所	三隅町	サンブラム
松江市	ラバン 矢田店	出雲市	酒ハラダイス出雲 塩冶店	益田市	(株)ヤマザキ 益田 ヲッピー ヲグ ヲカ-
松江市	スーパーぶくしま 城北店	出雲市	有限会社東洋工業 ヲグ 出雲店	益田市	関イズミ ゆめがけ益田店
松江市	(有)東洋ユニフォームセンター 松江店	出雲市	ヤマザキ ヲグ 出雲 ヲグ ヲカ- 1F店	益田市	益田サティ
松江市	JAGグリーンつた	平田市	イオン(株) ヲグ 平田店	益田市	(株)キヌヤ太平店
松江市	JAGグリーンかわつ	平田市	ホック 平田店	益田市	(株)キヌヤ本町店
松江市	Aコープかわつ	平田市	関 ウシオ グッディー 平田店	益田市	(株)キヌヤ東町店
松江市	Aコープふるえ	平田市	丸合 平田店	益田市	(株)キヌヤ遠田店
松江市	ぶんぐや	斐川町	荏原 ヲッピー ヲグ ヲカ- アイ	益田市	(株)キヌヤ久城店
松江市	八光ストア 西津田店	斐川町	イズミゆめタウン 斐川店	益田市	(株)キヌヤ横田店
松江市	古志原ショッピングセンター	斐川町	(株)直江 ヲッピー ヲグ ヲカ- ハビ-	益田市	(株)キヌヤ西益田店
松江市	有限会社みしまや上の木店	佐田町	JAIいすも ラビタ 佐田店	益田市	生協しまね 益田支所
松江市	ラバン川津店	多岐町	JAIいすも ラビタ 多岐店	益田市	石橋食料品
松江市	生協しまね 松江北支所	湖陵町	JAIいすも ラビタ 湖陵店	益田市	(有)おおいし
松江市	生協しまね 松江南支所	大社町	ショッピングタウン エル	益田市	大羽商店
松江市	有限会社 石原酒店	大社町	JAIいすも ラビタ 大社店	益田市	合庁売店
松江市	太閤堂 小売部	大社町	JAIいすも うらが 荒木店	益田市	スーパーマーケットつるや
松江市	丸合 川津店 (やよい川津 ヲッピー ヲグ ヲカ-)	大社町	関 ウシオ 大社店	益田市	スーパーマーケットつるや 高津中市店
松江市	酒ハラダイス 古志原店	大社町	藤増ストア 大社店	益田市	樋口商店
松江市	酒ハラダイス 川津店	大社町	マルマン大社店	益田市	(有)マイフレック 益田店
松江市	酒ハラダイス 黒田店	大田市	協同組合大田ファミリーデパート パル	益田市	(有)マイフレック 昭和町店
松江市	みしまや 桑山店	大田市	さんのおがハート	美都町	ラバン
松江市	JAGグリーンふるえ	大田市	(有)斎藤文具店	津和野町	(株)キヌヤ津和野店
松江市	みしまや 田和山店	大田市	グッディー 大田店	津和野町	有限会社 いまぶん
安来市	おが ラー店	大田市	生協協同組合しまね大田支所	津和野町	吉岡商店
安来市	丸合 安来ショッピングサービス店	大田市	ジャスコ大田店	日原町	ニチマル
安来市	ハラトク 安来店	温泉津町	スーパーおがわ	日原町	ニチマル 道の駅店
安来市	ハラトク 赤江店	仁摩町	さんのおがマート仁摩店	日原町	魚重
安来市	有限会社 白洋舎	川本町	島根おおち川本生活センター	日原町	岡田商店
鹿島町	(有)みしまや 鹿島店	川本町	(有)萩原商店	日原町	下森造酒場 小売販売部
鹿島町	JAくにびき 鹿島小型店	川本町	ヤマザキショップかないや	日原町	(有)水津酒場
鹿島町	JAくにびき 御津小型店	川本町	田中商店	日原町	よしとみストア
島根町	JAくにびき 野波マーケット	川本町	落合商店	日原町	オレンジショップ よしだ
島根町	JAくにびき 加賀小型店	邑智町	Aコープ邑智	柿木村	木村商店
島根町	JAくにびき マリンショップしまね	邑智町	ザバス	柿木村	K and K
美保関町	新道ストア	邑智町	児玉商店	柿木村	米原ストア
美保関町	大田屋商店	邑智町	安田薬局	柿木村	三浦屋酒店
東出雲町	おが 酒屋	邑智町	京極商店	柿木村	岡野商店
東出雲町	丸合 東出雲国道店	邑智町	日和商店	六日市町	河上商店
東出雲町	JAくにびき 意東小型店	邑智町	龍岩商店	六日市町	さきや
八雲町	Aコープやくも	邑智町	小野商店	六日市町	サンマート 六日市店
玉湯町	Aコープたまゆ	邑智町	花田酒店	六日市町	水津商店
玉湯町	丸合 玉湯店	邑智町	田中商店	六日市町	澄川酒店
宍道町	Aコープしんじ	邑智町	マート・ハロー	六日市町	セブンマートカワムラ
宍道町	丸合 宍道店	邑智町	平井商店	六日市町	六日市商事有限会社
八束町	(有)みしまや 八束店	邑智町	富三ヤ商店	六日市町	六日市寝具センター
広瀬町	(株)ホック広瀬店	大和村	三上商店	西郷町	ウツリ (株)
伯耆町	マーケット横川	羽須美村	Aコープ阿須那店	西郷町	ふれあいタウン ピア
伯耆町	薬茂友商店	羽須美村	フードショップ 井上	西郷町	島後消費生活協同組合 中町店
仁多町	サンクス	羽須美村	三上商店	西郷町	島後消費生活協同組合 日記店
横田町	協同組合 横田 ヲッピー ヲグ ヲカ- 横田蔵市	羽須美村	橋見屋	西郷町	島後消費生活協同組合 西町店
横田町	Aコープ よこた店	羽須美村	島根おおち農協口羽店舗	西ノ島町	ユアーズ こだま
大東町	Aコープ 大東店	羽須美村	日高商店	海士町	亀田商店
大東町	フレッシュマート ぶくま 東町店	羽須美村	加藤商店		

取組名称	コンクリートくずのリサイクル	取組の主体	事業者
対象廃棄物	産業廃棄物(コンクリートくず(がれき))	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	島根県土木部技術管理室 TEL:0852-22-6198/FAX:0852-25-6329		

【取組の概要】

建設工事や解体工事で発生するコンクリートくずなどのがれき類は、路盤材や骨材として積極的にリサイクルされている。

【取組内容】

平成14年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が施行され、解体工事などで排出される特定建設資材に関してリサイクルが義務付けられている。現在、特定建設資材には「コンクリート塊」、「建設発生木材」、「アスファルト・コンクリート塊」が指定されており、この中でも「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」は高いリサイクル率(おおむね100%)が達成されている。

これらのがれき類はほとんどの場合、一度破碎したあと、土木用資材(路盤材など)として再利用されている。

○コンクリートのリサイクル○

- ・舗装用路盤材
- ・再生砕石(再生クラッシャーラン)
- ・埋め戻し・裏込め材
- ・基礎材

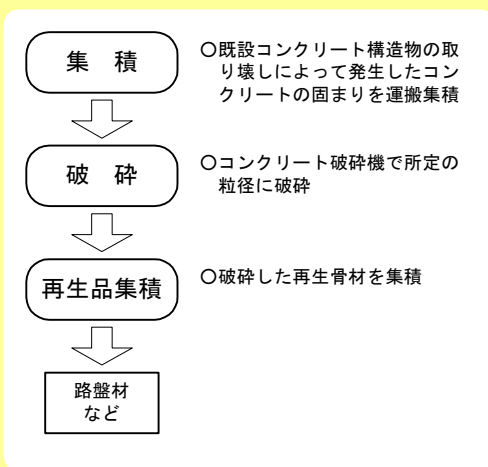
○アスファルトのリサイクル○

- ・アスファルト用骨材
- ・舗装用路盤材
- ・裏込め材
- ・基礎材

がれき類のリサイクル事例

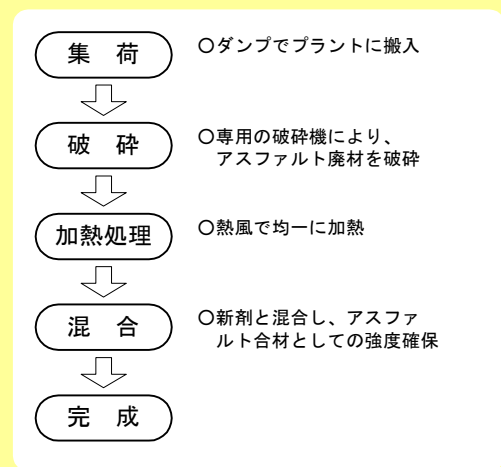
- 工事で発生したコンクリートくずを道路用の路盤材などへ再利用する

再生品の用途：道路路盤材など



- アスファルト廃材をリサイクルして、アスファルト新材へ有効利用する

再生品の用途：アスファルト舗装の表層、基層



参考資料：電気事業における廃棄物リサイクル事例集

2001年9月 電気事業連合会立地環境部廃棄物対応WG

取組名称	環境を創る企業の会	取組の主体	事業者
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	推進・啓発
お問い合わせ先	島根県松江市環境保全部環境政策課 TEL：0852-55-5278/FAX：0852-55-5497		

#### 【取組の概要】

松江市に拠点を置く企業により「環境を創る企業の会」が設立されており、循環型社会の形成に市民・行政・企業が一体となって取り組み、環境保全活動を推進していくことなどを目的としている。

#### 【取組内容】

##### 環境を創る企業の会とは？

『環境を創る企業の会』では、松江市に拠点を置く企業が集結して、松江圏域の特長を生かした環境ビジネスの創造を目指している。

松江市が市内の企業に呼び掛け、まず 19 社が発起人会をつくり、平成 15 年 9 月から参加企業を募って約 230 社が集まり、平成 15 年 12 月 1 日に設立された。設立から約 7 ヶ月経った平成 16 年 7 月 12 日には、会員数は 248 社となっている。



設立総会の様子  
平成 15 年 12 月 1 日  
くにびきメッセ

##### 環境を創る企業の会の活動内容

###### ○環境保全活動○

###### ・ごみ減量大作戦

家庭系と比べて遅れている事業系一般廃棄物の分別、減量、再資源化を推進するため、松江市と環境を創る企業の会が連携して、再生可能な紙ごみ（オフィスミックス古紙）の分別の推進や生ごみの減量化へ向けた調査を行っている。また、企業が地域に貢献できる活動として地域の清掃など環境美化活動にも取り組んでいく予定としている。

###### ・地球温暖化防止活動

地球温暖化防止に寄与するため。マイカー通勤の自粛、アイドリングストップ、適切な冷暖房などに取り組んでいく予定としている。

###### ○プロジェクト研究活動○

「地域ぐるみの環境活動からビジネスチャンスを見つけよう」をテーマに掲げ、地域性を考慮した環境ビジネスの創出を検討している。

###### 【活動事例】

- ・生ごみ堆肥化による地域産品を地域食材として利用（食の交流事業・食イベントなど）
- ・新エネルギーの導入による温暖化防止対策（産学官による連携の推進）

###### ○情報の共有化○

会員企業同士によるホームページ上の掲示板での情報交換及び環境研修の出前サービスの実施など、情報の共有化を目指している。

取組名称	廃木材のリサイクル	取組の主体	事業者
対象廃棄物	木くず（産業廃棄物・一般廃棄物）	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	出雲カーボン有限公司 TEL：0853-24-8808/FAX：0853-24-8878 H.P.：http://www.sumi8.jp		

#### 【取組の概要】

建設現場や工場から発生する廃木材を原料として炭化し、生産される炭製品を住宅用の床下調湿木炭「炭八」としてリサイクルし、販売している。

#### 【取組内容】

出雲カーボン有限公司と親会社の出雲土建株式会社では、出雲市内に廃木材破碎施設と自然乾留型連続炭化装置「エコリサイクルプラント出雲」を建設して、住宅床下調湿木炭「炭八」を製造・販売（リサイクル）している。

破碎施設は1日あたり128tの廃木材を破碎でき、炭化設備は1時間に1.8tの廃木材から1.8m<sup>3</sup>の製品が製造できる能力を有している。本格的な連続炭化炉としては中国地方初となる大型連続炭化装置が導入されている。



#### ○炭八の特徴

島根県内の2市10町で一般廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業の許可を取得している出雲土建が、工場から発生したパレットや建設現場の廃木材などをリサイクルし生産している。

なお、この製品は、島根大学、独立行政法人森林総合研究所等との産学官が連携した共同研究により開発した製品である。

#### ○実績

平成15年4月より、中国5県において建材店（代理店）を通じて工務店に卸し、約1,500戸に販売している。工務店を通じて木造住宅の新築・リフォーム時などに床下に敷き詰める利用方法を提案していく予定としている。

- ・既設住宅（リフォーム含）
- ・新築住宅

#### ○炭八の性能

- ・調湿能力：40,000 mg/袋
- ・寿命：半永久的
- ・12L入りの袋（不織布）8つで畳1枚分程度の面積をカバーすることができる。
- ・床下の湿度、床下木材の含水率を低下させ、カビ、ダニ、シロアリ、ゴキブリなどの住みにくい環境を作ることができる。
- ・一部屋だけ敷いても効果がある。

#### ○その他

- ・島根大学医学部との共同研究などで調湿木炭としての効果の実証試験を行っている。
- ・島根県の企業が企画・開発・製造する製品・加工品及びサービスの情報提供サイト「しまねe-ものカタログ」に掲載されている。

取組名称	家畜ふん尿の堆肥化	取組の主体	事業者
対象廃棄物	産業廃棄物（家畜ふん尿）	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	（有）エコ・プラントさだ TEL/FAX：0853-85-2345		

【取組の概要】

佐田町内の畜産農家で発生する家畜ふん尿を堆肥センターに搬入し、堆肥の原料としている。出来上がった堆肥は JA を通じて町内、町外の農家に販売したり、まとまった需要のある民間業者に直接販売している。

【取組内容】

事業の概要

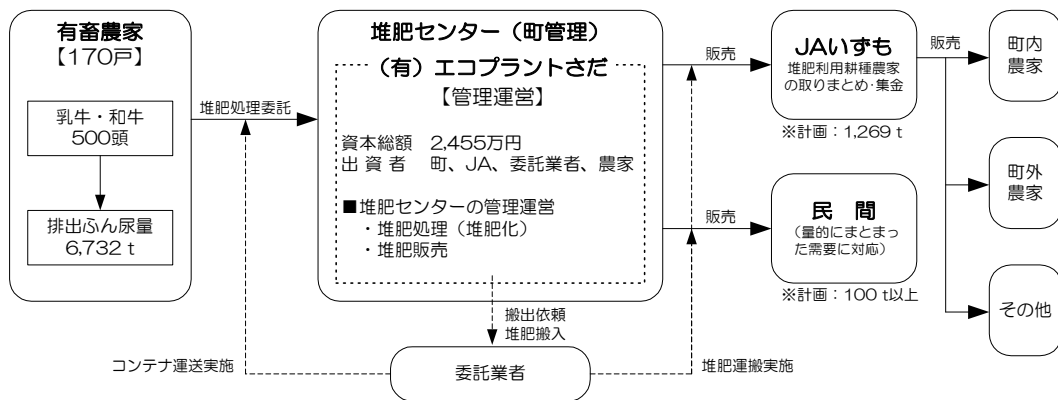
佐田町内の畜産農家が飼育する乳牛・和牛あわせて約500頭が排出するふん尿を原料として、町が管理する「佐田町総合資源リサイクル施設」（堆肥センター）で堆肥を製造、販売している。その他にも堆肥を利用した商品の開発などを行っている。

年間堆肥生産能力は 1,369 t で、生産した堆肥は、量的にまとまった需要のある民間業者または JA に販売し、JA を通じて町内の農家、町外の農家、その他に販売している。



生産された堆肥のパamフレット

堆肥生産の流れ





施設入口



堆肥攪拌装置



ストックヤード

取組名称	廃瓦のリサイクル	取組の主体	事業者
対象廃棄物	産業廃棄物（汚泥、陶磁器くず）	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	石州瓦工業組合 TEL：0855-52-5605/FAX：0855-52-0766		
【取組の概要】 生産過程で発生する廃瓦を破碎して路盤材や舗装タイルにしたり、粉碎して原料に戻して再使用したりするなどのリサイクルを行っている。			
【取組内容】			
<p style="text-align: center;"><b>廃瓦リサイクル用途研究</b></p> <p>石州瓦工業組合では、平成 15 年度島根県地域産業集積中小企業活性化事業として「環境問題・産業廃棄物対応」廃瓦リサイクル技術導入事業を行っている。</p> <p>この事業は石州瓦の生産過程で発生する廃瓦の処理、リサイクル製品の用途開発、関連産業との連携などの実践と実証を行うことなどを目的として行われており、この事業以外にも江津市や旭町の道路で路盤材、舗装材として施工された例がある。</p>		<p style="text-align: center;"><b>舗装タイル「セラクレイ」</b></p> <p>石州瓦メーカー、販売業者でつくるアメックス協販グループ（江津市、13 社）では、廃瓦をリサイクルして保水性、透水性に優れた舗装用タイル「セラクレイ」を開発し、販売している。生産工程は大きく、粉碎、成型、乾燥、焼成の 4 つからなり、廃瓦を 2～6 mm の粒状に粉碎した後、窯業系の原料をもとに独自開発した固化剤を約 15%混せて 1250℃で焼きあげて生産している。</p> <p>「セラクレイ」は原料の 80%以上が廃瓦であるうえに、「セラクレイ」の製品自体も原料として再利用するため、リサイクル率の非常に高い製品となっており、平成 15 年 12 月には（財）日本環境協会からエコマーク商品の認定も受けている。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>事業の内容</b></p> <p>①他産地の廃瓦リサイクル状況調査 リサイクルに積極的に取り組んでいる石川県を訪問。</p> <p>②破碎&amp;粉碎技術とコストの検証 ・ 廃瓦の一拠点集中型処理の検証 ・ 廃瓦の分散型処理の検証</p> <p>③骨材としての品質試験 路盤材などとしての品質・規格の適合性を確認。</p> <p>④路盤材等実証試験 現場施工の適合性を確認した。</p>		<p style="text-align: center;"><b>セラクレイの特徴</b></p> <p>○リサイクル ・ 廃瓦を原料の 80%に使用</p> <p>○保水 ・ 1 枚にビール瓶 1 本分以上の保水性 ・ 保水力により「打ち水効果」が長く持続</p> <p>○透水 ・ 雨が降っても水たまりができない</p>	
			
<p style="text-align: center;">施工例：路盤材としての利用</p>		<p style="text-align: center;">施工例：浜田合同庁舎</p>	



取組名称	ばいじんのリサイクル	取組の主体	事業者
対象廃棄物	産業廃棄物（ばいじん）	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	中国電力株式会社 三隅火力発電所 TEL：0855-32-3690/FAX：0855-32-3689		

【取組の概要】

発電過程で大量に発生する石炭灰のリサイクルを、積極的に行っている。

【取組内容】

中国電力（株）三隅発電所（以下「三隅火力発電所」という。）は、日本でも有数の大きさを誇る100万kWの火力発電所であり、発電に使用する燃料（石炭）は、オーストラリア、東南アジア、中国などから輸入している。

石炭には、10%程度の灰分を含んでいるため、発電所から出る廃棄物の約85%は石炭灰となり、平成15年度の石炭消費量と廃棄物の量及び有効利用量は表のとおりである。三隅火力発電所では、廃棄物の処理は、多額の費用がかかると共に、処分場の確保や環境保全の観点から3Rへの取組が不可欠と考えている。

平成15年度 石炭消費量、廃棄物発生量及び有効利用量				単位：千t
石炭消費量	廃棄物発生量			有効利用量
	石炭灰	その他	合計	
2,360	279	1	280	135(48%)

石炭火力発電所では、微粉碎した石炭をボイラ内で燃焼させ、そのエネルギーを電気に変えており、この燃焼により発生した灰の粒子は、高温の燃焼ガス中を浮遊し、球状粒子となった後、電気集じん器で集められ、これを一般にフライアッシュと呼んでいる。

また、ボイラ内で燃焼によって生じた石炭灰の粒子が熱で溶解して相互に凝集し、ボイラ底部の水槽に落下したものをクリンカアッシュと呼んでおり、フライアッシュとクリンカアッシュの発生割合は約9：1となる。三隅火力発電所で発生する廃棄物の大半を占める石炭灰のリサイクルについては、以下に示すとおりである。

**フライアッシュ**

フライアッシュは、微細粒子で球形をしているため、フライアッシュを混合したコンクリートなどは流動性が向上する。また主成分のシリカ・アルミナがセメントと反応し、長期的に密実な構造が形成され、フライアッシュはセメントなどと混合・加工し、海砂代替材、土壌改良材、吹付コンクリート、セメント粘土代替など幅広く利用されている。

中国電力の関係会社では、フライアッシュを利用した多孔質セラミックの鉢を製造し、ミニ盆栽の販売を行っている。

三隅火力発電所構内には、瓦や路盤材に利用した舗装道路などがある。また、フライアッシュを利用したテラポットや陶器の展示や販売も行っている。

**クリンカアッシュ**

クリンカアッシュは、砂と同様高い排水性能があるほか、表面に多数の細孔があるため水分保有率が高いなどの特徴を持っている。これらの特徴を生かし、グラウンド排水材や土木材料として軽量裏止め材、吹付材などとして利用している。

三隅火力発電所で発生するクリンカアッシュのほぼ全量がリサイクルされている。

**その他の廃棄物のリサイクル**

- ・油：専門業者で再生後燃料として再利用
- ・プラスチック類：セメントの粘土代替として有効利用
- ・汚泥：セメントの粘土代替として有効利用
- ・金属：専門業者により金属原料として再利用
- ・紙：専門業者によりトイレットペーパー、ダンボール等の原料として再利用

### 今後の見通し

石炭灰は、発電に伴い発生するため、今後発生量を著しく減少させることは困難であるが、中国電力では有効利用技術の開発とシェア拡大を目指し、平成 15 年4月 専門会社を設立し有効利用率の向上に努めている。

### 石炭灰の特徴と利用範囲

	特徴	利用範囲
フライアッシュ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒子がシルトに近似した形状</li> <li>・砂の性質を有している</li> <li>・流動性に富んでいる</li> <li>・軽量である</li> <li>・セメントとの混合で硬化する</li> <li>・締固め性能が高い</li> </ul>	海砂代替材、土壌改良材、新素材コンクリート、空洞充填材・軽量モルタル、路盤材、吹付コンクリート、セメント粘土代替
クリンカアッシュ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒子が砂に近似した形状</li> <li>・排水性、通気性に富んでいる</li> <li>・保水性、保肥性に富んでいる</li> <li>・軽量である</li> <li>・締固め性能が高い</li> <li>・高いせん断強度をもつ</li> </ul>	グラウンド排水材 軽量裏込み材 吹付材

### 廃棄物有効利用率推移

単位：%

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
有効利用率	53	75	64	95	91	55	48



グラウンド排水材



吹付材



ミニ盆栽



海砂代替材 (SCP 打設)



路盤材



土壌改良材



消波ブロック

(スタビライザーによる表面処理)

### 3. 市町村の取組事例

取組名称	まつえ市民環境大学	取組の主体	市町村
対象廃棄物	—	取組の目的	推進・啓発
お問い合わせ先	島根県松江市教育委員会生涯学習課 TEL：0852-55-5288/FAX：0852-55-5543		

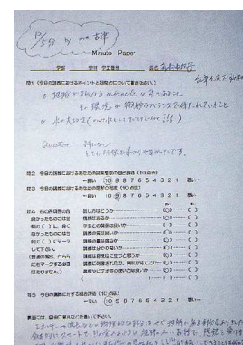
#### 【取組の概要】

市民の環境意識の向上と実践の推進のために平成 14 年度から開設し、年間 20 回程度の講義と実習・実地見学によりカリキュラムが組み立てられており、その一環として、島根大学の学生対象の総合科目「環境問題通論」をまつえ市民環境大学の受講生と一般市民向けに開講している。

#### 【取組内容】

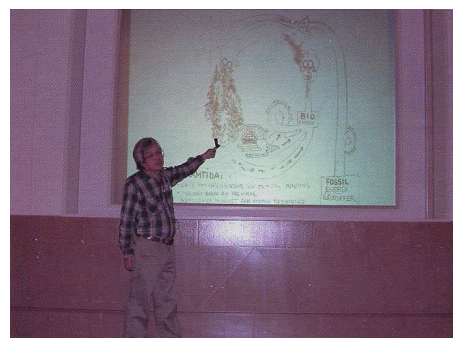
講義の回数は延べ 10 回行われ、50 人から 30 人程度が参加。講師の熱のこもった講義により、受講者は熱心に聴講し、質問なども活発に行われている。講師と受講者のコミュニケーションを図るため、「ミニツツペーパー」に授業評価、理解度の確認、質問等を記入してもらい、次回の講義までに講師が回答することにより、授業に対する受講生の満足度も高まっている。

まつえ市民環境大学は、平成 16 年度より「まつえ市民大学」の「環境カレッジ」に移行し、内容もより充実している。



#### ○講義のプログラム○

項目	講義内容
本講義の意義と目標	市民環境大学と島根大学の環境教育
地球環境とその監視	循環とバランスの惑星
エネルギーと森林問題	エネルギー消費と資源枯渇
	再生可能なエネルギー
たべものと環境	食料生産の限界と国内農業
	あなたの食材の生産・流通・消費と環境問題
産業社会の諸問題	環境税と環境政策 1
	環境税と環境政策 2
ライフスタイルの諸問題	生活スタイルと 3R1
	生活スタイルと 3R2



取組名称	廃食油リサイクル	取組の主体	市町村
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	島根県松江市環境保全部リサイクル都市推進課 TEL：0852-55-5678/FAX：0852-55-5497		

【取組の概要】

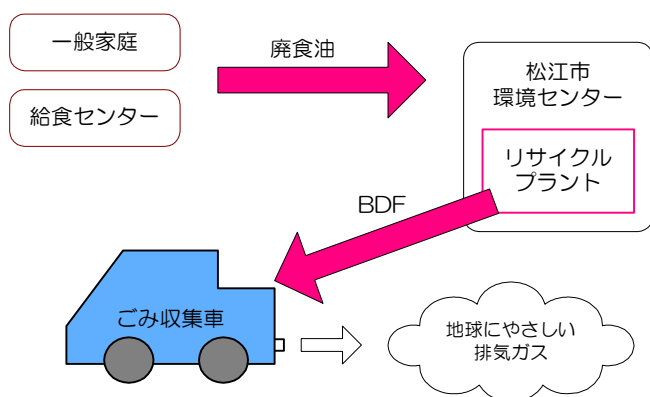
松江市では、環境保全とリサイクル推進を目的に廃食油を回収して、宍道湖・中海やその流域河川への油の流出を防ぎ、また、BDF（バイオディーゼル燃料）に精製してごみ収集車の燃料として利用している。

【取組内容】

松江市では、平成 14 年から市内の一部地域と学校給食センターをモデルとした「使用済み天ぷら油」のリサイクル事業をスタートさせ、平成 15 年 7 月からモデル地区を拡大し、12 月からは全市での回収を行っている。

回収した天ぷら油は、松江市環境センター内の「リサイクルプラント」（平成 14 年 3 月完成）で BDF（バイオディーゼル燃料）に精製して再資源化し、軽油の代替燃料として利用しており、今後は市営バスの燃料にも活用する予定としている。

リサイクルプラントのオープニングセレモニーでは、バイオディーゼル燃料をごみ収集車に給油してエンジンをかけ、天ぷらのおいにする排ガスや黒煙が出ないことを出席者が確認するイベントも行っている。



リサイクルプラントの概要

- 処理能力：1 回 200L
- 精製時間：約 4 時間
- 平成 14 年 2 月～平成 15 年 8 月までの実績
  - 回収した廃食油：25,500L
    - ・一般家庭：3,300L
    - ・給食センター：22,200L
  - 精製した BDF：20,400L

廃食油の回収方法

- 公民館などに常設の廃食油専用回収ボックスを設置し、いつでも持ち出し可能にする。
- 油の排出にはペットボトルなどを利用し、回収ボックスには油だけを入れる。
- 回収は、回収ボックスから収集タンクにポンプで移し替える。
- 週 1 回の回収を行う。

BDF（バイオディーゼル燃料）について

BDF（バイオディーゼル燃料）は、軽油に比べ燃焼時に発生する黒煙が 70%近く減少し、さらに、酸性雨などの原因となる硫黄酸化物がほとんど排出されず、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素や窒素酸化物）も抑制できることから、環境にやさしい燃料といわれている。

取組名称	廃食油リサイクル	取組の主体	市町村
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	島根県平田市民生部環境保全課 TEL：0853-63-5566/FAX：0853-63-5533		

【取組の概要】

平田市では、宍道湖などの水質の保全を図るための生活排水対策を推進している。

【取組内容】

水辺を守ろう！！ 廃食油リサイクル

平田市では生活排水対策として、廃食油のリサイクルを行っている。

一般家庭から排出される廃食油を回収して BDF（バイオディーゼル燃料）を精製し、ごみ収集車や生活バスなどの軽油代替燃料として利用しており、これにより、油の流出を防ぎ、宍道湖などの水質の保全を図っている。

廃食油回収の方法

- ① 住民は、廃食油をタンクや油の入っていた容器などに貯める。
- ② 廃食油の収集日に、各地区公民館・市役所などにある大型タンクに移し替える。

廃食油を出すときの注意点

- 植物油のみを回収しており、動物油は紙などに吸わせて燃えるごみとして出すこと。
- 揚げかすなどは取り除いて排出すること。

BDFの精製・リサイクル手順

- ① 回収してきた廃食油を貯蔵する。
- ② 揚げかす等の固形分を 2 段式フィルターで取り除く。
- ③ 一晩置いて、沈殿した水分や不純物を取り除く。
- ④ 廃食油に触媒とメタノールを加え、化学反応させる。
- ⑤ 反応が終わって沈殿したグリセリンを下から取り除く。
- ⑥ できた燃料に含まれる不純物を取り除きさらに純度を高める。
- ⑦ 収集車、生活バスなどの燃料として使用する。

廃食油リサイクルの必要性

油などが川や湖に流れ込んだ場合、魚が住める程度の水質に戻すためには、大量の水が必要となる！（浴槽 1 杯を 300L として換算）

↓

○揚げ油 500mL に対して...

浴槽 330 杯分の水

○みそ汁 200mL に対して...

浴槽 4.7 杯分の水

○牛乳 200mL に対して...

浴槽 10 杯分の水

取組名称	RDF（固形燃料）の製造	取組の主体	市町村
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	加茂町外三町清掃組合（構成：大東町、加茂町、木次町、三刀屋町） ・雲南エネルギーセンター TEL：0854-49-6332/FAX：0854-49-7946		

【取組の概要】

加茂町外三町清掃組合の雲南エネルギーセンターでは、山陰地方でははじめてとなる「ごみ固形燃料化システム」を導入し、分別収集されて搬入される可燃ごみから RDF（固形燃料）を製造している。製造された RDF は、雲南エネルギーセンター内でごみの乾燥用熱源として使っている。

【取組内容】

RDF 化（ごみ固形燃料化）施設 雲南エネルギーセンター

加茂町外三町清掃組合では、しまね循環型社会の形成を目指してごみの適正処理と資源化を図るため、山陰地方ではじめての、公害のない「ごみ固形燃料化システム」を、厚生省国庫補助金対象施設（雲南エネルギーセンター）として導入している。

雲南エネルギーセンターでは、家庭や事業所から発生し、分別収集された可燃ごみを受け入れ、破碎、乾燥、選別、成型工程を経て、クレヨン状の RDF（固形燃料）を製造している。RDF は、石炭に近い貴重な熱エネルギーを持っており、雲南エネルギーセンター内でごみの乾燥用熱源として使われ、また他でも発電、冷暖房、給湯などの熱源として有効利用することができ、資源の再利用と地域の生活環境の保全に努めている。



RDF 燃焼設備

施設の概要	
処理方式	RDF（ごみ固形燃料）化方式
対象ごみ	可燃ごみ（収集、直接搬入）
処理能力	30 t/8 時間
RDF 製造能力	投入ごみ量の約 1/2
ごみピット容量	475 m <sup>3</sup>
乾燥熱源	RDF（ごみ固形燃料）
成型機	ローラーダイス方式
秤量搬出機	500 Kg フレコンバッグ式



RDF（フレコンバッグ）



RDF

取組名称	生ごみの堆肥化	取組の主体	市町村
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	推進・啓発
お問い合わせ先	島根県石見町町民課 TEL：0855-95-1114/FAX：0855-95-0268		

【取組の概要】

町から希望者に堆肥化装置を貸し出し、家庭から発生する生ごみを堆肥にする。

【取組内容】

石見町では、希望者に生ごみ堆肥枠を貸し出し、台所から出る生ごみを堆肥にする。

○生ごみ堆肥枠とは??

ベニヤ板で作った一辺が約 1メートルの木箱で、この箱にあらかじめ、もみ殻やおが屑、落ち葉などを半分程度入れておき、台所から出る生ごみを入れるときに鍬やスコップなどでかき混ぜる。

使い方は家庭用コンポスターとほぼ同じであるが、容量が大きいので、家族が多い家庭での利用に向いている。



生ごみ堆肥枠

●申し込み方法

受付期間内に役場町民課へ電話申込み

●貸し出し者の決定

貸し出し予定数分の抽選を行い、当選者を決定・通知

●貸し出し時期

3月中旬

●貸し出し予定数

30組

●貸し出し条件

- ①定められた使用方法を守ること
- ②年間2回の状況報告をすること（報告は簡単なアンケート形式です）

●使用方法

- ①設置は周囲より少し高くなるよう土を盛り上げ、中に雨水が流れ込まないようにする
- ②使用を始める前にもみ殻、のこくず、落ち葉などを十分に入れる
- ③投入する生ごみの水分をよくきる
- ④定期的にかき混ぜる
- ⑤生物活性水を散布する（各地区公民館で販売）
- ⑥処理にくい物は投入を避ける（貝殻、卵の殻、動物の骨、大きな魚の骨などの硬い物）
- ⑦生野菜は細かく刻んで投入する



原料の生ごみ



堆肥

## 4. 島根県の取組事例

取組名称	しまねエコショップフェアの開催	取組の主体	島根県
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	推進・啓発
お問い合わせ先	島根県環境生活部廃棄物対策課 TEL：0852-22-6302/FAX：0852-22-6738		

### 【取組の概要】

しまねエコショップ認定店でフェアを開催することにより、県民に対し3R実践の必要性を周知するとともに、しまねエコショップの利用促進を図った。

### 【取組内容】

しまねエコショップフェア開催日時と実施内容は以下のとおりです。

会場	開催日	来場者数
松江市	平成 15 年 10 月 4 日, 5 日	800 人
出雲市	平成 15 年 10 月 25 日, 26 日	650 人
益田市	平成 15 年 10 月 18 日, 19 日	450 人

#### ○エコ商品の割引販売

エコ商品を会場内の1カ所に集め、エコショップ加盟店の協力により、割引販売を行った。



#### ○3R活動体験コーナー

環境ボランティアが行っている活動を、来場者に体験してもらった。



#### ○エコモデルルーム

組み立て式の部屋を作り、リサイクル商品を並べ、リサイクル商品についての説明、案内などを行った。



#### ○ゴミ 100 g クイズ

日常生活でよく出る10種類のごみを、100gになるように選んでもらい、ごみ100gがどの程度の重さであるか、体験してもらった。



#### ○啓発パネル・ビデオ・パンフレット

3Rの実践や環境保護についての啓発のため、パネルコーナーの設置、ビデオの上映、パンフレットの配布を行った。



#### ○抽選コーナー

マイバッグ持参者に、くじを引いてもらい、環境にやさしい商品等の粗品を配布した。



取組名称	有機性廃棄物を活用したバイオマスリサイクルシステム構築の促進	取組の主体	島根県
対象廃棄物	一般廃棄物・産業廃棄物	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	島根県農林水産部農林水産総務課 TEL：0852-22-5119/FAX：0852-22-5967		

【取組の概要】

しまね循環型社会を形成するため「島根県バイオマス総合利活用計画」を平成16年3月に策定し、バイオマスリサイクルシステムの構築を推進している。

【取組内容】

バイオマス利活用システムの検討

バイオマス利活用の推進にあたって、バイオマス利活用の目的である「環境への負荷ができる限り低減されたしまね循環型社会の形成」と「農林漁業・農山漁村の活性化」を実現するために3つの基本方針を立てている。

地域別のバイオマスの種類、利活用量、導入可能な変換技術、採算性からみた施設規模などの検討から、地域区別に主なバイオマスに適した具体的な利活用システムの提案を行っている。

廃棄物系バイオマスの種類

- 家畜資源（家畜排せつ物等）
- 食品資源（生ごみ、食品産業残渣等）
- 木質資源（製材工場残材、建築廃材等）
- 下水資源（下水汚泥、浄化槽汚泥等）

バイオマス利活用の推進の基本方針

- ①環境への負荷ができる限り低減されたしまね循環型社会の形成
- ②森林と中山間農山村地域の循環システムの構築
- ③都市地域と周辺農村地域の循環システムの構築

地域区別主要バイオマス利活用システム

基本方針	地域区分	主な利活用システム	システムの概要
①	畜産資源（肉用牛主体）中心型	集約堆肥化システム	20(t/日)規模の堆肥化施設の新設または増設
①	畜産資源（複合型）中心型	集約堆肥化システムまたは集約メタン発酵システム	25(t/日)規模の堆肥化施設の新設または増設（メタン発酵の場合60(t/日)規模の新設）
②	木材資源中心型	分散熱電変換システム	分散木屑焚き乾燥機 マイクロガス化発電
③	食品資源中心型	分散堆肥化システム	1(t/日)規模の分散堆肥化施設
③	下水資源中心型	分散堆肥化システムまたはセメント原料利用	36(t/日)規模の堆肥化施設の新設または新設、及びセメント原料利用
①②③	少資源複合型	集約堆肥化システムまたは分散堆肥化システム	7(t/日)規模の堆肥化施設

※集約システム：収集範囲が市町村単位程度、分散システム：発生する場所単位

バイオマス資源の利活用を促進するための方策

関連機関の連携方策

- 関連部局と必要な調整を行い、関連施策を総合的・計画的かつ強力に推進する組織による連携を行う。
- 実用に即した市町村の利活用システムを構築する。
- バイオマス利活用の情報を住民や事業者に分かりやすく提供する。

バイオマス製品の高品質化のための方策

- 地域の産学官の連携による新たな技術開発等の促進などの解決すべき技術開発課題について検討する。

バイオマス製品及びE1規格の利用拡大の方策

- 普及啓発、市町村地区計画の策定、関連機関等の連携推進などを行う。

取組名称	下水道等の汚泥のリサイクル	取組の主体	島根県
対象廃棄物	産業廃棄物	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	島根県土木部下水道推進課 TEL：0852-22-5227/FAX：0852-22-6049		
<p>【取組の概要】</p> <p>水質保全などに必要不可欠な社会基盤施設である下水道について、島根県では平成 12 年に「新・全県域下水道化構想」を策定して整備の促進に努めてきた。その結果、下水処理の過程で発生する汚泥の量も増加してきており、流域下水道では、堆肥やセメント原料とする取組、木次・三刀屋浄化センターでは発酵分解する取組を行っている。</p>			
<p>【取組内容】</p> <p><b>はじめに</b></p> <p>下水道は、快適でゆとりと潤いのある生活環境の創出に加えて、河川や湖沼等公共用水域における水質保全を図るために、また、高齢化、少子化の進む島根県にとって定住条件の確立のためにも、必要不可欠な社会基盤施設である。</p> <p>このため、島根県では、平成 12 年に「新・全県域下水道化構想」を策定し、平成 22 年（2010 年度）の普及率 65%を目標に、これまで市町村と連携を図りながら、下水道の整備促進に努めてきた。</p> <p>その結果、平成 15 年度末の、公共下水道をはじめとした下水道普及率は 54.9%と、県民の半数強が利用できる状況となったが、一方で下水処理によって発生する汚泥が、下水道の普及に伴って年々増加している。現在は大部分を埋立処分しているが、持続的に発展するしまね循環型社会への転換や今後の処分地容量の枯渇、汚泥処分費の増大の懸念を背景に、島根県や市町村では、下水汚泥のリサイクルや減量化に積極的に取り組んでいる。</p> <p>公共下水道事業における取組事例は、以下のとおりである。</p> <p><b>宍道湖流域下水道における取組</b></p> <p>宍道湖流域下水道は、宍道湖・中海の水質保全、生活環境の改善等のため、松江市・安来市・東出雲町・玉湯町・広瀬町・八雲村（以上東部処理区）、出雲市・平田市・宍道町・斐川町・湖陵町・大社町（以上西部処理区）の 4 市 7 町 1 村を処理対象区域として、昭和 49 年から島根県と当該市町村により順次整備が進められてきた。</p> <p>東部処理区の下水を処理する「宍道湖東部浄化センター」（松江市竹矢町）は、昭和 56 年に供用を開始し、平成 6 年には、既存の施設の改造と増設を行い、従来の水処理では十分に除去できなかった窒素・リンの除去も行っている。</p> <p>汚泥処理については、嫌気性微生物の作用を利用した汚泥消化タンクを設け汚泥の量を 50%程度に減少させるとともに、焼却処理し、最終処分量（埋立）の減量に努めており、昭和 62 年には、汚泥を高温発酵させ堆肥化するコンポスト施設を導入し、コンポスト（汚泥発酵肥料）を製造して、「しんじ湖ゆうき」として販売している。また、平成 15 年度からは、汚泥のセメント原料化にも取り組んでいる。</p>			

西部処理区の下水を処理する「宍道湖西部浄化センター」（大社町中荒木）は、平成元年に供用を開始しており、発生する汚泥の全量を、山口県内に設置されている民間施設においてセメント原料化による有効利用を図っている。また、山陰地方でははじめてとなる卵型の汚泥消化タンクを建設中で、平成 17 年度の供用により、汚泥の減量化を行う予定としている。

宍道湖東部浄化センターで製造しているコンポスト



宍道湖西部浄化センターの汚泥消化タンク（平成 17 年度供用予定）



#### 木次・三刀屋浄化センターにおける取組

木次・三刀屋浄化センター（木次町里方）は、木次町、三刀屋町の市街地 540 ha、人口 11,000 人の污水处理施設として、木次町・三刀屋町公共下水道事務組合を設立し、平成 8 年度から事業に着手しており、平成 10 年度には第一期計画施設を完成し、平成 11 年度に供用開始している。

汚泥処理については、当初外部委託していたが、平成 13 年「汚泥発酵分解処理プラント」を導入して 10 月からここで全量を処理しており、ここでは、汚泥の発酵・分解プロセスをよりスムーズに行うため、発酵分解槽に奥出雲で産出する杉チップを充填している。この中に脱水した汚泥を投入し、攪拌・加温すると、杉チップを棲家（バイオコロニー）として繁殖した微生物が、汚泥のほとんどを水と二酸化炭素、アンモニアガスに分解する。このため、定期的に（半年に 1 回）交換が必要となった杉チップは、肥料登録したうえで農家に無償で頒布している。

木次・三刀屋浄化センター



汚泥発酵分解処理プラント



#### おわりに

これらの取組の結果、島根県内の流域下水道、公共下水道に係る下水汚泥の有効利用率は 40% に達しており、今後も、下水道の普及促進に合わせ、下水汚泥のリサイクルや減量化の推進に取り組んでいく。

取組名称	法定外目的税の導入	取組の主体	島根県
対象廃棄物	産業廃棄物	取組の目的	リデュース
お問い合わせ先	島根県総務部税務課 TEL：0852-22-6830/FAX：0852-22-6038		

【取組の概要】

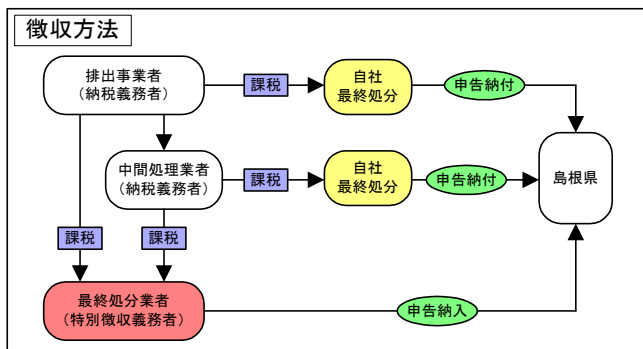
地方分権推進法の施行に伴い、地方公共団体に課税自主権が認められたことから、法定外目的税の創設など税の活用による廃棄物の減量対策の検討が進められた。島根県においても産業廃棄物に関する税について報告書を取りまとめ、導入の是非について、税の目的や用途、効果や影響等について関係部局と議論を行い、「産業廃棄物減量税」として条例化した。今後、平成17年4月1日からの施行に向け、納税義務者等関係者への説明会や制度周知を行っていく予定としている。

【取組内容】

島根県では、産業廃棄物の削減を目的とした「産業廃棄物減量税」の創設のためにより具体的な検討を行うため「島根県地域環境税制懇話会」を設置し、検討結果を報告書として取りまとめている。懇話会によって提案された具体的な税制度案は平成16年6月の議会に提案し条例化した。平成17年4月1日から施行する予定となっている。

税制度の仕組み

納税義務者	産業廃棄物の排出事業者、中間処理業者
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
徴収方法	①排出事業者が最終処分業者に処分を委託する場合、最終処分業者が排出事業者から税を徴収して県に申告納入する。 ②排出事業者が中間処理業者に処理を委託する場合、最終処分業者が中間処理業者から税を徴収して県に申告納入する。 ③排出事業者、中間処理業者が自社所有の最終処分場に埋め立て処分する場合、自らが税を県に申告納付する。
最終処分場	・産業廃棄物最終処分場 ・一般廃棄物最終処分場（産廃を処理する場合）
課税標準	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量
税率	産業廃棄物の搬入量1tあたり1,000円 経過措置：1年目-333円、2年目-666円



懇話会の調査・検討内容

- ① 産業廃棄物対策のための法定外目的税の導入の必要性
- ② 法定外目的税の仕組み
- ③ その他目的達成に必要な事項

懇話会での検討経緯

OH15.10.1  
島根県地域環境税制懇話会の設置  
OH15.10.24～H16.3.11  
会 合：6回開催  
現地視察：1回（2カ所）実施  
OH16.3.25  
報告書を島根県知事に提出

税収入の使い道

- 再資源化関係
  - ・リサイクル技術開発への助成
  - ・リサイクル品の販路の確保策
- 環境教育・イベント関係
  - ・学習につながるイベントの実施
  - ・廃棄物処理施設の施設見学会の開催
- 処分場関係
  - ・産業廃棄物処分場建設のための基金

今後の予定

- 条例施行等  
平成17年4月1日を予定  
(5年間の時限措置)
- 国の同意
- 説明会の開催(平成16年10・11月)
- 制度の周知

取組名称	しまね循環型社会推進会議の設置	取組の主体	島根県														
対象廃棄物	—	取組の目的	推進・啓発														
お問い合わせ先	島根県環境生活部廃棄物対策課 TEL：0852-22-6302/FAX：0852-22-6738																
<p>【取組の概要】</p> <p>県民、事業者及び行政から構成される「しまね循環型社会推進会議」を設置し、各主体が一体となって3Rを推進することにより、しまね循環型社会の実現を目指している。</p>																	
<p>【取組内容】</p> <p>しまね循環型社会推進会議では、県民、事業者及び行政がしまね循環型社会の実現に向けて各主体間の連携と協力を図り、3Rを推進することにより、環境への負荷ができる限り低減されたしまね循環型社会を実現することを目的としている。この目的を達成するため、しまね循環型社会推進会議では次の事業を行っている。</p> <p>また、委員は次に示す分野の25名の者から構成されている。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">しまね循環型社会推進会議が行う事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>廃棄物の発生抑制及び循環的な利用に関する情報交換</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>各主体の実践活動の連携及び促進</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>しまね循環型社会の形成に向けた島根県の施策への提言</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>その他しまね循環型社会を形成するために必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>				しまね循環型社会推進会議が行う事業		①	廃棄物の発生抑制及び循環的な利用に関する情報交換	②	各主体の実践活動の連携及び促進	③	しまね循環型社会の形成に向けた島根県の施策への提言	④	その他しまね循環型社会を形成するために必要な事項				
しまね循環型社会推進会議が行う事業																	
①	廃棄物の発生抑制及び循環的な利用に関する情報交換																
②	各主体の実践活動の連携及び促進																
③	しまね循環型社会の形成に向けた島根県の施策への提言																
④	その他しまね循環型社会を形成するために必要な事項																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">しまね循環型社会推進会議の構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>学識経験者：2名（県立大学、女子短大）</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>消費者関連団体：3名（松江・邑智・島後連合婦人会）</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>事業者：1名（侑みしまや）</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>関連団体：11名（商工会議所連合会等）</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>行政：4名（松江市、浜田市、島後町村組合、県）</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>公募：4名</td> </tr> </tbody> </table>				しまね循環型社会推進会議の構成員		①	学識経験者：2名（県立大学、女子短大）	②	消費者関連団体：3名（松江・邑智・島後連合婦人会）	③	事業者：1名（侑みしまや）	④	関連団体：11名（商工会議所連合会等）	⑤	行政：4名（松江市、浜田市、島後町村組合、県）	⑥	公募：4名
しまね循環型社会推進会議の構成員																	
①	学識経験者：2名（県立大学、女子短大）																
②	消費者関連団体：3名（松江・邑智・島後連合婦人会）																
③	事業者：1名（侑みしまや）																
④	関連団体：11名（商工会議所連合会等）																
⑤	行政：4名（松江市、浜田市、島後町村組合、県）																
⑥	公募：4名																
しまね循環型社会推進会議の開催状況																	
	第1回	第2回	第3回														
日時	平成15年3月27日(木) 13:30～15:30	平成15年10月31日(金) 13:30～15:30	平成16年3月17日(水) 13:30～15:30														
議題	① 廃棄物の減量化・循環的利用の現状及び今後の取組	① しまねエコショップの利用促進について ② 一般廃棄物（生活系、事業系）の分別排出・分別収集について	① しまねエコショップの利用促進について ② 一般廃棄物（生活系、事業系）の分別排出・分別収集について														

取組名称	省エネルギー等の環境への負荷ができる限り低減された行動の推進	取組の主体	島根県
対象廃棄物	—	取組の目的	リデュース
お問い合わせ先	浜田総務事務所 TEL：0855-29-5505 / FAX：0852-29-5524		

【取組の概要】

庁舎の建築、改築や大規模な修繕あるいは通常の維持管理に当たって、省エネルギー設備の導入や、電気消費量の節減等に努め、エネルギー節約を通じて石炭・石油の消費に伴う廃棄物の発生抑制を行っている。

【取組内容】

平成14年度に建設工事に着工し、現在建設が進められている新浜田合同庁舎本館では、省エネルギー設備の導入が積極的に行われている。外構工事や旧庁舎本館の取り壊しなど、事業全体が完了するのは平成16年度末であるが、新庁舎本館は既に完成している。



新浜田合同庁舎本館

庁舎の建て替えで行われた省エネルギーに対する取組は以下のとおりである。

○電気設備○

照明器具は主として蛍光灯を選定し、高効率器具を採用した。また、照明器具の制御を以下のとおり行い、省エネルギーに努めている。

①昼光利用制御	昼光センサーを設置し執務室の窓側を連続調光として昼光を利用する。
②初期照度補正制御	初期照度を抑えることにより無駄な電力消費をなくす。
③人感連動制御	廊下、トイレ及び湯沸かし室など人がいない場合は消灯とする。
④スケジュール制御	昼休みや閉庁時には、共用部等の照明器具を間引き点灯ができる点滅制御を行う。

○給排水衛生設備○

- ①雨水利用設備を設け便器洗浄水及び植栽用散水に使用し、上水使用を少なくする。
- ②便所に擬音装置を設け、使用水を少なくする。
- ③節水型便器を採用し、使用水を少なくする。
- ④便所洗面器に自動水栓を採用し、上水使用を少なくする。

○空気調和設備○

空調熱源の燃料に都市ガスを採用し、二酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの発生を削減させる。

取組名称	公共関与型処理施設等の計画的整備の促進	取組の主体	島根県
対象廃棄物	産業廃棄物	取組の目的	適正処理
お問い合わせ先	島根県環境生活部廃棄物対策課 TEL：0852-22-6790/FAX：0852-22-6738		

【取組の概要】

健全な地域産業の育成と産業廃棄物処理の適正処理を目的に、公共の信頼性と持続性を活かした公共関与型処理施設の計画的な整備を促進している。

【取組内容】

近年における産業経済の発展に伴い、各種産業活動から排出される廃棄物は、量の増大に加えその質も多様化していることから、産業廃棄物の適正処理による環境保全はもちろんのこと、島根県内における産業活動を支援するうえにおいても極めて重要であり、緊急を要する課題となっている。

このような状況から、産業廃棄物の適正処理を行うため、平成4年3月に第3セクターによる「財団法人島根県廃棄物管理センター」（現在は「財団法人島根県環境管理センター」に改称）を設立し、環境事業団に依頼して処理施設の建設を進め、平成14年4月に供用を開始した。

島根県でははじめてとなる公共関与型産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」は、モデル的施設として産業廃棄物の適正処理を進め、地域住民の快適で潤いのある生活環境づくりと経済の健全な発展を支援している。



○施設の概要

施設の種類	設備の概要等	施設の能力等
最終処分場	管理型処分場（2重遮水構造） 安定型処分場 電氣的漏洩検知システム	753,000 m <sup>3</sup> 1,164,000 m <sup>3</sup>
浸出水処理施設	浸出水処理設備 浸出水調整槽	55 m <sup>3</sup> /d 1,00 m <sup>3</sup>
管理事務所	受付計量設備、 監視モニター設備等	-
関連施設	防災調整池 付替河川（右谷川）	10,485 m <sup>3</sup> 1.1 Km
破碎施設	油圧駆動一軸剪断式	200~600 t/d
汚泥改質機	回転ドラム（固化剤）	9.9 m <sup>3</sup> /d
その他道路等	搬入道路、監理道路、 工事用道路等	3.9 Km
総開発面積		259,000 m <sup>2</sup>

○受入廃棄物

	種類
産業 廃棄物 安定型	ゴムくず
	廃プラスチック類
	金属くず
	がれき類
	ガラスくず及び陶磁器くず
産業 廃棄物 管理型	紙くず、繊維くず
	木くず
	鋳さい
	ばいじん
	汚泥
	燃え殻
	政令13号廃棄物

## 第5章 まとめ



## 1. 進捗状況調査結果の総括

- ・ 本計画を策定して以降、島根県内では、県民・事業者・行政（市町村・県）の各主体により、数値目標の達成に向けた数多くの施策が推進されています。
- ・ 引き続き、ごみの減量等の積極的な取組を行うことにより、平成17年度に達成すべき数値目標については、おおむね達成が可能と考えられます。
- ・ ただし、一般廃棄物の排出量に係る目標については、市町村の取組が遅れていることや、排出者である県民のごみ減量等に対する意識は高いものの行動が伴っていないことなどから、県民1人1人のライフスタイルを見直し、ごみ減量に向けた施策の取組を強化することが必要と考えられます。

### ■ 一般廃棄物について

項目	概要
①排出量	<p>【排出状況】</p> <p>平成14年度の排出量は271千tであり、平成17年度までに年間22千tの減量（1人1日当たり約80g）を行う必要があります。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村においては、本計画を踏まえた一般廃棄物処理基本計画の策定が遅れており、数値目標の達成を念頭においた施策の展開があまり行われていないものと考えられます。</li> <li>また、県民や事業者に対して、ごみ減量に関する啓発や支援事業は行っているものの、県民・事業者と連携した取組体制の整備はあまり行われていないことや、一般廃棄物を多量に排出する事業者に対する指導が徹底されていないこと等、今後、市町村が取り組まなければならない施策は数多くあるものと考えられます。</li> <li>・ 県民を対象としたWebモニター調査によれば、循環型社会への関心度は極めて高く（関心がある：93%）、多くの県民が個々の取組を行っていますが、地域活動への参加状況及び参加意欲はともに低くなっています。</li> </ul> <p>【目標を達成するためには】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標を達成するためには、市町村において、ごみ減量に向けた施策の強化を行うことが必要です。</li> <li>・ また、県民においては、ごみの出やすい現在のライフスタイルを見直し、事業者においては、ごみ減量に向けたより積極的な取組が必要です。</li> </ul>

(一般廃棄物のつづき)

項 目	概 要
②再生利用率	<p>【再生利用状況】</p> <p>平成14年度の再生利用率は17.3%であり、おおむね計画どおりの進捗状況となっています。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市町村においては、容器包装リサイクル法に基づく再資源化を行うため、リサイクルプラザ等の施設整備を進めており、再生利用率の向上に努めています。</li><li>・ 県民においては、リユースに関する取組は幾分低い（行っている:57%）ものの、リサイクルに関する取組は73%と高いものとなっています。</li></ul> <p>【目標を達成するためには】</p> <p>県民においては、今後とも3Rが実践されることが期待できる（行う:85%）ことから、現状の取組を維持することにより、目標は達成されるものと考えられます。</p>
③最終処分量	<p>【最終処分状況】</p> <p>平成14年度最終処分量は49千tであり、おおむね計画どおりの進捗状況となっています。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市町村においては、ごみの発生抑制の推進及びリサイクルプラザ等の施設整備による再生利用率の向上等により、最終処分量の減量が取り組まれています。</li><li>・ 県民においては、ごみ減量に対する取組及びごみの分別排出により、最終処分量の減量が行われています。</li></ul> <p>【目標を達成するためには】</p> <p>リサイクルプラザ等の施設整備等により、平成15年度最終処分量はおおむね47.5千tまで減少する見込みとなっています。</p> <p>このため、3Rに対する現状の取組を維持する程度で、目標の達成は可能と考えられますが、しまね循環型社会を形成するうえにおいては、各主体において、最終処分量のさらなる削減を目指すことが必要と考えられます。</p>

■ 産業廃棄物について

項目	概要
①排出量	<p>【排出状況】</p> <p>平成15年度の排出量は1,766千tであり、平成11年度から平成15年度にかけ、多少の増減はあるものの、おおむね横ばい推移となっています。</p> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者では、環境マネジメント規格（ISO14001）の認証取得をはじめ、廃棄物発生量の少ない生産流通販売技術の開発（実態調査では73%が行っていると回答）等が行われており、産業廃棄物の発生量の削減が積極的に行われているものと考えられます。</li> <li>島根県においては、多量排出事業者等への指導強化に努めています。</li> </ul> <p>【目標を達成するためには】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者を対象とした実態調査結果より、発生抑制に対する取組は、今後とも積極的に行われるものと考えられることから、現在の取組を引き続き行うことで、目標の達成は可能と考えられます。</li> <li>また、島根県においては、産業廃棄物の減量化に向けた事業者の取組をより一層推進するため、引き続き指導の強化に努めることが必要と考えられます。</li> </ul>
②再生利用率	<p>【再生利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業を除く産業廃棄物の再生利用率は、平成15年度において57.0%であり、おおむね数値目標と同等の率となっています。</li> <li>農業から排出される産業廃棄物の再生利用率は、平成15年度において91.0%であり、おおむね計画どおりの進捗状況となっています。</li> </ul> <p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者では、拡大生産者責任の原則に基づいた取組が進められており、リサイクルに対する取組は積極的に行われています。特に多量排出事業者では、「再生利用商品の使用状況：行っている83%」、「リサイクル関連法に則した廃棄物の再生利用状況：行っている83%」となっています。</li> <li>また、地域の再生利用の促進を支えるための産業についての関心も高く、多量排出事業者では、「関心がある」という回答が95%を占めていました。</li> <li>島根県では、発生量の特に多い汚泥、がれき類、ばいじんのリサイクルを促進するため、積極的に施策を展開しています。また、農業に関しては、事業者に対しての指導を強化してきました。</li> </ul> <p>【目標を達成するためには】</p> <p>リサイクルなど、環境保全に積極的に取り組んでいない企業は、社会的に認知されにくくなっていることから、今後とも、事業者においては、積極的な取組が行われるものと考えられ、目標を達成することは可能と考えられます。</p> <p>なお、島根県においても、事業者の取組をより一層推進するため、施策の強化に努めることが必要と考えられます。</p>

(産業廃棄物のつづき)

項目	概要
③最終処分量	<p>【最終処分状況】</p> <p>平成15年度最終処分量は276千tであり、平成11年度最終処分量とおおむね同等となっています。</p> <p>【取組状況】</p> <p>事業者においては、発生抑制及び再生利用の促進により、最終処分量の削減に努めているものと考えられます。</p> <p>ただし、島根県内の産業廃棄物の最終処分量のおおむね半分は、中国電力三隅火力発電所によるものであることから、ここで発生するばいじんの需要があるか否かにより、島根県内の最終処分量は大きく増減しています。</p> <p>【目標を達成するためには】</p> <p>先にも述べたとおり、3Rに対する事業者全体の取組は、今後とも進むことが考えられるものの、ばいじんが大きな部分を占めていることから、今後は、リサイクル技術の開発や、島根県内におけるリサイクル製品の利用先の確保等に力を注ぐことが必要と考えられます。</p>

---

## 2. 計画の見直し

---

平成18年3月を目途に、本計画の改訂を行う予定としています。

主な改訂点としては、数値目標（平成22年度目標）の見直し（必要に応じて）、施策の見直し及び新たな法制度等（循環型社会推進基本法に基づく循環型社会推進基本計画等）への対応となります。